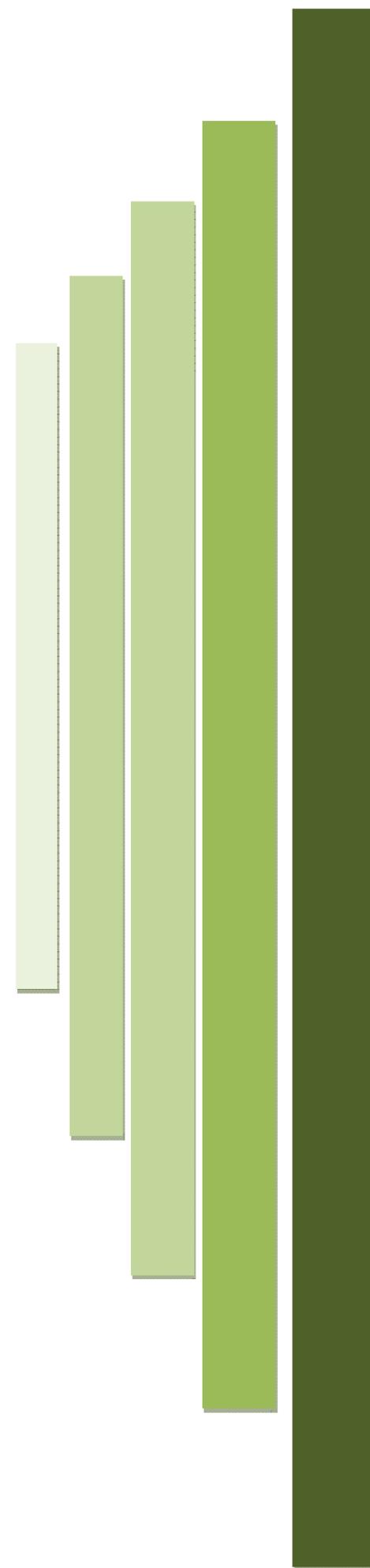


流山市総合計画 後期基本計画（平成22～31年度）

上期実施計画（平成22～24年度）

施策体系・事務事業一覧



目 次

1節 整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山（都市基盤の整備）

- ★ 1項 生態系に配慮した公園・緑地・水辺等空間の整備・管理・・・・・・・・ 1
- ★ 2項 地域特性に合った良好な市街地整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 3項 個性ある公共空間・歴史環境の形成と保全・・・・・・・・・・・・ 3
 - 4項 快適な生活環境を目指した下水道整備の推進・・・・・・・・・・・・ 4
- ★ 5項 土地利用・生活環境に配慮した道路整備・・・・・・・・・・・・ 5
- 6項 安全性と快適性を兼ね備えた河川・排水路整備・・・・・・・・・・・・ 7
- 7項 水需要に応じた水道事業の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ★ 8項 利便性と快適性を重視した公共交通機関の整備充実・・・・・・・・ 9

2節 生活の豊かさを実感できる流山（生活環境の整備）

- 1項 豊かで美しい生活環境の創造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2項 環境共生社会を目指す廃棄物循環型都市づくり・・・・・・・・・・・・ 13
- ★ 3項 自然災害・都市災害への備えと予防・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ★ 4項 日常生活での安全性と快適性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 5項 賢い消費者の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 6項 市民の主体的連帯活動に支えられたコミュニティの推進・・・・・・・・ 21

3節 学び、受け継がれ、進展する流山（教育・文化の充実向上）

- 1項 いつでも、どこでも、誰もができる生涯学習の推進・・・・・・・・ 22
- ★ 2項 個性を生かす教育環境の基盤充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3項 次代を担う青少年を育てる地域環境づくり・・・・・・・・・・・・ 31
- 4項 ながれやま市民文化の継承と醸成・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- ★ 5項 スポーツ活動の基盤づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 6項 国際社会への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

4節 誰もが充実した生涯をおくることのできる流山（市民福祉の充実）

- ★ 1項 安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり・・・・・・・・ 35
- ★ 2項 高齢者や障害者がいきいき暮らせる社会づくり・・・・・・・・ 38
 - 3項 誰もが安心して暮らすことのできる生活支援づくり・・・・・・・・ 41
- ★ 4項 健康で明るい暮らしづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 5項 地域で支える福祉のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 6項 バリアフリーのまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 7項 誰もが安心して利用できる社会サービス体制づくり・・・・・・・・ 45

5節 賑わいと活気に満ちた流山（産業の振興）

- ★ 1項 商業の拠点づくりと地域密着型サービスの強化・・・・・・・・ 46
- ★ 2項 工業の強化と新たな産業の創造・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
 - 3項 誰もが安心して働ける環境・基盤づくり・・・・・・・・・・・・ 48
 - 4項 多様な方面からの農業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
 - 5項 特色ある観光の育成と創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

施策の推進方策 公・民パートナーシップによる構想実現と効率的、効果的行財政運営（行政の充実）

- 1項 市民参加の地域社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 2項 健全で効率的な行財政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 3項 地方分権・広域行政への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- 4項 男女共同参画社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

★ 印は、重点施策

施策体系・事務事業一覧の見方

この施策体系・事務事業一覧は、後期基本計画上期実施計画の参考資料であり、後期基本計画に位置付けた個別施策以下の詳細な施策体系と事務事業をすべて掲載しています。
 (消耗品費や出張旅費などの庶務的経費である各課の事務管理事業、選挙事務や統計調査などの法定受託事務、人件費など、一部の事業は掲載していません。)
 今後、行政評価システムによる施策や事務事業の評価を活用して事務事業の見直しを図り、本資料に基づき、実施計画の進行管理を行います。また、これらを予算編成に反映して、市民満足度の向上に努めます。

基本構想に基づく6つの政策（施策の大綱【1～5節】と施策の推進方策）を表記しています。

事業の予算上の一般会計・特別会計・企業会計の別を表記しています。
 一般：一般会計
 介護：介護保険特別会計
 老保：老人保健医療特別会計
 後期：後期高齢者医療特別会計
 国保：国民健康保険特別会計
 西鯖：西平井・鯖ヶ崎土地区画整理事業特別会計
 下水：公共下水道特別会計
 水道：水道事業会計

事業の「新規」と「継続」の別を表記しています。
 継続：前期基本計画（～平成21年度）から引き続き実施する事業
 新規：後期基本計画（平成22年度～）から新たに実施する事業

上期3か年のうち事業を実施する年度を「■」で表記しています。
 なお、平成25年度以降の実施年度については、参考として中期（平成25～27年度）、下期（平成28～31年度）で実施時期を表記しています。

基本構想に定める6つの政策の下に位置付けられている36本の施策名を表記しています。なお、このうち、後期基本計画における13本の重点施策は「★」を付けて表記しています。

後期基本計画において、施策の課題を解決するための基本方針に対応して位置付けられている個別施策名を表記しています。

取り組みを推進する手段としての事務事業名及び担当課名を表記しています。なお、担当課名については、平成22年度現在の課名を表記しています。

個別施策を推進する手段として個別施策の下に位置付けられている詳細施策名を表記しています。

詳細施策を推進する手段として詳細施策の下に位置付けられている主な取り組み内容を表記しています。

上期3か年で行う事業の内容を表記しています。なお、中期以降（平成25年度～）から新たに実施する事業は、中期以降の事業の内容を参考として表記しています。

政策名 <small>（施策の大綱【1～5節】 （施策の推進方策）</small>	施策名 <small>（項）</small>	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計区分	予算区分	事業内容	新継続区分	実施年度					地域区分	
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)		
											H22	H23	H24				
1節 整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山(都市基盤の整備)	★1項 生態系に配慮した公園・緑地・水辺等空間の整備・管理	1. 地域環境を活かした公園・緑地の整備充実	(1)公園緑地の整備保全(市街地内CO2吸収源倍増事業)	公園緑地の新設を推進します。	新市街地地区公園施設新設事業	みどりの課	一般	政策	新市街地地区内の良好な環境形成に必要な公園面積の確保を図るため、法定面積を超える公園用地の取得相当額を負担金として負担すると共に、大堀川に隣接した近隣公園などの整備を実施します。	継続	■	■	■	■	■	中部	
					運動公園周辺地区公園施設新設事業	みどりの課	一般	政策	運動公園周辺地区を代表する流山市総合運動公園の再整備や近隣公園、街区公園について地域の特性に合わせた公園整備を実施します。	新規			■	■	■	中部	
					西平井・鯖ヶ崎地区公園施設新設事業	みどりの課	一般	政策	西平井・鯖ヶ崎地区内の公園緑地について、公園施設整備事業を実施します。	継続		■	■	■	■	南部	
					木地区公園施設新設事業	みどりの課	一般	政策	木地区内の公園緑地について、公園施設整備事業を実施します。	新規				■	■	南部	
					既成市街地地区公園施設新設事業	みどりの課	一般	政策	既に市街地が形成されている地域の公園緑地について、地域の特性に合わせ、安心安全に配慮した公園の再整備を実施します。三輪野山近隣公園(H22年度)・三輪野山4号公園(H23年度)	継続	■	■	■	■		全域	
					県立市野谷の森公園施設新設事業	みどりの課	一般	政策	千葉県が県立公園としてオオタカが生息する樹林の保全整備を図る事業に対し、その事業費の一部を流山市が負担金として支出します。	継続	■	■	■	■	■	中部	
					公園緑地の維持管理を推進します。	街路樹整備事業	みどりの課	一般	政策	市街地の代表的な緑である街路樹を補植、剪定、緑の景観を保つとともに、緑陰を提供します。	継続	■	■	■	■	■	全域

事業の予算上の経費の別を表記しています。
 経常：法令等に基づき実施する事業や、毎年度経常的に実施している事業で、実施にあたり政策的判断を要さない事業
 例：法令の範囲で支出する扶助事業
 国等の負担金に基づく事業など
 政策：政策的課題の解決のため、市町村が独自に実施する事業で、実施にあたっては政策的判断を要する事業
 例：大規模な建設事業
 法令の基準を上回って実施する市単独扶助事業など
 ー：人件費や各課の庶務的経費等により実施する事業で、予算上、個別の事業として独立して示すことが困難な事業

※各年度の予算説明書では、説明欄の事業名に(1)～(49)の番号が付されている事業が「経常事業」、(50)～の番号が付されている事業が「政策事業」となっています。

事業を実施する地域を表記しています。
 全域：市内全域を対象に実施
 北部：北部地域（北部中学校区・東深井中学校区）
 中部：中部地域（常盤松中学校区・西初石中学校区）
 南部：南部地域（南部中学校区・南流山中学校区）
 東部：東部地域（東部中学校区・八木中学校区）

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
					木地区一体型特定土地区画整理 国費対象市負担事業	まちづくり推進課	一般	政策	千葉県との負担協定に基づき、県施行の木地区一体型特定土地区画整理国費 対象事業費の市負担分を負担します。	継続	■	■	■	■		南部
					木地区一体型特定土地区画整理 単独費負担事業	まちづくり推進課	一般	政策	千葉県との負担協定に基づき、県施行の木地区一体型特定土地区画整理単独 事業費の1/2を負担します。	継続	■	■	■	■		南部
					TX沿線区域内水道配水施設整備 出資事業	まちづくり推進課	一般	政策	TX沿線区域内の水道配水施設整備に伴う資本費の増大による水道料金高騰を 抑制するため、水道企業会計に出資します。	継続			■	■	■	中部 南部 東部
				流山おおたかの森駅及 び流山セントラルパーク 駅前のまちづくりを推進 します。	新市街地地区高質空間整備事業	まちづくり推進課	一般	政策	流山おおたかの森駅東西駅前線の電線地中化(高質空間整備)を行い、市民や 駅利用者等に電柱のない安全で快適な空間を提供するとともに本市の新都心に ふさわしいグレードの高い景観を形成します。	新規				■		中部
					運動公園周辺地区高質空間整備 事業	まちづくり推進課	一般	政策	流山セントラルパーク駅東西駅前線の電線地中化(高質空間整備)を行い、市民 や駅利用者等に電柱のない安全で快適な空間を提供するとともに本市の新都心 にふさわしいグレードの高い景観を形成します。	新規				■		南部 東部
					公開通路等整備事業	まちづくり推進課	一般	政策	流山おおたかの森駅周辺にTX高架下空間を利用した公開通路とバスシェルター を整備し、本市の新都心にふさわしい快適で利便性の高い駅前空間を形成しま す。	継続	■	■	■	■	■	中部
		(3)土地区画整理 事業の調整	TX沿線整備事業を円 滑に進めるため、各種 調整を行います。	4地区施行者・各施設管理者・関 係機関との協議調整事業	まちづくり推進課	一般	—	—	市内で進められている4地区のTX沿線整備を推進するため、関係機関との協議・ 調整に努めます。	継続	■	■	■	■	■	中部 南部 東部
				流山地区沿線整備事業推進懇談 会等の運営及び情報提供事業	まちづくり推進課	一般	—	—	各施行地区の事業推進を図るため、適宜施行者との情報交換を行います。	継続	■	■	■	■	■	中部 南部 東部
		(4)TX駅センター地 区の活用	流山おおたかの森駅セ ンター地区の土地活用 を促進します。	駅前センター地区まちづくり推進事 業	まちづくり推進課	一般	政策	政策	センター地区に申出をした地権者で構成される街づくりに関する自主運営組織 (まちづくり協議会等)の立ち上げと活動の支援を行い、良好な市街地形成を促進 します。	継続	■	■	■	■		中部
			TX駅前市有地の有効 利用を推進します。	土地開発基金繰戻事業	まちづくり推進課	一般	政策	政策	土地開発基金で取得した新都心用地の土地活用を図るために買戻しを行いま す。	継続			■	■		中部 東部
				流山セントラルパーク駅前市有地 活用事業	誘致推進課	一般	政策	政策	流山セントラルパーク駅前市有地の有効活用を同駅商業地まちづくり協議会と連 携し、進めていきます。	継続	■	■	■	■		南部 東部
				流山おおたかの森駅前市有地活 用事業	誘致推進課	一般	政策	政策	流山おおたかの森駅前の市有地を活用するために、基礎調査を実施し、市場の ニーズ、市民・周辺沿線のニーズを把握します。さらに、活用のための事業スキ ーム推進などのアドバイザー業務の実施により企業誘致につなげていきます。	新規	■	■	■	■	■	中部
			流山おおたかの森駅セ ンター地区の活性化を 推進します。	都市広場等管理事業	まちづくり推進課	一般	政策	政策	本市の表玄関となる流山おおたかの森駅南口都市広場等の良好な管理を行い 市民や来訪者に快適な環境を提供します。	継続	■	■	■	■	■	中部
		(5)流山グリーン チェーン戦略の推進	みどり豊かな生活環境 を作るための調査や普 及活動などを行います。	流山グリーンチェーン戦略推進事 業	みどりの課	一般	政策	政策	つくばエクスプレス沿線整備区域内の「熱環境現況観測調査」を継続して実施す るほか、「流山グリーンチェーン戦略」の普及・啓発を図るため、市民や住宅事業 者などを対象とした各種講習会などを実施します。	継続	■	■	■	■	■	全域
	2. 既成市街地の整 備	(1)既成市街地内 の駅周辺の整備	既成市街地内の駅周辺 のまちづくりを推進しま す。	運河駅東口周辺市街地整備事業	まちづくり推進課	一般	政策	政策	平成22年度も駅前広場・駅前道路等の用地取得を行ない、平成23,24年度に道 路改良工事を実施します。	継続	■	■	■			北部
				運河駅東口周辺北側地区等整備 事業	まちづくり推進課	一般	政策	政策	現在実施中の運河駅東口周辺市街地整備事業の完了後、その北側に位置する 地区の整備事業を実施します。	新規			■	■	■	北部
				南流山駅周辺市街地再整備事業	まちづくり推進課	一般	政策	政策	駅周辺を「副次交流拠点」に相応しい土地利用を図るため、地権者の意向を踏ま えた調整等を実施します。	新規				■	■	南部
	3. 開発事業の適正 指導	(1)開発行為の適 正指導	開発指導に関し、「条 例」及び「要綱」等を整 備し指導及び誘導の充 実を推進します。	開発行為等指導事業	宅地課	一般	—	—	開発事業について、良好な都市環境の形成に向け事業者に適正な指導及び誘 導を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方案))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分	
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)		
											H22	H23	H24				
3項 個性ある公共空間・歴史環境の形成と保全	4. 開発許可・建築確認情報の整備管理	(1)道路情報の整備・管理	指定道路調書及び指定道路図の作成を推進します。	指定道路図及び指定道路調書作成事業	建築住宅課	一般	政策	建築基準法施行規則に規定される指定道路に関する調整基準に基づき指定道路図及び指定道路調書を作成します。	新規	■					全域		
			(2)情報の電子データによる一元化	道路情報管理システムの導入を推進します。	統合型地図情報システム導入事業	建築住宅課	一般	政策	用途地域や道路、敷地の状況など建築計画に関する情報を一元管理できるシステムを構築します。	新規			■		全域		
			開発許可・建築確認情報等を電子データ化し、開発の調査の迅速化及び各種許可書の発行、管理の一元化を推進します。	開発許可管理システム構築事業	宅地課	一般	政策	開発許可情報等を電子データ化し、開発の調査の迅速化及び各種許可証の発行等の管理の一元化を図ります。	新規	■	■	■	■	■	全域		
			建築確認支援システム更新事業	建築住宅課	一般	政策	現行の建築確認支援システムは、新たに建築行政供用データベースシステムに移行されることから、リース契約が満了となる平成23年7月からは、この新システムの導入を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域		
	1. 景観形成の誘導推進	(1)景観形成の推進	景観条例に基づく届出に対する協議、指導及び景観計画の更新をします。	景観形成推進事業	都市計画課	一般	政策	景観計画及び景観条例に基づき良好な景観の形成を目指します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
				景観形成に関する市民・事業者・職員への啓発事業	都市計画課	一般	—	景観についてパンフレットを作成し、ホームページや広報等による啓発活動を推進します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
				既存市街地における建築協定の締結及び更新を推進します。	建築協定締結・更新支援事業	建築住宅課	一般	—	新たしく開発される大規模な住宅団地における建築協定の誘導や既に建築協定が定められている地区における協定の更新を進め、良好な住環境の整備・保全に努めます。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
	2. 建築協定・地区計画の誘導推進	(2)地区計画の決定	地区のまちづくりルールの策定を促進します。	地区計画に関する図書作成事業	都市計画課	一般	政策	地区計画の導入における原案縦覧や案縦覧等都市計画の手続きを行うための図書を作成します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
				つくばエクスプレス沿線地域の用途地域等の図書作成事業	都市計画課	一般	政策	TX沿線区域の土地区画整理事業の円滑な推進を図るため、事業進捗にあわせ、用途地域等の変更に必要な資料や図書を作成します。	継続	■	■		■		■	中部	
				まちづくり等の専門家を派遣し地域のまちづくりを支援します。	まちづくり相談員派遣事業	都市計画課	一般	政策	地域中心となる良好なまちづくり活動に対し、まちづくり相談員を派遣し、市民の自主的なまちづくり活動の支援及び推進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
	3. 専門家を活用した良好なまちづくりの誘導	(1)地域に合ったルールづくりの支援	まちづくり等の専門家を派遣し地域のまちづくりを支援します。	市民参加のまちづくりに関する支援・啓発事業	都市計画課	一般	—	まちづくり相談員の派遣について、パンフレットや広報等による啓発活動を推進します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
				都市計画の見直しに必要な調査等を推進します。	建築動態調査事業	都市計画課	一般	政策	都市計画法第6条に規定する基礎調査のデータ収集を行い、前年度に申請のあった建築確認の件数、用途、規模、内容等をまとめ県へ提出します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
	4. 都市計画の変更・見直し	(1)都市計画の変更	都市計画の見直しに必要な調査等を推進します。	都市計画図修正業務事業	都市計画課	一般	政策	都市計画の見直しが概ね5年毎に行われることから、最新の地形を把握し、都市計画図の修正を行います。	新規		■				■	全域	
				まちづくり手法検討事業	都市計画課	一般	政策	本市の将来都市像を実現するため、現行の都市計画法、建築基準法等の制度の活用と一体的に本市の地域性を踏まえた独自のまちづくり手法(条例等)のあり方について検討を行います。	新規	■						■	全域
都市計画に関する基礎調査事業				都市計画課	一般	政策	都市計画に関する基礎調査を都市計画法第6条に基づき、概ね5年毎に行います。	新規			■				■	全域	
調査結果を踏まえ都市計画の見直しを推進します。				市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画見直し事業	都市計画課	一般	政策	都市計画法第6条の都市計画基礎調査に基づき、市街化区域及び市街化調整区域等に関する都市計画の見直しを行います。	新規		■	■	■	■	■	■	全域
都市計画審議会事業				都市計画課	一般	経常	都市計画を決定する前にその案について、調査及び審議を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域
高度地区見直し事業				都市計画課	一般	政策	市街化区域内における建築物の高さ制限について都市計画決定を行い、まちづくりを誘導することにより、居住環境及び良質な市街地の形成を目指します。	新規		■	■					■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方策))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分				
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)					
											H22	H23	H24							
					生産緑地に関する図書作成事業	都市計画課	一般	政策	生産緑地地区の変更に伴い、都市計画審議会や関係機関協議資料及び都市計画図書を作成します。	継続	■	■	■	■	■	全域				
					都市計画マスタープラン進行管理事業	都市計画課	一般	政策	平成17年2月に策定しました、都市計画マスタープランについて実施状況調査を実施し、後期基本計画やその他計画書との整合を図ります。	新規				■		全域				
					駐車施設整備に関する基本計画策定事業	都市計画課	一般	政策	TX沿線地域及び既成市街地における駐車需要の見通しや、駅周辺の開発計画との整合を図った駐車施設整備のあり方について検討を行うことにより、道路機能を保持し、円滑な道路交通を確保します。	新規			■	■		全域				
			(2)都市計画情報の提供	用途地域等の窓口・電話照会に最新情報の正確な提供を推進します。	都市計画決定に関する概要書作成事業	都市計画課	一般	政策	都市計画決定等の情報を市民に分かりやすい概要書を作成することにより、市民及び事業者等のまちづくりに対する意識向上を図ります。	新規		■				全域				
					都市計画地理情報システム更新事業	都市計画課	一般	経常	都市計画地理情報の適性かつ円滑な管理を行い、各種作業図作成や窓口での情報提供を行うことにより、事務の円滑な推進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域				
					都市計画情報ホームページ掲載事業	都市計画課	一般	政策	都市計画情報等を市のホームページに掲載することにより、随時、市民や事業者への情報提供します。	新規				■	■	全域				
4項 快適な生活環境を目指した下水道整備の推進	1. 流域関連公共下水道の整備	(1)流域下水道及び流域関連公共下水道整備		下水道全体計画の見直しを推進します。	流域関連公共下水道全体計画見直し事業	下水道建設課	下水	政策	千葉県策定の上位計画の変更により、流域関連公共下水道全体計画(江戸川左岸流域下水道、手賀沼流域下水道)を見直します。	継続	■						全域			
					公共下水道計画の変更(都市計画法、下水道法)を推進します。	公共下水道計画変更業務委託事業	下水道建設課	下水	政策	向小金2丁目、3丁目及び向小金4丁目の事業認可を取得し、公共下水道を推進します。駒木台第2自治会の都市計画決定を行い、公共下水道を推進します。	継続	■			■	■		全域		
					隣接市と共用する公共下水道管の整備を推進します。	公共下水道共用管建設負担事業	下水道建設課	下水	政策	隣接する松戸市、柏市及び野田市と共用する公共下水道管の整備を推進します。	継続					■	■		全域	
					流域関連公共下水道の整備を推進します。	江戸川左岸流域関連公共下水道整備事業	下水道建設課	下水	政策	下水道整備の拡大を図ることで、市民に快適な生活環境を提供するとともに、公共用水域を保全します。整備区域として、東深井・江戸川台西3丁目・西初石2、4丁目・平和台4丁目・野々下3、5丁目・名都借・松ヶ丘4丁目・西松ヶ丘1丁目・向小金1、2丁目地先を順次整備拡大を図ります。	継続	■	■	■	■	■			全域	
						手賀沼流域関連公共下水道整備事業	下水道建設課	下水	政策	下水道整備の拡大を図ることで、市民に快適な生活環境を提供するとともに、公共用水域を保全します。整備区域として、東初石3丁目・駒木地先等を順次整備拡大を図ります。	継続	■	■	■	■	■			中部	
					土地区画整理事業の進捗に合わせ流域関連公共下水道の整備を推進します。	地区内汚水整備事業	下水道建設課	下水	政策	新市街地地区、運動公園周辺地区、木地区及び西平井・鱈ヶ崎地区の土地区画整理事業の造成計画の進捗に併せ汚水管を整備します。	継続	■	■	■	■	■			中部南部 東部	
					過年度発行の市債の償還を推進します。	下水道債元金償還事業	下水道業務課	下水	政策	毎年度、公共下水道事業財源の一部として過年度に発行した市債の元金を償還します。	継続	■	■	■	■	■			全域	
						下水道債利子償還事業	下水道業務課	下水	政策	毎年度、公共下水道事業財源の一部として過年度に発行した市債の利子を償還します。	継続	■	■	■	■	■			全域	
					県事業流域下水道建設費の一部を負担します。	江戸川左岸流域下水道建設費負担事業	下水道建設課	下水	政策	県事業の江戸川左岸流域下水道建設費の一部を負担し、下水道事業を推進します。	継続	■	■	■	■	■			全域	
						手賀沼流域下水道建設費負担事業	下水道建設課	下水	政策	県事業の手賀沼流域下水道建設費の一部を負担し、下水道事業を推進します。	継続	■	■	■	■	■			中部	
					(2)流域下水道の維持・管理	県事業流域下水道維持管理費の一部を負担します。	流域下水道維持管理事業	下水道業務課	下水	政策	毎年度、本市公共下水道の接続先である千葉県所管の江戸川左岸及び手賀沼流域下水道終末処理場の汚水処理費等について、本市が排出する年間汚水量等に基づき費用の一部を負担します。	継続	■	■	■	■	■			全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分					
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)						
											H22	H23	H24								
2. 下水道の適切な維持・管理		(1) 下水道施設の 情報管理	下水道施設情報の一元 管理を推進します。	下水道台帳維持管理事業	下水道業務課	下水	政策	毎年度、既設の公共下水道施設の改築、修繕、清掃等の維持管理及び道路埋設物調査等に必要な下水道施設情報を把握するため、公共下水道の位置、管径等を記録する下水道台帳を整備します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域					
				下水道情報管理システム構築事業	下水道業務課	下水	政策	平成23～24年度に、公共下水道の適切な維持補修に活用するため、公共下水道の整備及び補修履歴等を記録する新たな下水道情報管理システムを構築し運用します。	継続		■	■	■	■	■	■	全域				
			(2) 下水道管の維持 管理	下水道管の小規模な改 修を推進します。	汚水管渠維持管理事業	下水道業務課	下水	政策	毎年度、公共下水道供用開始区域全域において、汚水管等の老朽化による破損及び詰まり等が発生した場合、その状況を解消するため、小規模工事又は清掃業務委託により対応します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域			
					汚水管渠補修事業	下水道建設課	下水	政策	既設の公共下水道施設への地下水等不明水の侵入水防止対策として、汚水管や取り付け管等の補修工事を行います。補修区域として、平和台地先等順次整備拡大を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域			
		(3) 簡易マンホール ポンプの維持管理	簡易マンホールポンプ の点検、補修を推進し ます。	簡易マンホールポンプ維持管理事業	下水道業務課	下水	政策	毎年度、市内の低地部から排出される汚水を高地部の下流側下水道管に排除するために設置した、簡易マンホールポンプ(7か所)の機能を保全するため、定期点検及び補修により適切に維持管理します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域			
				3. 公共下水道の普及啓発活動の推進	(1) 改造資金融資 制度の充実	資金融資あっせん制度を推進します。	排水設備事業	下水道業務課	下水	政策	毎年度、市下水道指定工事店に法令等に定める基準に適合した排水設備工事を施工させるため、排水設備計画確認申請書の受付及び工事完了検査を実施します。また、市民の公共下水道への切替えを支援するため、水洗便所等改造資金の融資あっせん及び利子補給を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域	
		★5項 土地利用・生活環境に配慮した道路整備	1. 幹線道路、補助幹線道路の整備	(1) 都市計画道路の整備	都市計画道路の整備を 千葉県に協力し、促進 します。	都市計画道路3・2・25号大畔駒木線道路改良事業	道路建設課	一般	政策	本路線は、埼玉、千葉、茨城を結び、つくばエクスプレス沿線整備地区のまちづくりを支援する広域的な幹線道路として、千葉県施行で平成11年度から延長723mについて整備を行っており、その事業費の一部を本市が負担金として支出します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	中部		
						都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線道路改良事業	道路建設課	一般	政策	本路線は、埼玉、千葉、茨城を結び、つくばエクスプレス沿線整備地区のまちづくりを支援する広域的な幹線道路として、千葉県施行で平成15年度から延長741mについて整備を行っており、その事業費の一部を本市が負担金として支出します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	中部		
						都市計画道路3・3・2号新川南流山線立体交差事業	道路建設課	一般	政策	主要地方道・県道松戸野田線の交通混雑の緩和、及びつくばエクスプレス沿線整備地区のまちづくりを支援する幹線道路として、千葉県施行で平成16年度から延長603mの整備を行っており、その事業費の一部を本市が負担します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	南部		
						都市計画道路の整備を 推進します。	都市計画道路3・3・28号中駒木線道路改良事業	道路建設課	一般	政策	本路線は、つくばエクスプレス沿線整備地区内・おおたかの森駅、セントラルパーク駅と県道豊四季停車場高田原線とを結ぶ幹線道路であり、アクセスの向上等のため、平成18年度から幅員18m、延長146mについて整備を進めます。	継続	■	■	■	■	■	■	■	中部	
都市計画道路3・4・10号市野谷向小金新田線立体交差事業	道路建設課					一般	政策	本路線は、東部地区と新市街地地区を結ぶ都市計画道路で、向小金・前ヶ崎地区のアクセスの改善と地域環境の向上を図るため、東小学校入口付近からJR常磐線、国道6号線を横断し県道松戸柏線までの、延長約650mの区間について、平成18年度から事業化に向け調査・検討を進めます。平成21年度～平成22年度：道路予備設計	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	東部		
都市計画道路3・4・9号南流山名都借線道路改良事業	道路建設課					一般	政策	本路線は、南流山地区、運動公園周辺地区と東部地区を結ぶ都市計画道路で、アクセスの改善、利便性向上のため、運動公園周辺地区界(八木南小学校地先)から富士見橋までの幅員18m、延長約350mについて整備します。	新規								■	■	南部		
都市計画道路3・5・16号三輪野山西平井線道路改良事業	道路建設課					一般	政策	本路線は、西平井・三輪ヶ崎区画整理地区と三輪野山・平和台地区を結ぶ都市計画道路であり、アクセスの改善を図るため、区画整理区域界から幅員16m、延長約40mについて整備します。	新規									■	■	南部	
都市計画道路の点検及び見直しをします。	都市計画道路の見直し事業					都市計画課	一般	政策	都市計画道路3・1・1号線を中心とした道路網の見直しを行い、区画整理事業及び道路整備の円滑な推進に寄与するため、都市計画変更に必要な図書を作成します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	中部 南部	
(2) 幹線、補助幹線道路の整備	幹線・補助幹線道路の整備を推進します。					市道東深井・市野谷2号幹線道路新設事業	道路建設課	一般	政策	本路線は、東武野田線の西側に沿って本市の北部と東部を結ぶ幹線道路であり、常磐自動車道北側から江戸川台20号公園までの未整備区間延長510mについて整備を進めます。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	中部
						市道思井・鱈ヶ崎幹線他1線道路用地取得事業	道路建設課	一般	政策	北千葉導水管整備時に市道拡幅のための用地4075.70㎡を北千葉水道事業団に取得させていたものを買取ります。	新規		■	■	■	■	■	■	■	■	南部
		西深井幹線道路新設事業	道路建設課	一般	政策	本市の北部地域の新たな交通網を形成するため、県道松戸・野田線まで西深井幹線道路の延伸を図ります。	継続							■	■	■	北部				

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方策))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
		2. 生活道路の整備	(1) 既存道路の拡幅	狭隘踏切の解消を推進します。	東武野田線201号踏切拡幅事業	道路建設課	一般	政策	狭隘な踏切を拡幅することで、歩行者ならびに車両の安全な通行を図ります。 平成22年度: 実施設計 平成23年度: 拡幅改良工事	新規	■	■				北部
			(2) 生活道路の整備・改良	安全で利便性の高い生活道路の整備・改良を推進します。	江戸川台駅西口広場改良事業	道路建設課	一般	政策	江戸川台駅西口広場を改修し、交通結節機能と市民の利便性の向上を図ります。 平成22年度: 測量、実施設計 平成23、24年度: 改良工事	継続	■	■	■			北部
					初石駅前広場整備事業	道路建設課	一般	政策	初石駅東側からの駅利用者の利便性向上のため、東口の整備を図ります。	新規					■	中部
					交差点改良事業	道路建設課	一般	政策	改善要望のある交差点等を改良し、歩行者及び車両の安全な通行を確保します。 ・江戸川台西2丁目（平成22年度: 測量、実施設計 平成23年度: 改良工事） ・向小金2丁目香取神社前（平成22年度: 測量、用地取得、物件補償、改良工	継続	■	■				全域
					区画道路改良事業	道路建設課	一般	政策	地域住民の通行の安全と生活環境の向上のため、狭隘な道路を拡幅に要する用地の寄附を受けた道路、その他既存道路の改良を行います。 平成22、23、24年度: 改良工事等	継続	■	■	■	■	■	全域
					私道整備事業	道路建設課	一般	政策	「流山市私道整備要綱」に基づき、要望書の提出された私道の整備を行います。 平成22、23、24年度: 整備工事	継続	■	■	■	■	■	全域
					利根運河遊歩道橋建設事業	道路建設課	一般	政策	利根運河で分断された東深井(北海道)地区のアクセスを改善し、利根運河を散策、観光ならびに芸術の場として提供するため、横断橋の整備を図ります。	新規					■	北部
		3. 道路の維持・管理	(1) 既存道路の補修	道路及び橋りょうの維持補修を推進します。	道路維持補修事業	道路管理課	一般	政策	安全な道路機能を維持するため計画的な道路補修を実施するとともに、小破修繕工事により交通上危険性のある緊急な道路補修に迅速に対応し、道路の適正な維持管理を図り、市民生活における安全な交通環境を確保します。 市内全域における市道等の維持補修	継続	■	■	■	■	■	全域
					橋りょう補修事業	道路管理課	一般	政策	流山市が管理する橋梁の維持修繕及び適正管理に努め、通行の安全確保を図ります。 市内全域における橋梁の維持補修	継続	■	■	■	■	■	全域
			(2) 適切な維持管理	道路等の適切な維持管理を推進します。	道路台帳補正事業	道路管理課	一般	政策	新たに市道として認定・廃止された道路及び拡幅改良等により区域変更等の告示行為が完了した市道について、属性(延長、幅員)等の情報を把握し、道路法に基づく円滑な道路管理を行います。 市内全域における道路台帳の調製	継続	■	■	■	■	■	全域
					道路区域線図作成事業	道路管理課	一般	政策	区域線図の整っていない市道について、境界査定等の実施により道路と民地との境界を明確にして道路区域線図を作成することにより、住民の登記関係に必要な境界確定図の円滑かつ速やかな交付に活用します。 南流山地区の道路区域線図作成	継続	■	■	■	■	■	全域
					公共基準点測量調査事業	道路管理課	一般	政策	全国統一の座標による公共基準値が設定されることにより、市内はもとより市域外とも整合した成果を得ることで、GIS構築の基礎資料として使用します。 市内における公共基準点滅失箇所の復元	継続		■			■	全域
					南流山駅北口地下通路管理事業	道路管理課	一般	政策	TX駅舎施設と一体管理する必要があるため、本市管理となる昇降機保守点検、地下通路の定期清掃、ESC及び照明器具に要する電気料金等の費用について、本施設相当分を負担します。 南流山駅北口地下通路の清掃・保守点検・監視等	継続	■	■	■	■	■	南部
					ガード下排水施設等維持管理事業	道路管理課	一般	政策	ポンプの適切な維持管理により、集中降雨時等におけるアンダーパスの安全で快適な通行を確保します。 東武線ガード下(中駒木線)・JR武蔵野線南流山駅ガード下のポンプ等保守点検・定期清掃	継続	■	■	■	■	■	中部南部
					道路用地管理事業	道路建設課	一般	政策	道路整備のために取得した土地の適正な管理を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					寄附道路用地取得事業	道路管理課	一般	政策	市道内の私有地の寄付受け入れに伴う、分筆登記のために必要な登記図面作成の測量を行います。 寄附道路の不動産登記図面作成等	継続	■	■	■	■	■	全域
					道路占用システム更新事業	道路管理課	一般	政策	道路占用システムにより業務を行っている、道路占用、道路承認工事、屋外広告物の許可及び、道路照明台帳の管理等に必要なシステムのメンテナンスを行います。 道路占用システムソフトのメンテナンス・更新	継続	■	■	■	■	■	全域
					道路管理課車両更新事業	道路管理課	一般	政策	平成19年度より導入した道路パトロール車両のリースを継続します。 道路パトロール車のリース(期間5年)及び機動班作業用ダンプ等購入	継続	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分	
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)		
											H22	H23	H24				
					道路施設管理事業	道路管理課	一般	経常	広く一般に供用されている河川占用を含む市道の路肩等の草刈り及び違法看板の撤去等を実施し、一般通行に支障を生じないよう良好な道路形態並びに交通環境の維持保全、自動車等の円滑な通行と歩行者の安全を図ります。 市内全域における市道の管理	継続	■	■	■	■	■	全域	
					機動班活動事業	道路管理課	一般	経常	緊急を要する小規模な道路陥没や除草等、機動班で対応可能な道路管理作業等を実施し、道路交通に支障を生じさせないよう良好な状態を維持します。 市内全域における市道等の道路管理作業等	継続	■	■	■	■	■	全域	
					道路維持事業	道路管理課	一般	経常	側溝の清掃、汚泥及びコンクリート片等の処分、側溝蓋等資材の購入、その他道路の維持補修処置に必要な経費を計上し、道路の適正な維持管理を図ります。 市内全域における市道等の維持	継続	■	■	■	■	■	全域	
		4. 都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線(江戸川新橋道路)の建設促進	(1)都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線(江戸川新橋道路)の早期建設	都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線(江戸川新橋道路)建設促進事業	都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線(江戸川新橋道路)建設促進事業	道路建設課	一般	—	建設が望まれている江戸川新橋道路の早期建設を千葉県と協力して促進します。	継続	■	■	■	■	■	中部	
6項 安全性と快適性を兼ね備えた河川・排水路整備	1. 河川の改修	(1)準用河川の整備	準用河川神明堀改修工事	準用河川神明堀改修事業	河川課	一般	政策	南流山地域における浸水被害解消を目的に、治水対策として当該地域の下流部に位置する準用河川神明堀の河道改修工事を実施します。 (平成22年度:河床掘削・床打工 工事延長L=227.3m 平成22年度にて整備完了予定)	継続	■						南部	
			(2)普通河川の整備	上富士川上流における河川改修工事	上富士川上流排水整備事業	河川課	一般	政策	県道松戸・柏線からの上富士川上流域の河川改修を行うことにより、向小金3・4丁目地先の排水流末を確保します。 (全体整備延長 L=400m 平成22・23・24年度 河道改修工事、用地買収等)	継続	■	■	■	■	■	東部	
	2. 出水対策の充実	(1)浸水対策整備	三輪野山総合治水対策	三輪野山地区総合治水対策事業	河川課	一般	政策	当該地域における浸水被害解消を目的に、流山排水機場運転の適正化マニュアル作成や流域幹線等の断面検討及び実施計画を行います。 (平成22年度:和田堀都市下水道水位計設置工事、水路浚渫)	継続	■						中部	
			(2)調整池整備	調整池の新設を推進します。	新東谷調整池整備事業	河川課	下水	政策	南流山地域の浸水被害解消のため、公共下水道雨水計画に基づき調整池(貯留量V=32,000m ³)を整備します。(調整池整備工事、平成21年度、平成22年度継続費設定) (平成22年度:調整池整備工事(遮水工、基礎工、法面工、ポンプ設置工)、植栽工事、地盤等動態観測業務、用地測量業務) (平成23年度:道路等整備工事)	継続	■	■				南部	
				新川承水路及び調整池整備事業	河川課	一般	政策	新川耕地内及び新川承水路流域内の雨水排水を円滑に処理して、地区内や流域内の浸水被害を解消するため、承水路の計画断面や調整池築造に伴う検討を行い、整備計画を行います。 (平成23・24年度(継続事業) 基本設計・測量業務委託)	新規		■	■				北部	
	3. 排水施設の整備	(1)排水管等維持管理		雨水施設の補修を推進します。	排水管等維持補修事業	河川課	一般	政策	市内全域における老朽化した雨水人孔蓋の交換及び排水施設の補修等の工事を実施します。 (平成22年度 人孔蓋交換及び排水施設補修 15箇所)	継続	■	■	■	■	■	■	全域
			(2)排水施設整備	土地区画整理事業地区や既成市街地の雨水排水施設の新設・改良を推進します。	地区内雨水整備事業	河川課	下水	政策	つくばエクスプレス沿線整備区域(新市街地、運動公園周辺、西平井・鱈ヶ崎、木)の進捗状況に合わせ、地区内の雨水管渠を整備します。 (平成22年度:雨水管渠布設 L=5,464m) (平成23年度:雨水管渠布設 L=5,190m) (平成24年度:雨水管渠布設 L=5,070m)	継続	■	■	■	■	■	中部 南部 東部	
				地区外雨水整備事業	河川課	下水	政策	つくばエクスプレス沿線整備区域の流末となる区域外の雨水幹線を整備します。 (平成23年度:実施設計業務、ボーリング調査業務、用地測量業務、不動産鑑定業務、用地取得、管渠整備工事 L=300m(Φ1000～1100)) (平成24年度:管渠整備工事 L=225m(Φ600、□1000×1000～1900×1200))	継続		■	■	■			中部	
				野々下1号雨水幹線整備事業	河川課	下水	政策	野々下周辺地域の浸水被害解消を図るため、公共下水道雨水計画に基づき野々下1号雨水幹線を整備します。 (平成22年度:雨水幹線工事 L=258m(□1200～1500×1500)) (平成23年度:雨水幹線工事 L=250m(Φ1100～1200)) (平成24年度:雨水幹線工事 L=256.5m(Φ1100))	継続	■	■	■	■			東部	
				向小金雨水幹線整備事業	河川課	下水	政策	向小金地域の浸水被害の解消を図るため、公共下水道雨水計画に基づき向小金雨水幹線を整備します。 (平成23年度:実施設計 L=330m、ボーリング調査 4か所) (平成24年度:雨水幹線工事 L=30m(Φ1200) 水道管切戻し工事 L=300m)	新規		■	■	■			東部	
			雨水排水施設整備事業	河川課	一般	政策	排水施設の未整備や老朽化のため浸水被害等が発生している地域において、流末の幹線水路、河川等までの排水施設を整備します。 (平成22年度 江戸川台西3丁目、野々下6丁目、駒木、美田、野々下3丁目地先 排水整備工事及び水路補修工事)	継続	■	■	■	■	■		全域		
			地域排水整備事業	河川課	一般	政策	部分的な地域内の雨水の排除及び家庭内より発生した雑排水の排除のための工事を実施することにより、地域内における環境改善を図ります。 (地元受益者負担金 1/5)	継続				■	■		全域		

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分																	
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)																		
											H22	H23	H24																				
					県道排水整備事業	河川課	一般	政策	市内の県道における排水施設の老朽化による側溝改修や排水施設未整備箇所 の側溝新設等の工事を行います。 (地元負担金 1/5)	継続				■	■	全域																	
	4. 河川等の環境整備	(1)河川等の維持管理整備	河川等の補修を推進します。	河川等の補修を推進します。	樋管管理事業	河川課	一般	経常	市内一級河川の樋管の操作点検を行うことにより、降雨時における災害が軽減 出来るよう樋管の適切な管理を実施します。 (対象樋管：流山排水樋管、今上落排水樋管、諏訪下川排水樋管)	継続	■	■	■	■	■	■	北部 中部																
河川管理事業					河川課	一般	経常	市内の準用河川、普通河川及び水路等における治水機能に伴う河川断面の確保 や河川環境における適切な機能を保つため、草刈及び水質浄化等の業務委託を 行います。 (平成22年度 準用河川神明掘ほか草刈委託、新川承水路草刈委託、駒木台水 質浄化維持管理)	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域															
河川等維持補修事業					河川課	一般	政策	市内の河川、水路構造物及び防護柵等の関連施設において、各々の適切な機能 が維持されるよう工事を実施します。 (平成22年度 小破修繕工事、野々下1号幹線転落防護柵設置工事、水路蓋掛 け工事)	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全域														
水路等浚渫事業					河川課	一般	政策	市内の準用河川、普通河川及び水路等における河川断面の確保や河川環境に おける適切な機能を保つため、浚渫業務の委託を行います。 (平成22年度 水路等清掃工 350m3 堆積塵芥処理工 60m3)	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全域													
(2)水路環境整備		水路等の浚渫を推進します。	都市下水路維持管理事業	河川課	一般	経常	名都借及び和田堀都市下水路の治水機能等の適切な管理を行うため、草刈業 務を委託します。 (平成22年度 草刈業務 A=4,160㎡)	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	中部 南部																
																		準用河川宮園調整池水質浄化事業	河川課	一般	政策	準用河川宮園調整池においては、流入水が無いことから、近年アオコの発生が 著しく、その影響から悪臭を発生している。このことから、悪臭発生を抑制し、水質 浄化を行います。 (平成22・23・24年度 水質浄化施設設置)	継続	■	■	■	■	■	■	■	南部		
(3)調整池環境整備		調整池の水質浄化を推進します。	調整池の修景整備及び維持管理を推進します。	河川課	一般	経常	本市管理の調整池の断面確保及び適切な機能を保つため、草刈業務及び施設 管理を委託します。 (平成22年度 調整池草刈業務、西深井調整池及び東深井中ノ坪調整池施設管 理業務)	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	北部 中部															
																			準用河川宮園調整池整備事業	河川課	一般	政策	準用河川宮園調整池においては、既設護岸鋼矢板の老朽化に伴い、護岸の安全 性を配慮した修景及び水質浄化に伴う工事を行います。 (平成21・22年度(継続事業)修景整備工・浄化施設工・電気設備工・ポンプ設 置工)	継続	■	■	■	■	■	■	■	南部	
																			下水道調整池管理事業	河川課	下水	経常	下水道調整池(3か所)の適切な機能を保つため、排水ポンプ等の管理業務や草 刈り業務を委託します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	南部 東部
																			新設調整池維持管理事業	河川課	一般	政策	TX沿線の土地区画整理事業及び民間の開発行為等により整備され、市に移管、 帰属された雨水調整池における調整池機能を保つため、草刈業務及び施設管理 を委託します。 (平成22年度 草刈業務委託、木地区右岸調整池施設管理業務委託)	新規	■	■	■	■	■	■	■	■	■
(4)河川環境用水整備		環境用水導入に伴う改修工事を行い、その後の維持管理に努めます。	準用河川神明堀河川環境用水整備事業	河川課	一般	政策	準用河川神明堀においては、水量が減少し、水質が悪化していることから、一級 河川江戸川から維持用水を導入し、準用河川神明堀の水質改善を図るための施 設管理を委託します。 (平成22年度 警備業務・維持管理業務・電気設備保守点検業務・運転業務等 の委託)	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	中部															
																			大堀川防災調節池河川環境用水整備事業	河川課	一般	政策	大堀川防災調節池における水質改善や水量の確保に伴い、北千葉導水路事業 による環境用水を上流部まで延伸し、導水します。 (平成22・23年度(継続事業)管渠布設工・人孔築造工・電気設備工)	新規	■	■	■	■	■	■	■	■	中部
7項 水需要に応じた水道事業の展開		1. 配水管網の整備・充実	(1)TX沿線整備地区の配水管拡張	土地区画整理事業の進捗に整合した配水管拡張を推進します。	TX沿線整備地区配水管拡張事業	工務課	水道	政策	土地区画整理事業の進捗に整合した配水管拡張を実施します。 平成22年度は、22, 275mの工事を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	■	中部 南部 東部															
			(2)未給水地区等の配水管拡張	水質保全が可能な未給水地区での配水管拡張を推進します。	配水管拡張事業	工務課	水道	政策	水質保全が可能な未給水地区の配水管拡張を実施します。 平成22年度は、北部地域380m、中部地域280mの工事を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域														
	2. 浄水場施設の整備・更新	(1)老朽化した既設浄水場の更新	浄水場施設の更新を推進します。	江戸川台浄水場更新事業	工務課	水道	政策	平成19年度～24年度の継続事業として、江戸川台浄水場の更新事業を進めて います。平成22年度は、配水池(5, 000㎡)の築造工事を実施します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	北部															

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新規 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
					東部浄水場第1期更新事業	工務課	水道	政策	平成24年度～26年度の継続事業として、東部浄水場の更新事業(第1期)を実施します。 平成24年度は、更新工事の実設計委託を行います。	新規			■	■		東部
					東部浄水場第2期更新事業	工務課	水道	政策	平成29年度～31年度の継続事業として、東部浄水場の更新事業(第2期)を実施します。 第2期工事においては、ろ過機、ポンプ設備の更新を実施します。	新規					■	東部
		(2)既設浄水場の増設	浄水場施設の増設を推進します。	浄水場施設の増設を推進します。	おおたかの森浄水場増設事業	工務課	水道	政策	平成26年度～29年度の継続事業として、おおたかの森浄水場の配水ポンプの増設とともに配水池の増設を行います。	新規					■	中部
		(3)井戸の更生	水道局所有の水源を保全するため、井戸の更生を推進します。	水道局所有の水源を保全するため、井戸の更生を推進します。	水道水源井戸更生事業	工務課	水道	政策	老朽化した水道水源の井戸更生を計画的に進めます。 平成22年度は、流山2号井と東部3号井の更生を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
	3. 老朽配水管等の更新	(1)老朽配水管等を耐震管に改良	既設配水管の耐震化を推進します。	既設配水管の耐震化を推進します。	老朽配水管等耐震化事業	工務課	水道	政策	老朽化した配水管等を耐震管へ計画的に更新していきます。 平成22年度は、中部地域2,560m、東部地域1,340m、南部地域710mの工事を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					主要配水管等耐震化事業	工務課	水道	政策	これまで、主要配水管も含めて老朽配水管等耐震化事業として行っていました が、21年度の配給水管台帳マッピング再構築を契機に、23年度から老朽配水管 等耐震化事業を主要配水管等耐震化事業とに分けて、主要な配水管を耐震管へ 計画的に更新します。	新規		■	■	■	■	全域
		(2)安心安全な水供給	水道用資機材の備蓄倉庫を整備し、災害対策に努めます。	水道用資機材の備蓄倉庫を整備し、災害対策に努めます。	水道用資機材等備蓄事業	経營業務課	水道	政策	流山浄水場跡地に緊急用資機材、水道メーター等を備蓄する倉庫を建築します。 (プレハブ構造、平屋建て、約320㎡)	新規	■					南部
	4. 水道事業の健全経営と安心安全な水道の推進	(1)浄水場運転管理等業務の委託	浄水場の運転管理等を包括的に委託し、効率的な経営に努めます。	浄水場運転管理等業務委託事業	工務課	水道	政策	政策	4浄水場の運転管理(運転、機械設備点検、薬品調達、修繕等)業務を複数年 契約で包括的に民間に委託し、適正な水供給を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
		(2)水道料金等徴収業務の委託	水道料金等の徴収に係る一連の業務を包括的に委託し、効率的な経営に努めます。	水道料金等徴収業務委託事業	経營業務課	水道	政策	政策	検針から料金の徴収に至るまでの一連の業務及びこれらに付帯する業務を複数 年契約で包括的に民間に委託し、実施します。 23年度には、給水装置の受付審査、現場検査などの関連業務を新たな業務とし て、水道料金等徴収業務委託に追加して業務の効率化を推進します。	継続	■	■	■	■	■	中部
		(3)水道事業の啓発事業	広報紙の発行やポスター募集等を通じて、安心安全な水道について積極的にPR活動を推進します。	水道に関するPR事業	経營業務課	水道	政策	政策	水道事業における情報を掲載した広報紙を年2回発行しています。また、市内在 住又は在勤の小中学生から一般までを対象に、水道に関するポスターを募集し、入 賞作品を水道広報紙、水道局ホームページに掲載するほか、鉄道車内、日曜情 報センター等に展示するなど、水道事業の啓発活動を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
		(4)総合情報管理システムの運用	水道企業会計システムや入札契約管理システム等の充実に努めます。	水道総合情報管理システム構築事業	経營業務課	水道	経常	経常	水道事業会計システム・電子入札システムを活用し、会計事務及び入札事務を円 滑に処理できるようにシステムの保守、維持管理、改善を実施し、より効率的な運用 を図ります。	継続	■	■	■	■	■	中部
		(5)水道事業推進に係る職員研修	水道事業に係る研修や講座を受講し、円滑な事業執行を推進します。	水道局職員研修事業	経營業務課	水道	経常	経常	水道事業は、地方公営企業法や水道法に基づいて経営する事業で、これらに対 応するための専門的知識を習得するため各種の研修を受講し、事業の円滑な推 進に努めます。	継続	■	■	■	■	■	中部
		(6)統計資料の作成	水道事業年報等を作成します。	水道統計資料作成事業	経營業務課	水道	—	—	水道事業における施設設備概要、業務状況、財務会計状況等を収集し、公営企 業決算状況調査、水道統計調査に基づき、国・県に報告するほか、水道事業年 報として事業概要を作成します。	継続	■	■	■	■	■	中部
	★8項 利便性と快適性を重視した公共交通機関の整備充実	1. 既存鉄道の輸送力充実	(1)輸送力の増強及び利便性の向上	鉄道の混雑緩和を促進します。	JR武蔵野線輸送力増強要請事業	都市計画課	一般	—	千葉県並びに松戸市、野田市、柏市、及び我孫子市と連携を図り、武蔵野線輸 送力増強に関する要望活動をJR東日本に対して実施します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					JR常磐線混雑緩和要請事業	都市計画課	一般	—	千葉県並びに松戸市、野田市、柏市、及び我孫子市と連携を図り、快速列車の増 発などの輸送力増強に関する要望活動や快速列車の東京駅乗り入れの早期実 現要望などをJR東日本に対して実施します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					TX混雑緩和要請事業	都市計画課	一般	—	首都圏新都市鉄道線に対し、沿線自治体と連携し、混雑緩和に関する要望等の 働きかけを行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(2)TX東京駅延伸の推進	TX東京駅延伸を促進します。	TX東京駅延伸促進事業	都市計画課	一般	—	沿線自治体と連携し、首都圏新都市鉄道線や国・県等に要望等を働きかけます。	継続	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分	
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)		
											H22	H23	H24				
					ふるさと21まちづくり基金積立事業	都市計画課	一般	政策	TXや沿線区域内整備について基金を積み立てを行うことにより、良好な市街地の形成を図ります。	継続	■	■	■	■	■	中部 南部	
		2. 既存鉄道駅施設及び関連施設の整備・充実	(1) 鉄道駅施設及び関連施設の安全性・利便性の向上	東武鉄道の運河駅、初石駅の橋上化を推進します。	運河駅施設整備事業	都市計画課	一般	政策	東武野田線運河駅利用者の利便性を図るため、平成24年度完成を目標に駅舎・自由通路の整備を行います。 平成22年度は、用地測量・物件調査を実施します。	継続	■	■	■			北部	
					運河駅施設整備基金積立事業	都市計画課	一般	政策	運河駅施設整備基金条例に基づき、駅舎整備に必要な資金を積み立てを行います。	継続	■	■	■			北部	
					初石駅施設整備事業	都市計画課	一般	政策	初石駅駅利用者の利便性向上を図るための整備を行います。	新規					■	中部	
				流山おおたかの森駅自由通路の効率的な管理を推進します。	流山おおたかの森駅自由通路管理事業	道路管理課	一般	政策	24時間開放の自由通路を適正に管理し、利用者の安全性、快適性の確保と利便性を向上します。 流山おおたかの森駅自由通路の清掃・監視・保守点検	継続	■	■	■	■	■	中部	
			(2) 鉄道の活性化の推進	流山線の活性化を支援します。	流鉄活性化支援事業	都市計画課	一般	政策	「鉄道軌道輸送高度化事業費補助」制度を活用し、支援を行います。	継続	■	■	■	■		南部	
		3. 公共交通網の整備・充実	(1) バス交通の利便性の向上	民間バス路線網の拡充を促進するとともに、ぐりーんバスの充実を推進します。	路線バス拡充要請事業	都市計画課	一般	—	市内の路線バス事業者に対して、既存路線の充実や、新規計画路線の早期実現に向けての要請を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					ぐりーんバス運行事業	都市計画課	一般	政策	市民の利便性向上のため、ぐりーんバスの運行を実施し、駅への交通不便地区の解消を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
			(2) 公共交通網の充実	バスを補完する新交通施策を検討します。	高齢社会対応既存交通補完研究事業	都市計画課	一般	政策	民間路線バスやぐりーんバスの補完交通機関として、地区の特性を勘案した移動交通形態を検討します。	新規		■	■	■		全域	
2節 生活の豊かさを実感できる流山(生活環境の整備)	1項 豊かで美しい生活環境の創造	1. 地球温暖化対策の推進	(1) 市域全体の温室効果ガスの削減	エコアクション21事業を推進します。	エコアクション21事業	環境政策課	一般	政策	市役所の事務事業において、平成21年3月に認証・登録を受けた環境マネジメントシステムの1つであるエコアクション21を継続していくため、環境活動レポートの作成、内部研修の実施、内部監査委員の育成・充実等を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
				地球温暖化対策奨励事業を推進します。	地球温暖化対策奨励事業	環境政策課	一般	政策	市域全体の二酸化炭素排出量を削減するため、市内の住宅に1年以上居住し、太陽光発電設備を市内業者から購入・設置する市民に対して、奨励金を交付します。	新規	■	■	■	■	■	全域	
				緑のカーテン作りを促進します。	緑のカーテンモデル事業	環境政策課	一般	政策	緑のカーテン作りに協力していただく自治会等にゴーヤの苗を無料で提供するなど、緑のカーテンを普及させ、二酸化炭素の削減を図ります。	継続	■	■				全域	
				流山低炭素まちづくり研究センターにおける調査研究や、各種の事業に取り組み、市域、特に民生家庭部門からの温室効果ガスの削減を推進します。	流山低炭素まちづくり研究センター事業	環境政策課	一般	政策	平成21年度に江戸川大学との協働で設置したまちづくり研究センターを活用し、主として各家庭からの二酸化炭素排出量の削減に必要なノウハウの提供や実証実験等に取り組めます。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					カーシェアリング事業	環境政策課	一般	政策	地球温暖化対策の一環であるノーマイカー運動を推進するため、登録会員が乗用車を共同で使用する「カーシェアリング」の会員となる際に必要な登録料等の初期費用を助成する制度を創設します。	新規					■	■	全域
					環境学習センター設置事業	環境政策課	一般	政策	環境学習の場を創出するために、環境学習センター(仮称)を設置します。	新規					■	■	全域
					低公害車借上事業	財産活用課	一般	経常	低公害車を市が率先して導入することにより、市民・事業者に対して温室効果ガス削減の啓発を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					電気自動車借上事業	環境政策課	一般	政策	電気自動車を率先的に公用車として導入し、その環境性能や利便性を広くPRし、市民及び事業者への導入を促すことにより、地球温暖化防止に寄与します。	新規	■	■	■	■		全域	
					庁舎太陽光発電設備設置事業	財産活用課	一般	政策	本市では、平成21年度に策定した「地球温暖化対策実行計画(市役所編)」に基づき様々な取組を率先して実施する予定であり、その一環として、千葉県地域グリーンニューディール基金事業補助金を活用し、新第2庁舎に太陽光発電設備を設置します。	新規	■						全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新規 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
				地球温暖化対策実行計画・生物多様性戦略を策定し、これらに基づいて地球温暖化防止や生物多様性の保全を推進します。	地球温暖化対策実行計画策定事業	環境政策課	一般	政策	平成21年度に策定した「地球温暖化対策実行計画(市域全体編)」及び「地球温暖化対策実行計画(市役所編)」を見直し、新たな計画を策定します。	新規				■		全域
					地球温暖化対策実行計画推進事業	環境政策課	一般	政策	平成21年度に策定した「地球温暖化対策実行計画(市域全体編)」に基づき、地域の二酸化炭素排出量削減を図るために、①公用自転車の利用促進、②環境家計簿の普及促進等を行います。	新規	■	■	■	■		全域
					生物多様性地域戦略推進事業	環境政策課	一般	政策	生物多様性基本法に基づき、全国の市町村に先駆けて平成22年度に策定した「生物多様性ながれやま戦略」に基づく施策・取組を推進するため、①平成22年度に(仮称)生物多様性シンポジウムを開催する②モニタリング調査を実施するための調査手法や調査データの管理等に関するマニュアルを作成する③マニュアルに従って市内の重点地区においてモニタリング調査を実施します。	新規	■	■	■	■	■	全域
				本市の将来の環境行政の方向性を見直すため、環境基本計画の策定を推進します。	環境基本計画策定事業	環境政策課	一般	政策	本市の環境行政の基本となる環境基本計画を見直し、新たな計画を策定します。	新規				■		全域
					環境審議会事業	環境政策課	一般	経常	各種環境施策の検討等を行う機関として環境審議会を設置し、公平かつ専門的な立場から調査及び審議し、環境保全に関する計画について取り組むべき方向性を示し、着実に計画を実施します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					環境行動計画策定事業	環境政策課	一般	政策	新たな環境基本計画に基づき、新たな環境行動計画を策定します。	新規				■		全域
			(2) 環境白書の作成による情報等の活用及び提供	本市の環境の現状と環境保全に関する施策の概要を取りまとめ、これを公表するとともに、環境行政を推進します。	環境白書作成事業	環境政策課	一般	政策	本市の環境の現状と環境保全に関する施策の概要を取りまとめ、これを公表し環境行政を推進します。	継続	■	■	■	■	■	全域
	2. 環境美化・浄化意識の促進	(1) 市民参加による環境美化運動の普及促進	春秋ゴミゼロ作戦を推進します。	春秋ゴミゼロ作戦を推進します。	ゴミゼロ作戦実施事業	環境政策課	一般	経常	流山市クリーン作戦実施要綱に基づき、春・秋にごみゼロ作戦を実施し、環境美化に努めます。	継続	■	■	■	■	■	全域
			江戸川クリーン大作戦を推進します。	江戸川クリーン大作戦を推進します。	クリーン作戦実施事業	環境政策課	一般	—	国交省主催の江戸川クリーン大作戦に協力し、河川周辺の美化の推進に努めます。	継続	■	■	■	■	■	全域
					廃棄薬剤等処分事業	環境政策課	一般	政策	本市の環境保全及び防疫事業により発生した使用期限切れの不用薬剤や不法投棄等による不明薬剤を定期的に処分します。	新規					■	全域
					薬剤散布機処分事業	環境政策課	一般	政策	平成21年度から自治会への薬剤の斡旋を中止したことから、貸し出し用散布機器の譲渡を検討します。	新規		■				中部
		(2) 不法投棄防止パトロール及び監視の強化	環境美化推進員による監視及び連携を推進します。	環境美化推進員による監視及び連携を推進します。	環境美化推進事業	環境政策課	一般	—	地域の環境美化推進員と連携を図り、不法投棄及びポイ捨ての監視体制を強化し環境美化に努めます。	継続	■	■	■	■	■	全域
			不法投棄の防止パトロールを推進し、不法投棄監視員(市職員)による監視を推進します。	不法投棄の防止パトロールを推進し、不法投棄監視員(市職員)による監視を推進します。	不法投棄対策事業	環境政策課	一般	経常	市内に不法投棄された投棄物の処理及び不法投棄の未然防止と早期発見のためのパトロールの強化、充実を図り、生活環境の保全に努めます。	継続	■	■	■	■	■	全域
				不法投棄物及び排土ストックヤード設置事業	不法投棄物及び排土ストックヤード設置事業	環境政策課	一般	政策	不法投棄による産業廃棄物(タイヤ、家電等)をそのつど処分すると経費が増すことから、地権者から借り上げている現在の保管場所に替えて、市で適正管理できる施設を設置します。	新規		■				北部
			路上喫煙及びポイ捨て防止パトロールを推進します。	路上喫煙及びポイ捨て防止パトロールを推進します。	路上喫煙等防止事業	環境政策課	一般	政策	空き缶等のポイ捨てによるゴミの散乱や路上喫煙による歩行者の安全を確保するため、啓発活動を行うとともに、パトロールを強化し快適な生活環境を確保します。	継続	■	■	■	■	■	全域
	3. 環境保全活動の推進	(1) 動物飼養に関するトラブルの防止	ペットの飼い主のモラルの向上については条例化を図り、それに基づき指導に努めます。また、狂犬病予防法に基づく犬の予防注射や登録に努めます。	ペットの飼い主のモラルの向上については条例化を図り、それに基づき指導に努めます。また、狂犬病予防法に基づく犬の予防注射や登録に努めます。	登録等狂犬病予防事業	環境政策課	一般	経常	狂犬病予防法に基づき、犬の登録や予防注射の接種の推進を図り、狂犬病の発生を防ぎます。	継続	■	■	■	■	■	全域
					畜犬登録管理システム更新事業	環境政策課	一般	政策	畜犬登録システムは、約10年前から県から配給された簡易システムで、予防接種のはがき帳票や督促状の作成などにリンクできないことから、新規のシステムに切り替えます。	新規		■				中部

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方案)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
			(2)空地等の青草除去対策の促進	空地等の青草適正管理を促進します。不在地主等への草刈の斡旋を推進し、草刈機の貸出を推進します。	地域環境保全推進指導事業	環境政策課	一般	経常	空地等の青草の適正管理を推進するため、地権者等に草刈りを行うよう指導し生活環境を保全します。	継続	■	■	■	■	■	全域
	4. 公害防止対策の推進		(1)公害監視測定体制の推進	公害測定の常時監視、個別監視、各種監視機器の整備を図り、監視体制の強化に努めます。	公害測定機器更新事業	環境政策課	一般	政策	法に基づく大気汚染状況の常時監視及び様々な原因による騒音・振動の測定を行うため、公害測定機器を更新します。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(2)公害未然防止対策の促進	公害防止に関する各種調査研究の推進及び情報収集体制の整備に努めます。	地下水汚染対策事業	環境政策課	一般	経常	身近な水資源として大切な役割を果たしている地下水について、良好な水質を保全するため水質調査を実施します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					地下水汚染防止対策事業	環境政策課	一般	政策	西初石地区の汚染除去対策事業及び汚染機構解明調査事業を実施し、地下水汚染による健康被害防止に寄与します。	継続	■	■	■	■		中部
					常磐道環境保全対策事業	環境政策課	一般	経常	常磐自動車道の環境測定及び環境保全対策を実施することにより、生活環境の保全を図ります。	継続	■	■	■	■	■	中部
					大気保全対策事業	環境政策課	一般	経常	大気の常時監視を実施することにより、良好な市民の生活環境の確保に寄与します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					騒音・振動対策事業	環境政策課	一般	経常	市内主要道路の騒音、振動を測定することにより、道路改良の目安として道路管理者に助言し、良好な生活環境の確保を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					水質保全対策事業	環境政策課	一般	経常	水質保全対策として公共用水域の水質管理を行い、河川等の浄化がなされることにより清潔で安全な生活環境に寄与します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				環境規制基準を遵守し、適切な指導及び助言に努めます。	環境規制基準アドバイザー事業	環境政策課	一般	政策	公害苦情は典型7公害だけでも毎年100件を超える。苦情対応には各種法令の規定の説明や測定結果の提示により市民に理解を得ることが必要である。そこで、専門的知識を有する環境カウンセラーを配置し、市民への対応や職員のスキルアップにつなげます。	新規				■	■	全域
			(3)公害啓発活動の充実	公害相談業務の整備充実に努めます。	公害相談業務事業	環境政策課	一般	-	様々な環境問題や苦情等の対応により、生活環境の向上に努めます。	継続	■	■	■	■	■	全域
				イベント等において、団体との連携を通じて市民や事業者の意識の高揚に努めます。	市民環境講座事業	環境政策課	一般	経常	環境学習と環境保全活動を推進させるための普及啓発の一環として、省エネ対策の担い手を養成するため講座やシンポジウムを開催します。	継続	■	■	■	■	■	全域
	5. 生活排水対策の推進		(1)高度処理型小型合併浄化槽の設置及び転換の推進	家庭雑排水による水質汚濁防止のため、高度処理型合併浄化槽の設置及び転換を促進します。	家庭用小型合併処理浄化槽補助事業	環境政策課	一般	経常	公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道事業計画区域以外の区域又は公共下水道の整備が7年以上見込まれない地区で合併処理浄化槽を設置する市民に対し、経費の一部に補助金を交付します。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(2)大型合併処理浄化槽の改修等の補助	大型合併処理浄化槽の改修時に補助金を交付し、生活排水の浄化を促進します。	大型浄化槽等改修補助事業	環境政策課	一般	政策	自治会等で使用している51人槽以上の大型合併浄化槽の改修に伴う経費の一部に対して大型合併処理浄化施設改修等補助金交付要領に基づき、補助金を交付し公共用水域の水質及び生活環境の保全を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(3)生活排水対策推進計画の促進	水質浄化PRパンフレットの作成及び配布等による啓発を推進します。	生活排水対策推進啓発事業	環境政策課	一般	経常	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽等の放流水の水質の調査等を実施し、広く市民に対して水質保全の啓発に努めます。	継続	■	■	■	■	■	全域
				生活排水環境の変化を考慮し、必要に応じて計画の見直しを図り、水質浄化に努めます。	第Ⅲ期流山市生活排水対策推進計画策定事業	環境政策課	一般	政策	第Ⅱ期生活排水対策推進計画が終了することに伴い、進捗状況を検証し水質汚濁防止に必要な具体的な施策を内容とする第Ⅲ期生活排水対策推進計画を27年度に策定し、公共用水域の水質保全に努めます。	新規				■		全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分	
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)		
											H22	H23	H24				
2項 環境共生社会を目指す廃棄物循環型都市づくり	1. 一般廃棄物処理基本計画の見直し	(1)一般廃棄物処理基本計画の見直し	一般廃棄物処理基本計画の見直し	一般廃棄物処理基本計画を見直します。	一般廃棄物処理基本計画策定事業	リサイクル推進課	一般	政策	廃棄物処理法第6条に基づき、一般廃棄物処理に係る基本計画をおおむね5年ごとに改定します。	新規				■		全域	
			(2)災害時における一般廃棄物の処理計画の策定	災害時の一般廃棄物処理計画を策定します。	震災廃棄物処理計画策定事業	リサイクル推進課	一般	政策	震災時に発生する多量のごみ及びし尿の処理を円滑に実施するために策定する計画で、地域防災計画を補完します。	新規		■				全域	
					流山市廃棄物対策審議会運営事業	リサイクル推進課	一般	経常	廃棄物処理法第5条の7に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項について審議するために設置します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
					廃棄物関連会議等事業	リサイクル推進課	一般	経常	本市の廃棄物行政を円滑に推進するため、県、近隣市町との連絡調整、先進市の状況把握及び技術的援助を得るために参加します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
	2. 一般廃棄物の減量・資源化の推進	(1)大量廃棄・大量リサイクルからの脱却を図り、循環型都市づくり	ごみ発生量の目標値達成を推進します。	生ごみ堆肥化処理器購入補助事業	リサイクル推進課	一般	経常	生ごみの減量化を促進するために、生ごみ肥料化処理器購入者に対し、補助金を支給します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
				生ごみ肥料化処理機試行事業	リサイクル推進課	一般	経常	小中学校に生ごみ処理機を設置することにより、学校給食の食物残渣が堆肥化され、資源循環ネットワークにより農家で堆肥として活用され、再び農産物として食卓や給食に戻ってくるという資源循環型社会の構築を図るとともに、環境教育としても役立てます。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
		(2)市民・事業者のごみ減量・資源化の意識高揚	啓発事業を推進し普及に努めます。	ごみ減量・資源化啓発事業	リサイクル推進課	一般	経常	市民に対して、機会を捉えて廃棄物の減量・資源化に関する啓発活動を行うことにより、循環型社会の形成を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域
				廃棄物減量等推進員事業	リサイクル推進課	一般	経常	廃棄物処理法第5条の8に基づき、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、地域と行政の橋渡し役及び地域のごみ減量リーダーとして廃棄物減量等推進員を委嘱します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域
				リサイクルプラザ(プラザ棟)運営管理事業	リサイクル推進課	一般	経常	廃棄物の減量や資源化などを図る啓発拠点として、講座や講演会等の開催、再生品の販売及び情報提供をします。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域
		(3)リサイクル団体への支援及び資源回収の一元化	リサイクル団体の支援、資源回収の一元化を検討します。	リサイクル団体育成支援事業	リサイクル推進課	一般	経常	資源物である紙類、びん類、金属類、布類を自治会等のリサイクル活動実施団体が中心となって集め、再生資源物回収業者が回収し資源化する集団回収を支援します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域
				使用済みノート等資源化事業	リサイクル推進課	一般	経常	小中学校における資源物回収活動に対する支援や、ごみ減量促進ポスターのコンクール等を開催し、ごみ減量・資源化を推進します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域
				レジ袋の削減	レジ袋の削減を推進します。	レジ袋削減啓発事業	リサイクル推進課	一般	政策	ごみ減量・資源化を目的として、買い物に際してレジ袋辞退者にポイントを付与する「ノーレジ袋推進事業」(流山市商工会が実施主体)を側面から支援するため、ポイント還元分の一部を市が助成します。	継続	■	■	■	■	■	■
	(5)ごみ減量化	ごみ排出量に応じた公平な費用負担を検討します。	ごみ減量化事業	リサイクル推進課	一般	政策	廃棄物処理法第5条の2に掲げる基本方針の「地方公共団体の役割」として、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化について検討します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域		
	3. 一般廃棄物の適正な処理	(1)ごみ分別区分の見直し	ごみ分別区分の見直しを推進します。	ごみ収集事業	クリーン推進課	一般	経常	【プラスチック類】として混合収集している「容器包装プラスチック」と「その他プラスチック」の分別方法の見直しを行います。	新規					■		全域	
				ごみ中間処理事業	クリーン推進課	一般	経常	市内各家庭等から排出された不燃ごみ、資源ごみ等を衛生的、かつ安全に処理するため、リサイクル館の運転管理や資源物の処分を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域
		(2)最終処分量の減量化	最終処分量の削減を推進します。	ごみ最終処理処分事業	クリーン推進課	一般	経常	市内各家庭等から排出された可燃ごみ、不燃ごみ等の焼却処理後の焼却灰や不燃性粗大ごみ、水銀含有の有害廃棄物を安全に処分します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域
				し尿収集事業	リサイクル推進課	一般	経常	一般家庭のし尿及び工事現場等の架設トイレの汲み取りし尿を衛生的かつ迅速に収集します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域
		(3)し尿の適正処理	し尿収集体制の効率化を推進します。	し尿最終処分事業	リサイクル推進課	一般	経常	一般家庭や工事現場等のトイレから収集したし尿等の処理過程で排出される「脱水土泥及びし渣・沈砂」を衛生的かつ安全に処分します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	北部

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分											
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)												
											H22	H23	H24														
4. 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理			(1)クリーンセンター及び汚泥再生処理センターの適正な維持管理	クリーンセンターの各設備の適正な維持管理を推進します。	クリーンセンター施設管理事業	クリーン推進課	一般	経常	クリーンセンターの施設の快適性、安全性を確保するため、施設の清掃及び消防施設、エレベーター等の保守点検を行います。	継続	■	■	■	■	■	中部											
					ごみ処理施設管理事業	クリーン推進課	一般	経常	ごみ焼却施設を衛生的かつ安全に操業するため、各種薬品の購入や焼却炉運転のための光熱水費、大気汚染を防止するための排ガス等の分析、焼却炉の安定的な運転管理及び作業環境の維持、ごみ焼却施設及び周辺環境を保全します。	継続	■	■	■	■	■	中部											
					ごみ焼却施設整備事業	クリーン推進課	一般	政策	長期整備計画に基づき、ごみ焼却施設を安全で安定的に稼動するため、機器の保守点検整備を実施します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域										
					リサイクル館施設整備事業	クリーン推進課	一般	政策	長期整備計画に基づき、リサイクル館の施設を安全で安定的に稼動するため、機器の保守点検整備を実施します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域									
				し尿処理施設整備事業	リサイクル推進課	一般	政策	し尿処理施設を安全に維持するため、施設の修繕及び安全対策等を行います。	新規	■	■	■	■	■	■	■	■	北部									
				剪定枝資源化施設運営事業	リサイクル推進課	一般	経常	平成22年4月から本格稼働を開始する汚泥再生処理センターの剪定枝資源化施設の円滑な管理・運営を行い、市内で発生する剪定枝から堆肥やチップを生成し、これを市民に提供し、緑のリサイクルを実現することにより、循環型社会の構築に寄与します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域									
				旧清美園跡地利用検討事業	リサイクル推進課	一般	政策	旧清美園の現し尿処理施設が汚泥再生処理センターの稼働により必要がなくなることから、その跡地の有効活用を図るため、計画を作成し整備します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	北部									
				流山市クリーンセンター環境保全対策協議会事業	リサイクル推進課	一般	経常	流山市クリーンセンターの環境保全対策を監視するため設置するもので、必要があれば改善措置等を市長に提言し住民の健康保持及び生活環境を保全します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	中部								
			★3項 自然災害・都市災害への備えと予防	1. 防災行政無線等の設置及び更新	(1)防災無線子局の増設	TX沿線の土地区画整理区域等新市街地へ防災行政無線の設置を推進します。	防災行政無線子局増設事業	安心安全課	一般	政策	災害時の情報連絡体制を確保するため、防災行政無線子局を2局(流山おおたかの森駅北側9号街区公園及び流山市生涯学習センター予定)増設します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域						
							(2)防災情報伝達の推進	防災行政無線テレホン案内事業	安心安全課	一般	政策	防災行政無線の老朽化により、防災行政無線の放送内容が聞き取りにくくなっている現状を踏まえ、その放送内容を確認できるようにフリーダイヤルによるテレホン案内を実施します。	新規		■	■	■	■	■	■	■	全域					
							(3)防災行政無線の親局及び子局の更新	防災行政無線更新事業	安心安全課	一般	政策	防災行政無線の老朽化により、災害時の情報連絡体制に支障が生じる恐れがあることから、既存の子局について、随時、デジタル化を視野に入れ更新を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	中部				
							2. 防災対策の強化	(1)災害時における生活用水の確保	災害時における生活用水の確保のため市内公共施設に井戸の設置を推進します。	災害用井戸設置事業	安心安全課	一般	政策	災害時における生活用水の確保を目的に設置するもので、避難場所である初石公民館に井戸の設置を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全域		
										防災管理事業	防災管理事業	安心安全課	一般	経常	災害用資機材の整備や防災行政無線の維持管理等を行うことで防災力の向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全域
											防災備蓄倉庫設置事業	安心安全課	一般	政策	防災体制の一層の充実を図るため、防災用備蓄品を地域性を考慮しながら避難場所である小中学校を中心に分散配備するとともに、防災備蓄倉庫を年次計画により設置します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方案))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
			(3)避難場所への誘導體制の整備	災害時における避難場所への誘導を的確に行うため案内板の更新を推進します。	地域防災事業	安心安全課	一般	経常	自主防災組織の育成補助及び総合防災訓練の実施し地域防災力の向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					避難場所案内板等整備事業	安心安全課	一般	政策	災害が発生した場合、住民が安全に避難できるような確かな誘導と避難場所の周知のため、案内板等の整備を行います。 市内避難場所52箇所の案内板の更新	新規	■					全域
					河川情報事業	河川課	一般	経常	流山1号雨水幹線流域における浸水被害軽減のため、現地対応等の円滑な事務執行が図れるよう情報機器等の保守点検業務を委託します。 (平成22年度 準用河川神明掘水位警報装置保守点検業務委託)	継続	■	■	■	■	■	南部
					水防事業	河川課	一般	経常	本市における水害の軽減や安心安全なまちづくりを推進するため、土嚢作成や水防訓練を実施します。 (平成22年度 東葛中部地区連合水防団水防演習)	継続	■	■	■	■	■	全域
					洪水ハザードマップ作成事業	河川課	一般	政策	200年に一度の降雨により、一級河川江戸川の堤防が決壊した場合の浸水想定区域図に伴う流山市洪水ハザードマップの時点修正及び印刷業務を委託します。	継続				■	■	全域
	3. 防災広場の整備	(1)防災広場の整備	防災広場を新たに整備する事業を推進します。	防災広場を新たに整備する事業を推進します。	東谷地区市有地防災広場整備事業	安心安全課	一般	政策	大規模地震等による災害発生時に、地域住民等の被害軽減及び応急復旧等の活動を遂行するための拠点となる広場を整備します。	新規		■				南部
					水防センター整備事業	河川課	一般	政策	国で整備される河川防災センターにおける公有地を利用し、本市の水害時対応に伴う水防機材の格納庫等の水防倉庫の建設や防災広場の築造を行います。	新規				■		北部
	4. 住宅の耐震化の促進	(1)耐震診断及び耐震改修に係る補助の充実	耐震診断及び耐震改修を行う市民に対し、その費用の一部の助成を推進します。	耐震診断及び耐震改修を行う市民に対し、その費用の一部の助成を推進します。	耐震診断及び木造住宅耐震改修補助事業	建築住宅課	一般	政策	昭和56年以前に建築されたいわゆる旧耐震基準の分譲の共同住宅及び木造の戸建て住宅の耐震診断に要する費用並びに木造の戸建て住宅の耐震改修に要する費用の一部について助成します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					ブロック塀等実態調査事業	建築住宅課	一般	政策	地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止のため、通学路を中心にブロック塀等の実態調査を行います。	新規			■	■		全域
					宅地耐震化推進事業	宅地課	一般	政策	大規模な盛土造成地について、盛土状況を把握するために調査を行います。	新規		■				全域
	5. 消防施設・装備の充実強化	(1)消防車両及び装備の整備	消防ポンプ自動車等の整備を推進します。	消防ポンプ自動車等の整備を推進します。	消防車両管理事業	消防総務課	一般	経常	消防総務課、中央消防署、東消防署、北消防署の事務連絡車をリースにより更新整備を図ります。	新規	■	■	■	■	■	北部 中部 東部
					消防ポンプ自動車整備事業	消防防災課	一般	政策	北消防署の老朽化した消防ポンプ自動車を整備更新します。(平成24年度)	継続			■	■	■	全域
					水槽付消防ポンプ自動車整備事業	消防防災課	一般	政策	中央消防署の老朽化した水槽付ポンプ自動車を更新整備します。(平成30年度)	継続					■	全域
					はしご付消防ポンプ自動車整備事業	消防防災課	一般	政策	平成26年度に中央消防署はしご車をオーバーホールを行います。また、平成27年度南消防署にはしご車を新規配備します。 平成31年度に中央消防署の老朽化したはしご車を更新整備します。	継続				■	■	南部
					化学消防ポンプ自動車整備事業	消防防災課	一般	政策	中央消防署の老朽化した化学消防ポンプ車の更新整備します。(平成23年度)	継続		■				南部
				査察車等の整備を推進します。	査察車・査察調査車整備事業	消防防災課	一般	政策	予防課の老朽化した査察車、査察調査車の更新整備します。(平成23年度)	継続		■				全域
					指揮車整備事業	消防防災課	一般	政策	北消防署に新たに指揮車の新規整備を行います、中央消防署の老朽化した指揮車を更新整備します。(平成23年度北消防署新規整備、平成24年度中央消防署更新整備)	継続		■	■			全域
					起震車整備事業	消防防災課	一般	政策	老朽化した起震車を更新整備します。(平成24年度)	継続			■			全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方案))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
					指令車整備事業	消防防災課	一般	政策	消防防災課の老朽化した指令車を更新整備します。(平成25年度)	継続				■		全域
			消防資機材整備等の整備を推進します。		消防資機材整備事業	消防防災課	一般	政策	消防活動に係る消防隊員用防火服の更新や消防用ホースなどの消防活動資機材を更新整備します。(平成22年度から平成31年度)	継続	■	■	■	■	■	全域
					救助艇整備事業	消防防災課	一般	政策	救助艇搬送用のトレーラーを平成22年度に整備します。また、救助用ボートを更新整備します。(平成27年度)	新規	■				■	南部
					消防施設及び消防装備整備基金積立事業	消防総務課	一般	政策	消防施設・装備の整備に充てる基金の利息積み立てを図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
		(2) 消防庁舎の維持管理		消防庁舎の維持管理を推進します。	消防庁舎耐震診断事業	消防総務課	一般	政策	防災拠点となる東消防署庁舎(前ヶ崎449-1)及び北消防署庁舎(美原2-139-1)の耐震診断を行い、安全性の向上を図ります。(平成24年度北消防署、平成25年度東消防署)	新規				■	■	北部 東部
			職場環境の整備を推進します。		北消防署拡張用地整備事業	消防総務課	一般	政策	寄贈された北消防署(美原2-139-1)の拡張用地を消防訓練場として整備し、職団員の技術の向上を図ります。(平成24年度)	新規				■		北部
					東消防署屋上防水・外壁改修事業	消防総務課	一般	政策	防災拠点となる東消防署(前ヶ崎449-1)の庁舎が経年により老朽化が激しいため、庁舎の外壁及び屋上防水の改修を図ります。(平成23年度)	新規		■				東部
					救助訓練塔補修事業	消防総務課	一般	政策	平成元年に建設後20年以上が経過し、錆等の腐食に加え梯子・安全ネットの老朽化が激しい救助訓練塔A塔・B塔(前ヶ崎449-1)の改修及び塗装補修を行います。(平成22年度)	継続	■					東部
					消防職場環境整備改善事業	消防総務課	一般	政策	中央消防署の手摺の設置、東消防署の厨房・仮眠室の簡易個室化・トイレ・浴室の改修、北消防署の厨房・仮眠室の簡易個室化・トイレ・手摺の設置・更衣室の改修を図ります。(平成22年度)	継続	■					
		(3) 消防水利の整備	防火水槽の整備と消火栓等の維持管理を推進します。	防火水槽整備事業	消防防災課	一般	政策	防災や火災対策として、40mの防火水槽を設置します。(平成22年度2基、平成23年度3基、平成24年度3基、平成25年度7基、平成26年から31年まで各1基)	継続	■	■	■	■	■	■	全域
				消防水利維持管理事業	消防防災課	一般	経常	消防活動に使用する防火水槽用地の借上げと消火栓の適切な維持管理を図ります。(平成22年度から平成31年度)	継続	■	■	■	■	■	■	全域
		(4) 消防本部・中央消防署庁舎の移転調査	消防本部・中央消防署庁舎の移転調査を推進します。	中央消防署移転調査事業	消防総務課	一般	政策	消防署の適正配置のため消防本部・中央消防署庁舎の移転用地を選定し、庁舎建設のに係る基本設計を委託します。(平成31年度)	新規						■	中部
		(5) 南消防署庁舎の建替え建設	南消防署庁舎の建替え建設を推進します。	南消防署建設事業	消防総務課	一般	政策	庁舎の老朽化及び消防署に昇格したことに伴う人員、消防車両の増隊により同敷地内に庁舎建設を図ります。(南流山3-9-6 平成23年度～平成25年度)	新規			■	■	■		南部
	6. 教育・訓練の充実強化	(1) 消防職員の専門的知識及び技能習得のための研修・訓練	救助・火災防ぎょ消防操法等の訓練を推進します。	緊急消防援助隊活動事業	消防防災課	一般	経常	緊急消防援助隊に登録した応援部隊(消防隊、救助隊、救急隊など)の被災地応援を想定した訓練を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
				消防操法等訓練推進事業	消防総務課	一般	—	消防団の消防操法の訓練を推進し、消防団の充実強化を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
			千葉県消防学校等での職員研修を推進します。	消防職員研修事業	消防総務課	一般	経常	消防職員を各種研修会等に参加させ、消防知識・技術並びに救急救命知識・技術の向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
	7. 高度救急体制の強化	(1) 高度救急救命処置の向上及び高規格救急車、装備の更新	高規格救急車の更新を推進します。	高規格救急自動車整備事業	消防防災課	一般	政策	高規格救急自動車を更新整備します。(平成23年度北消防署、平成25年度中央消防署、平成28年度南消防署、平成29年度東消防署の車両更新、平成25年度には新たに南消防署へ2台目の高規格救急車を配備します。)	継続			■		■	■	全域
			メディカルコントロール協議会の事後検証及び研修に参加します。	救急業務メディカルコントロール事業	消防防災課	一般	政策	救急救命処置を行った救急隊などが医師の事後検証を受け、今後の救急救命処置の向上を図ります。(平成22年度から平成31年)	継続	■	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方策))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
			(2)救急救命士の確保	救急救命士の増員を推進します。	救急救命士養成事業	消防総務課	一般	政策	救急隊員から救急救命士を研修所に派遣し、より高度な救命処置を施せる救急救命士を養成します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					防災及び救急救助事業	消防防災課	一般	経常	救急救命処置の向上を図るため、医療機関との円滑な連携を図るとともに、救急救命士の病院での再教育研修、さらに対応手当指導員等の育成に努めます。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(3)応急処置の普及	市民に対する救命講習を推進します。	救急救命講習事業	消防防災課	一般	—	市民の方に応急手当(普通救命講習)の普及啓発活動を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
				自動体外式除細動器(AED)を借上げ、各施設に配置します。	自動体外式除細動器(AED)借上事業	財産活用課	一般	政策	不特定多数の市民等が利用する公共施設で、心肺停止の利用者等が発生した場合の緊急事態に対処するため、自動体外式除細動器(AED)を借上げ設置し、公共施設の救急体制の充実を図ります。	継続	■				■	全域
					体育施設自動体外式除細動器(AED)借上事業	生涯学習課	一般	政策	体育施設を安心、安全に利用していただくため、AEDをリースで設置します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					小中学校自動体外式除細動器(AED)借上事業	学校教育課	一般	政策	小中学校において、児童生徒が心肺停止した場合の緊急事態に対処するため、自動体外式除細動器(AED)を借上げ設置します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					私立保育所自動体外式除細動器(AED)設置費補助事業	保育課	一般	政策	流山市子育てにやさしいまちづくり条例の目的を達成するため、私立保育所(市内保育園10カ所及び分園3カ所)の設置者が設置する自動体外式除細動器に関する経費の一部を補助します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					消防署自動体外式除細動器(AED)借上事業	消防防災課	一般	政策	AEDを借り上げ各消防署に配備し、消防隊の救命処置活動用に使用します。(平成22年度から平成31年度)	継続	■	■	■	■	■	全域
					私立幼稚園自動体外式除細動器(AED)設置費補助事業	子ども家庭課	一般	政策	市内の私立幼稚園の設置者が設置する自動体外式除細動器に関する経費の一部を補助します。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(4)救急業務対策	救急車の適正利用の啓発を推進します。	救急車適正利用啓発推進事業	消防防災課	一般	—	市民の方に救急車の適正利用についての啓発活動を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					中央消防署救急救助活動事業	中央消防署	一般	経常	救急・救助活動に使用する機械器具及び現場消耗品等の維持管理に努め、救急・救助活動を迅速、的確に行い、市民生活の安心・安全を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					北消防署救急救助活動事業	北消防署	一般	経常	救急・救助活動に使用する機械器具及び現場消耗品等の維持管理に努め、救急・救助活動を迅速、的確に行い、市民生活の安心・安全を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					東消防署救急救助活動事業	東消防署	一般	経常	救急・救助活動に使用する機械器具及び現場消耗品等の維持管理に努め、救急・救助活動を迅速、的確に行い、市民生活の安心・安全を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					南消防署救急救助活動事業	南消防署	一般	経常	救急・救助活動に使用する機械器具及び現場消耗品等の維持管理に努め、救急・救助活動を迅速、的確に行い、市民生活の安心・安全を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
		8. 消防救急無線の共同整備、共同運用の促進・消防の広域化の推進	(1)消防救急無線のデジタル化・消防指令業務の共同運用	消防救急無線デジタル化県域共同整備・管理と消防指令業務の共同運用整備を推進します。	消防救急無線デジタル化県域共同整備事業	消防防災課	一般	政策	消防救急無線デジタル化に伴い無線施設の整備を進めます。そのための運営負担金。(22年度から平成31年度)	継続	■	■	■	■	■	全域
					消防指令業務共同運用事業	消防防災課	一般	政策	消防指令業務共同運用を図ります。指令設備などの負担金。(平成24年度から平成31年度)	継続			■	■	■	南部
			(2)消防の広域化	消防広域化について関係5市の協議を推進します。	消防広域化事業	消防総務課	一般	—	千葉県から示されている、東葛北部ブロック5市(松戸市、柏市、我孫子市、野田市、流山市)による消防広域化計画を推進します。	新規	■	■	■			全域
			(3)消防指令設備の整備・管理	既存の消防無線及び消防緊急指令装置の維持管理を推進します。	消防無線施設整備事業	消防防災課	一般	政策	消防が使用する消防救急無線施設の免許に係る事業で5年ごとに免許更新をします。(平成22年度・平成27年度)	継続	■			■		全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方策))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
					消防緊急指令設備維持管理事業	消防防災課	一般	政策	迅速で円滑な消防緊急指令業務を推進するため、適切な消防指令装置の維持管理を図ります。維持管理のための保守点検委託料、電話回線等の使用料。(平成22年度から平成25年度)	継続	■	■	■	■		南部
					指令業務事業	消防防災課	一般	経常	迅速で円滑な指令業務を推進するため、指令業務に係る指令施設等の維持管理に努めます。指令施設等の維持管理及び機器使用料。	継続	■	■	■	■	■	南部
		(4) 広域消防応援体制の推進	千葉県内広域消防応援及び隣接市との消防相互応援を推進します。	広域消防応援体制推進事業	消防防災課	一般	—	—	応援協定等に係る消防、救急応援体制の充実強化します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				消防協会活動事業	消防総務課	一般	経常	—	市町村における防災体制の強化促進、大規模災害に対する市町村の消防支援強化を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
				消防長会活動事業	消防総務課	一般	経常	—	消防長会の融和強調を図り、消防の情報を交換して消防制度並びに消防技術の総合的研究を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
	9. 予防消防体制の強化	(1) 予防消防体制の推進	建築物・危険物施設の立入検査を実施して、安全な施設の維持を推進します。	火災予防及び調査事業	予防課	一般	経常	—	建築物や危険物施設等からの出火防止を図るため、完成までに必要な消防検査等を実施するとともに、定期的に査察を実施し適正な維持管理の徹底に努めます。また、発生した火災の原因を調査し、再発防止に努めます。	継続	■	■	■	■	■	全域
				中央消防署消防活動事業	中央消防署	一般	経常	—	消防活動及び予防業務に使用する機械器具及び現場消耗品等の維持管理と火災等の災害に迅速、的確な対応並びに管内の建物等の予防査察及び検査を実施し、安全な維持管理の徹底を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
				北消防署消防活動事業	北消防署	一般	経常	—	消防活動及び予防業務に使用する機械器具及び現場消耗品等の維持管理と火災等の災害に迅速、的確な対応並びに管内の建物等の予防査察及び検査を実施し、安全な維持管理の徹底を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
				東消防署消防活動事業	東消防署	一般	経常	—	消防活動及び予防業務に使用する機械器具及び現場消耗品等の維持管理と火災等の災害に迅速、的確な対応並びに管内の建物等の予防査察及び検査を実施し、安全な維持管理の徹底を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
				南消防署消防活動事業	南消防署	一般	経常	—	消防活動及び予防業務に使用する機械器具及び現場消耗品等の維持管理と火災等の災害に迅速、的確な対応並びに管内の建物等の予防査察及び検査を実施し、安全な維持管理の徹底を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
			火災予防運動を実施して普及啓発を推進します。	火災予防運動啓発事業	予防課	一般	経常	—	消防本部・消防団が協力して火災予防運動を展開することにより、市民に広く火災予防を呼びかけ、防火・防災思想の普及啓発を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
				消防音楽隊活動事業	消防総務課	一般	経常	—	消防音楽隊活動を通じて、市民に広く火災予防を呼びかけ、防災意識の啓発高揚に努めます。	継続	■	■	■	■	■	全域
				消防訓練事業	予防課	一般	—	—	事業所の自衛消防訓練や自治会等における自主防災訓練時に、消防職員が出向き訓練指導を行うことにより、防火・防災思想の普及啓発を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
				空地の枯れ草対策事業	中央消防署	一般	—	—	枯草時、防火の点から住宅地の空地所有者等に対し、適切な管理を指導します。	継続	■	■	■	■	■	全域
		(2) 福祉消防の推進	単身高齢者世帯の安心を推進します。	単身高齢者世帯防火診断事業	予防課	一般	—	—	単身高齢者世帯の防火診断を行うことにより、高齢者世帯からの出火防止に努めるとともに、地域に密着した火災予防に努めます。	継続	■	■	■	■	■	全域
				緊急通報システム活用事業	消防防災課	一般	—	—	単身世帯に係る救急などを緊急通報システムにより受信します。	継続	■	■	■	■	■	南部
			暮らしを守る消防隊の活動を推進します。	暮らしを守る消防隊車両整備事業	消防防災課	一般	政策	—	老朽化した暮らしを守る消防隊活動用の車両を更新整備します。(平成27年度)	新規				■		南部
				暮らしを守る消防隊活動推進事業	中央消防署	一般	経常	—	市民生活に支障となる事案に迅速、的確に対応し、福祉消防の推進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方策))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分	
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)		
											H22	H23	H24				
			(3)住宅防火対策の推進	住宅用火災警報器の設置を推進します。	住宅用火災警報器の設置推進事業	予防課	一般	—	住宅火災からの死者を低減し、市民の安全・安心を確保するため、住宅用火災警報器の設置推進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
		10. 消防団の充実	(1)消防団車両・施設の更新	消防団の消防車両の更新を推進します。	消防団消防ポンプ自動車整備事業	消防防災課	一般	政策	消防団消防ポンプ自動車の老朽化した車両を更新整備します。(平成22年度第7分団、平成29年度第22分団)	継続	■				■	北部 中部	
				消防団小型動力ポンプ積載車整備事業	消防防災課	一般	政策	消防団小型動力ポンプ積載車の更新整備します。(平成27年度第19分団、第20分団、平成28年度第4分団、平成29年度第6分団、平成30年度第14分団、平成31年度第3分団、第11分団、第16分団)	継続				■	■	全域		
				消防団の使用資機材の更新を推進します。	消防団運営事業	消防総務課	一般	経常	消防団本部並びに23個分団の円滑な運営を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
				消防団機械器具置場の建替を推進します。	消防団機械器具置場建設事業	消防総務課	一般	政策	地域防災の拠点施設である消防団機械器具置場の建替え整備を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
				消防団機械器具置場用地購入事業	消防総務課	一般	政策	つくばエクスプレス沿線開発に係る道路拡幅工事により、移転となる消防団第19分団機械器具置場の用地を購入します。(平成24年度)	新規			■				中部	
				消防団施設維持管理事業	消防総務課	一般	経常	地域防災の拠点施設である23個分団の機械器具置場を維持管理します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
				消防団機械器具置場ホース乾燥塔整備事業	消防総務課	一般	政策	老朽化の著しい既存の消防団機械器具置場ホース乾燥塔を解体し、新たに建設します。(平成22年度・第7分団、平成23年度・第13分団、平成24年度・第8分団)	継続	■	■	■				北部 中部	
				(2)消防団員の訓練	消防団員の出動時の連絡体制充実を促進します。	消防団員連絡体制充実事業	消防防災課	一般	—	消防団員の災害出動に係る出動連絡体制の充実を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
			消防団の訓練を促進します。		消防団水害対策事業	消防防災課	一般	経常	水害対策活動による消防団員の出動手当及び水防工法指導員の訓練資機材を購入します。	継続	■	■	■	■	■	全域	
			消防団活動事業		消防総務課	一般	経常	消防団の事業計画に基づく活動及び火災、災害、警戒、訓練等の消防団全般の事業を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
			消防協力隊運営事業		消防総務課	一般	経常	大災害等の発生の際、消防団の支援並びに隊員の居住地区で救援活動を行う消防協力隊全般の事業を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
			(3)消防団員の確保	消防団員の入団を促進します。	消防団員入団促進事業	消防総務課	一般	—	地域に密着した活動を行う消防団も、住民の連帯意識の希薄化、就業構造の変化、地域における若年層の減少により団員数が減少傾向にあることから、市のホームページや広報紙を活用し消防団員の確保を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
					消防団員用被服整備事業	消防総務課	一般	政策	地域防災の要である消防団員の活動服を購入します。(平成25年度・平成26年度)	新規				■		■	全域
					消防団協力事業所表示制度事業	消防総務課	一般	—	流山市の消防団員の約7割が市外勤務であることから、各種災害に対応するために市内の事業所に消防団の入団依頼、活動の協力依頼をし、消防団活動に積極的に協力している事業所に流山市消防団協力事業所表示証を発行します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
		(4)消防分団の適正配置	消防分団管轄区域の適正化を推進します。	消防分団管轄区域適正化事業	消防総務課	一般	—	都市化の進展による社会状況の急激な変化に伴う地域の事情・特性を配慮した消防団の適正配置を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域		
	★4項 日常生活での安全性と快適性の確保	1. 交通安全施設の整備	(1)道路交通環境の整備	交通安全施設の新設及び維持補修を推進します。	交通安全啓発・指導事業	安心安全課	一般	経常	交通事故を減少させるため、交通安全の啓発及び意識の高揚を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
				交通安全施設管理事業	道路管理課	一般	経常	市道における交通安全施設の適正かつ良好な維持管理を図ります。市内全域の市道等における道路反射鏡等の維持管理・修繕	継続	■	■	■	■	■	■	全域	

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方策))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
					道路照明灯管理事業	道路管理課	一般	経常	既存の道路照明灯の適正な維持管理・修繕等を行い、道路の交通環境の適正な維持による市民の安全を図ります。 市内全域の市道等における道路照明等の維持管理・修繕	継続	■	■	■	■	■	全域
					交通安全施設整備事業	道路管理課	一般	政策	交通事故が多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、交通安全施設整備事業を実施することにより、これらの道路における交通環境の改善を行います。 市内全域の市道等における道路照明、道路反射鏡、区画線等の設置・補修	継続	■	■	■	■	■	全域
		2. 自転車駐車場整備及び管理運営	(1) 自転車駐車場の施設整備・管理運営	市営自転車駐車場の整備や修繕を行います。	自転車駐車場施設管理事業	安心安全課	一般	経常	放置自転車対策及び放置自転車防止に係る啓発活動により、住民が快適かつ安全に利用するための放置自転車対策を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					自転車駐車場改修事業	安心安全課	一般	政策	運河駅東口開設・周辺整備に伴い、現在の駐車場が利用ができなくなることから、仮設の自転車駐車場の整備を図ります。	継続	■	■				北部
					自転車駐車場防犯カメラ設置事業	安心安全課	一般	政策	市営自転車駐車場における自転車の盗難を未然に防ぐために、防犯カメラを設置し、盗難対策を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
				各駅市営駐車場での申請及び許可証交付事務を推進します。	自転車駐車場指定管理者事業	安心安全課	一般	政策	市営自転車駐車場の管理運営を指定管理者制度に移行し、経費の節減及びサービスの向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
				TX沿線駅に自転車駐車場を増設します。	TX沿線自転車駐車場設置及び管理運営事業	安心安全課	一般	政策	TX沿線流山おおたかの森駅、南流山駅の自転車駐車場の増設を行い、利用者の利便促進を図ります。	新規	■	■	■	■	■	中部
			(2) TX駅周辺放置自転車対策	自転車放置禁止区域を指定し周知のための看板等を設置します。	TX駅周辺放置禁止区域設置事業	安心安全課	一般	経常	TX駅周辺の放置禁止区域指定に伴い、案内標識等を設置することにより、周辺住民等に周知を促し、放置自転車防止と自転車駐車場の適正な利用促進に寄与します。	継続	■	■	■	■	■	中部南部
				放置自転車の整理誘導、撤去を推進します。	TX駅周辺放置自転車防止対策事業	安心安全課	一般	経常	TX沿線3駅周辺の放置自転車の誘導、撤去、移送作業を業務委託し、同駅周辺の放置自転車を防止し、良好な駅周辺の生活環境を保持します。	継続	■	■	■	■	■	中部南部
		3. 防犯対策の促進	(1) 防犯灯設置の促進	防犯灯の設置費用を助成し、市民の安全を確保します。	防犯対策事業	安心安全課	一般	経常	防犯意識の普及高揚を図るため、防犯事業に要する経費を補助し、犯罪のない明るい街づくりを実現します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					防犯灯設置費補助事業	安心安全課	一般	政策	自治会が設置及び交換する防犯灯の費用の一部を補助することにより、夜間における市民の安全確保と犯罪発生防止を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
				通学路等に防犯灯を設置し、児童等の安全を確保します。	通学路防犯灯設置事業	安心安全課	一般	政策	通学路等における安全確保のため防犯灯の設置を市で行うことで、通学通勤における児童、生徒及び地域住民の安全確保を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(2) 防犯組織の拡充及び犯罪防止の啓発活動	自主防犯パトロール隊及び流山市民安全パトロール隊を支援するとともに、犯罪防止の啓発活動に努めます。	安心安全支援事業	安心安全課	一般	政策	安心安全で暮らせる地域社会づくりのため、自主防犯意識の普及高揚を図り、地域で活動している自主防犯パトロール隊及び市民安全パトロール隊への支援を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
	5項 賢い消費者の育成	1. 健全な消費生活の推進	(1) 関係機関等との連携強化	国、県、近隣自治体、警察等との連携を推進します。	消費者保護関係機関連携事業	コミュニティ課	一般	—	国、県、近隣自治体、警察等との連携を図り、情報を共有します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				弁護士会、司法書士会との連携を推進します。	消費生活相談関係機関連携事業	コミュニティ課	一般	—	弁護士会、司法書士会との連携を図り、情報を共有します。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(2) 消費者の権利と自立の支援	消費者啓発教育講座の実施を推進します。	消費者啓発事業	コミュニティ課	一般	経常	自治会、老人会等の要請に応じ、消費者啓発出前講座を実施します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				パンフレット等による情報提供を推進します。	消費者情報提供事業	コミュニティ課	一般	経常	消費者保護のパンフレットを作成し、消費者啓発出前講座に活用します。	継続	■	■	■	■	■	全域
		2. 消費生活センターの充実	(1) 消費生活相談体制の充実	各種研修会への参加を推進します。	消費生活相談員研修事業	コミュニティ課	一般	—	各種研修会への参加することにより、消費生活相談員のレベルアップを図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分	
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)		
											H22	H23	H24				
				弁護士会との情報交換を推進します。	消費生活相談充実事業	コミュニティ課	一般	—	弁護士会との情報交換を図り、消費生活相談員のレベルアップを図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
				近隣市との情報交換を推進します。	近隣市連携消費者情報交換事業	コミュニティ課	一般	—	近隣市との連携を図り、情報を共有します。	継続	■	■	■	■	■	全域	
		(2)消費生活センター機能の強化	全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)導入を推進します。	全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)導入事業	コミュニティ課	コミュニティ課	一般	—	全国消費生活情報ネットワークシステムを導入します。	継続	■					全域	
			消費生活センターを移転し、センター長を設置します。	消費者啓発保護事業	コミュニティ課	コミュニティ課	一般	—	全国消費生活情報ネットワークシステムを導入し、被害の未然防止、拡大防止に活用します。	継続	■	■	■	■	■	全域	
				消費生活センター充実事業	コミュニティ課	コミュニティ課	一般	経常	全国消費生活情報ネットワークシステムの導入及び消費生活センターに相談室を増室すると共に消費生活相談員を増員し、センターの機能拡充を図ります。	新規	■	■				全域	
6項 市民の主体的連帯活動に支えられたコミュニティの推進	1. コミュニティ推進体制の強化	(1)コミュニティに関する人材の育成	コミュニティに関する人材の育成を推進します。	コミュニティに関する人材育成事業	コミュニティ課	コミュニティ課	一般	政策	市民自治を実現するための新たなコミュニティ形成を図るため、地域のリーダーを育成します。	継続	■	■	■	■	■	全域	
		(2)全市コミュニティ推進委員会の推進	全市コミュニティ推進委員会の設置を推進します。	全市コミュニティ推進事業	コミュニティ課	コミュニティ課	一般	政策	新たな地域コミュニティ形成を図るため、小学校区単位で地域まちづくり協議会を設立しその活動を支援します。	継続	■	■	■	■	■	全域	
		(3)地域まちづくり協議会の推進	地域まちづくり協議会の設置を推進します。	地域まちづくり協議会設置事業	コミュニティ課	コミュニティ課	一般	政策	新たな地域コミュニティ形成を図るため、小学校区を単位とした「地域まちづくり協議会」を設置し、住民自治へ誘導する地域活動を始動します。平成22年度は2協議会をモデルとして立ち上げます。	新規	■	■	■	■	■	全域	
	2. コミュニティ情報の発信と共有	(1)コミュニティ情報の発信	広報紙、ホームページの活用を推進します。	コミュニティ情報推進事業	コミュニティ課	コミュニティ課	コミュニティ課	一般	—	市民に対して市政の報告や情報を共有するため、あらゆる手法を使い情報を発信します。	継続	■	■	■	■	■	全域
		(2)コミュニティ情報の共有	自治会等の地域コミュニティとの意見交換を推進します。	自治会懇談会事業	コミュニティ課	コミュニティ課	コミュニティ課	一般	—	新たなコミュニティ形成を図るために、自治会等の横のつながり強化のために情報を共有します。	新規	■	■	■	■	■	全域
	3. コミュニティ活動の充実	(1)自治会活動助成の充実	自治会活動用物品貸与を推進します。	自治会活動助成事業	コミュニティ課	コミュニティ課	コミュニティ課	一般	経常	掲示板の設置や、自治会館の維持管理、自治会等交付金等を助成交付し自治会活動の円滑な運営を支援します。	継続	■	■	■	■	■	全域
		(2)コミュニティ活動の支援	市民活動災害補償保健等の充実を推進します。	市民活動災害補償保険事業	コミュニティ課	コミュニティ課	コミュニティ課	一般	経常	市民が安心してコミュニティ活動に参加できるよう活動を保証します。	継続	■	■	■	■	■	全域
		(3)市民まつりへの助成	市民まつり実行委員会への助成を推進します。	市民まつり補助事業	コミュニティ課	コミュニティ課	コミュニティ課	一般	経常	市民相互の連帯意識の高揚と郷土愛の育成を図るため、多くの市民が一堂に会し、楽しく、ふれあいのあるまつりを開催します。	継続	■	■	■	■	■	全域
	4. コミュニティ活動の拠点づくり	(1)自治会館整備の促進	コミュニティ活動の拠点である自治会館の整備を促進します。	自治会館建設費補助事業	コミュニティ課	コミュニティ課	コミュニティ課	一般	政策	コミュニティ活動の拠点である自治会館の建設に対して貸付や、自治会が実施する自治会館建設に要する経費の一部に対して予算の範囲内で補助金を交付します。	継続	■	■	■	■	■	全域
		(2)地域コミュニティ拠点の整備	小学校区単位の地域コミュニティ拠点の整備に努めます。	地域コミュニティ拠点づくり事業	コミュニティ課	コミュニティ課	コミュニティ課	一般	政策	新たな地域コミュニティの構築を図るため、小学校区単位で地域まちづくり協議会を設立しその活動の拠点づくりを推進します。	新規				■	■	全域
(3)コミュニティホームの整備		コミュニティホームの整備に努めます。	コミュニティホーム改修事業	コミュニティ課	コミュニティ課	コミュニティ課	一般	政策	老朽化したコミュニティホームの補修をし、快適なコミュニティの場を提供します。	継続	■	■	■	■	■	東部	
		コミュニティホーム維持管理事業	コミュニティ課	コミュニティ課	コミュニティ課	一般	経常	第1・2・3コミュニティホームの円滑な運営を図るため維持管理を行います。	継続	■	■	■	■	■	東部		

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方案))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分				
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)					
											H22	H23	H24							
3節 学び、受け継がれ、進展する流山(教育・文化の充実向上)	1項 いつでも、どこでも、誰もができる生涯学習の推進	1. 生涯学習推進の基盤整備	(1)生涯学習施設の改修・整備	各生涯学習施設を快適・安全に使用できるよう、整備・改修を推進します。	東部公民館施設整備改修事業	公民館	一般	政策	建物の維持管理を良好に行い、利用者に安全で快適な環境を提供し、利便性を図るため改修を行います。	継続			■			東部				
					初石公民館施設整備改修事業	公民館	一般	政策	建物の維持管理を良好に行い、利用者に安全で快適な環境を提供し、利便性を図るため改修を行います。平成23年度に屋上等の防水工事及び非常階段の塗装等を行います。	継続		■					中部			
					北部公民館施設整備改修事業	公民館	一般	政策	建物の維持管理を良好に行い、利用者に安全で快適な環境を提供し、利便性を図るため改修を行います。平成24年度に外壁・屋上等の防水工事、防音工事、エレベーター設置等を行います。	継続				■				北部		
					南流山センター施設整備改修事業	公民館	一般	政策	建物の維持管理を良好に行い、利用者に安全で快適な環境を提供し、利便性を図るため改修を行います。平成23年度に空調設備の改修及び外壁・屋上等の防水工事を行います。	継続			■					南部		
					生涯学習センター整備充実事業	生涯学習課	一般	政策	生涯学習センターを快適に利用していただくため、施設、設備の充実を図ります。	継続	■	■	■	■	■				東部	
					一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明近隣用地整備事業	図書・博物館	一般	政策	平成21年度に一茶双樹記念館の隣地468.37㎡を取得しましたが、今後は一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明を一体とする整備を進め、歴史的景観の保全と観光資源としての活用を図ります。	新規						■			南部	
					中央図書館及び博物館改修事業	図書・博物館	一般	政策	平成18年度に耐震改修促進法に基づき実施した耐震診断の結果を踏まえ、平成23年度に耐震補強設計を、翌24年度に耐震補強工事を実施します。	継続			■	■	■				南部	
					文化会館施設整備事業	公民館	一般	政策	建物の維持管理を良好に行い、利用者に安全で快適な環境を提供し、利便性を図るため改修を行います。	継続						■	■		南部	
					生涯学習センタービオトープ整備事業	生涯学習課	一般	政策	区画整理事業の進展に伴い、調整池跡地の有効活用として、総合運動公園周辺の自然環境と一体化したビオトープを整備します。	新規						■			東部	
					生涯学習センター駐車場整備事業	生涯学習課	一般	政策	施設利用者の駐車場不足を解消するため、敷地内に駐車場を整備します。	新規						■			東部	
					生涯学習センター施設管理事業	生涯学習課	一般	経常	指定管理者事業を除き、管理に必要な建物損害保険等を整え、安定した施設の管理運営を行います。	継続	■	■	■	■	■				東部	
					利根運河芸術村事業	生涯学習課	一般	政策	芸術家の制作活動の場と、市民の生涯学習の活動の場を兼ね備えた芸術活動の拠点となる芸術村を整備します。	新規								■	北部	
					文化会館音響設備借上事業	公民館	一般	政策	音響設備の維持を図り、快適で安全な音楽環境を提供します。	継続	■	■	■	■	■				南部	
					文化会館舞台設備改修事業	公民館	一般	政策	舞台設備の維持を図り、吊物などの安全な舞台環境を提供します。	継続	■	■							南部	
					文化会館駐車場整備事業	公民館	一般	政策	利用者の駐車場を確保し、利便性の向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■				南部	
					中央図書館アスベスト撤去事業	図書・博物館	一般	政策	中央図書館を利用する市民等の安全を確保するため、同施設階段室天井に残存するアスベスト除去工事を平成22年度に実施します。	新規	■								南部	
					南流山センター耐震改修事業	公民館	一般	政策	耐震診断結果に基づき耐震改修工事を推進します。	公民館	一般	政策	日ごろから地域の生涯学習活動の拠点として位置づけられているとともに指定避難場所となっていることから、耐震基準に耐えられるのか調査します。平成22年度に耐震診断を行います。	新規	■					南部
					北部公民館耐震改修事業	公民館	一般	政策	日ごろから地域の生涯学習活動の拠点として位置づけられているとともに指定避難場所となっていることから、耐震改修工事を行い、快適で安全な場を提供します。平成23年度に改修工事の設計、平成24年度に改修工事を行います。	公民館	一般	政策		継続		■	■			北部

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方案))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
					文化会館耐震改修事業	公民館	一般	政策	日ごろから市民の生涯学習活動及び文化活動の拠点として位置づけられているとともに指定避難場所となっていることから、耐震改修を行い、快適で安全な場を提供します。平成22年度から平成23年度までの継続事業として空調設備改修及び耐震改修工事を行います。	継続	■	■				南部
			(2)文化会館の整備検討	文化会館のあり方を検討します。	文化会館あり方検討事業	公民館	一般	政策	文化活動の拠点となっている文化会館のあり方について多方面から検討します。	新規					■	南部
			(3)東部地域図書館の整備	東部地域に新たに図書館を建設します。	東部地域図書館建設事業	図書・博物館	一般	政策	東部地域に、東部分館に代わる地域図書館を新たに建設し、地域住民の生涯学習の拠点とします。東部出張所を併設します。	新規	■	■				東部
			(4)生涯学習施設の管理運営	生涯学習施設の管理運営について、指定管理者制度を活用し、経費の節減及び市民サービスの向上を推進します。	東部公民館指定管理者事業	公民館	一般	政策	施設の運営管理を指定管理者に委託し、生涯学習の振興及び経費の節減を図ります。	継続	■	■	■	■	■	東部
					生涯学習センター指定管理者事業	生涯学習課	一般	政策	生涯学習センターの管理運営を指定管理者に委託し、管理運営の効率化と市民サービスの向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	東部
					南流山センター指定管理者事業	公民館	一般	政策	施設の運営管理を指定管理者に委託し、生涯学習の振興及び経費の節減を図ります。	継続	■	■	■	■	■	南部
					初石公民館指定管理者事業	公民館	一般	政策	施設の運営管理を指定管理者に委託し、生涯学習の振興及び経費の節減を図ります。	継続	■	■	■	■	■	中部
					北部公民館指定管理者事業	公民館	一般	政策	施設の運営管理を指定管理者に委託し、生涯学習の振興及び経費の節減を図ります。	継続	■	■	■	■	■	北部
					文化会館通年開館事業	公民館	一般	政策	年末年内を除く359日、一年を通した開館を行い、生涯学習活動の場を提供します。	継続	■	■	■	■	■	南部
					文化会館施設管理事業	公民館	一般	経常	施設の維持に努め、快適で安全な生涯学習活動及び文化活動の場を提供します。	継続	■	■	■	■	■	南部
					南流山センター施設管理事業	公民館	一般	経常	施設の維持に努め、快適で安全な生涯学習活動の場を提供します。	継続	■	■	■	■	■	南部
					北部公民館施設管理事業	公民館	一般	経常	施設の維持に努め、快適で安全な生涯学習活動の場を提供します。	継続	■	■	■	■	■	北部
					東部公民館施設管理事業	公民館	一般	経常	施設の維持に努め、快適で安全な生涯学習活動の場を提供します。	継続	■	■	■	■	■	東部
					初石公民館施設管理事業	公民館	一般	経常	施設の維持に努め、快適で安全な生涯学習活動の場を提供します。	継続	■	■	■	■	■	中部
					中央公民館施設管理事業	公民館	一般	経常	施設の維持に努め、快適で安全な生涯学習活動の場を提供します。	継続	■	■	■	■	■	南部
					北部地域図書館指定管理者事業	図書・博物館	一般	政策	指定管理者制度を活用し、北部地域図書館の効率的な管理・運営を確保するとともに市民サービスの一層の向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	北部
					図書館・博物館施設管理事業	図書・博物館	一般	経常	中央図書館・博物館施設の利用環境を常に良好に保つため、維持管理します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					北部地域図書館維持管理事業	図書・博物館	一般	経常	北部地域図書館の維持管理は同施設の指定管理者が行いますが、市が負担すべき事業を実施します。	継続	■	■	■	■	■	北部

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方案))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
					一茶双樹記念館維持管理事業	図書・博物館	一般	経常	一茶双樹記念館の維持管理は、同施設の指定管理者が行いますが、市が負担すべき事業を実施します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					杜のアトリエ黎明維持管理事業	図書・博物館	一般	経常	杜のアトリエ黎明の維持管理は、同施設の指定管理者が行いますが、市が負担すべき事業を実施します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明指定管理者事業	図書・博物館	一般	政策	指定管理者制度を活用し、一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明施設の効率的な管理・運営を確保するとともに、市民サービスの一層の向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
		2. 市民ニーズと学習課題に応じた生涯学習体制づくり	(1)生涯学習事業の推進	ライフステージや生活課題に応じた学習機会の充実を推進します。	ライフステージに対応した学習充実事業	公民館	一般	経常	児童期・子育て期・高齢期など各世代に応じた学習機会の提供を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					生活課題に対応した学習充実事業	公民館	一般	経常	健康・安全・環境など生活課題に対応した学習機会の提供を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					ICT学習支援事業	公民館	一般	政策	IT室を活用したパソコン講座を開催することで、広く市民がパソコンに慣れ親しむ機会を作り、市民の自主的な学習活動を支援していきます。	継続	■	■	■	■	■	全域
					生涯学習センター10周年記念事業	生涯学習課	一般	政策	オープン10周年を迎える平成28年度に、記念となるコンサートなどを利用者、地域と協働で開催します。	新規					■	東部
				家庭や学校、地域や民間等と融合した学習機会の充実を推進します。	学校開放事業	生涯学習課	一般	—	学校施設を有効活用するため、休日等に生涯学習活動に利用したい市民や団体に貸出し、活動の場を提供します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					高校・大学等との連携による学習充実事業	公民館	一般	経常	高校・大学等との連携により、市民への学習機会の提供を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					民間企業等との連携による学習充実事業	公民館	一般	経常	市民団体などとの連携により、市民への学習機会の提供を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					家庭教育事業	公民館	一般	経常	小中学校・地域との連携により、家庭教育に関する学習機会の提供を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					学校への出前授業事業	図書・博物館	一般	—	地域の歴史・民俗等についての学習の手助けとして、小学校・中学校に職員を講師として派遣します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				生涯学習や芸術文化に係る事業の企画運営への市民参加を促進します。	生涯学習事業に関する企画運営への市民参加促進事業	生涯学習課	一般	—	生涯学習や芸術文化に係る事業を実施する際、実行委員会を組織するなど市民参加を進めます。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(2)図書館サービスの充実	図書館間の資料回送を行い、購入等資料の効率的な提供を図り、市民ニーズに対応した図書館資料の充実を推進します。	図書館資料購入事業	図書・博物館	一般	政策	図書をはじめ、雑誌・新聞・視聴覚資料(CD・DVD・ビデオ・カセット・紙芝居)などの図書館として必要な資料を購入し、市民の多様な読書要求や情報ニーズに応えます。	継続	■	■	■	■	■	全域
				インターネットを利用して自宅等から蔵書検索や貸し出し予約ができる情報提供サービスの充実や、図書館の夜間及び祝日開館等を実施し、市民の生涯学習の機会拡充を推進します。	図書館情報提供サービス事業	図書・博物館	一般	政策	インターネットを利用し、蔵書検索や貸し出し予約ができるなど、ICT時代に対応した図書館コンピューターシステムを整備し、図書館サービスの向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					図書館奉仕事業	図書・博物館	一般	経常	市民のために資料の収集や情報の提供を行うとともに、各種の行事を実施するなど、適切な図書館サービスを提供し、市民の学習・調査・レクリエーション活動を支援します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					図書館夜間・祝日開館事業	図書・博物館	一般	政策	中央図書館・北部地域図書館・南流山分館を夜間・祝日開館することによって、多様化するライフスタイルに対応し、市民の生涯学習の機会を拡充します。	継続	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分		
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)			
											H22	H23	H24					
			(3)生涯学習審議会等による審議、答申	生涯学習審議会等による審議や研究調査、答申を受けて、生涯学習に関する施策を推進します。	基盤・学習機会整備事業	生涯学習課	一般	経常	市民が生涯学習を行うために必要な基盤と学習機会を整備します。	継続	■	■	■	■	■	全域		
					生涯学習審議会事業	生涯学習課	一般	経常	市民の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項や事業等を調査及び審議し、市長又は教育委員会に答申や建議をします。	継続	■	■	■	■	■	全域		
			(4)生涯学習専門員の活用	生涯学習の専門的な立場から学習に関する相談や事業を行います。	生涯学習事業に関する企画立案相談事業	公民館	一般	—	生涯学習専門員の資質の向上を図りながら、生涯学習活動の支援体制を充実します。	継続	■	■	■	■	■	全域		
★2項 個性を生かす教育環境の基盤充実	1. 豊かな学びを支える教育内容・環境の充実向上	(1)教育内容の向上と充実	確かな学力を育むきめ細やかな指導を推進します。	学校サポート教員派遣研究事業	指導課	一般	政策	児童生徒の実状にそった学習指導を行い、個性の伸張を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域		
				小学校英語活動推進事業	指導課	一般	政策	児童が英語に触れたり、外国の生活や文化に慣れ親しんだりする体験的な学習を通して国際理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域		
				特別支援教育推進事業	指導課	一般	政策	特別な支援を必要とする児童・生徒に充実した支援が行えるよう教員の研修や教材の充実を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域		
				理科実験廃液等処理事業	指導課	一般	経常	理科の授業で出された廃液等の適正な処理により、水質等の汚染を防止すると共に環境学習に生かします。	継続	■	■	■	■	■	■	全域		
				総合的な学習の時間推進事業	指導課	一般	政策	総合的な学習の時間の活動を充実するための教育条件の整備を図ります。また、体験活動を通して、子どもたちの豊かな心を育みます。	継続	■	■	■	■	■	■	全域		
				子どもたちの米づくり体験モデル事業	指導課	一般	政策	米作り体験により、お米の生産過程を学ぶことを通して、子どもたちの食育を推進します。	新規	■	■	■					全域	
				児童生徒大会派遣事務事業	指導課	一般	経常	小中学生の文化・スポーツの振興と資質・能力の向上を図るため、県大会レベル以上の大会・コンクールの参加を支援します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域	
				学校教育内容充実事業	指導課	一般	経常	作品展、発表会等の実施により、教育内容の充実を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域	
				校外学習バス運営事業	教育総務課	一般	経常	流山市の設置する幼稚園、小学校及び中学校が主催する児童等の校外学習の用に供する目的で使用するバスを運行委託して、総合的な学習の一環とする社会科の地域学習の向上に活用します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域	
				情操教育推進事業	指導課	一般	政策	各校の体育館でコンサート、演劇、映画上映等を実施し、様々な体験を通して、心豊かな、未来を拓く子どもたちを育てます。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域	
				教育振興事務事業	学校教育課	一般	経常	教育課題への取組及び教職員の指導向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域	
				小学校教育指導運営事業	指導課	一般	経常	小学校における情報教育の推進、教科指導に関する図書等の購入により、教育内容の充実を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域
				中学校教育指導運営事業	指導課	一般	経常	中学校における情報教育の推進、教科指導に関する図書等の購入により、教育内容の充実を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域
							力量を高める教師育成を推進します。	教師用教科書・指導書・副読本購入事業	指導課	一般	政策	教師用教科書および指導書等を準備することにより、教科指導の充実を図ります。中学校用社会科副読本、音読ながれやまにより、授業の充実を図ります。	継続	■	■	■	■	■
				教育研修推進事業	指導課	一般	経常	教職員研修等の充実を図ることにより、教育内容の質的向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域		

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方案)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分	
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)		
											H22	H23	H24				
					指導事務管理事業	指導課	一般	経常	指導課事務執行、事務管理の効率化を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
			(2)学校のICT化等の推進	時代変化に対応した備品の整備を推進します。	学校図書館教育推進事業	学校教育課	一般	政策	学校図書館の充実を図るため図書及び図書館用備品を購入します。	継続	■	■	■			全域	
					小学校備品購入事業	学校教育課	一般	経常	小学校の教材用備品、校務用備品等を更新、補充し教育設備の充実を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					中学校備品購入事業	学校教育課	一般	経常	中学校の教材用備品、校務用備品等を更新、補充し教育設備の充実を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					新市街地地区小学校備品整備事業	学校教育課	一般	政策	新市街地地区の新設小学校の教材用備品、校務用備品、図書等を整備します。	新規				■		中部	
					新市街地地区中学校備品整備事業	学校教育課	一般	政策	新市街地地区の新設中学校の教材用備品、校務用備品、図書等を整備します。	新規				■		中部	
					ICT学習空間整備事業	指導課	一般	政策	コンピュータ及び校内LANの整備により、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					小学校用パソコンソフト購入事業	指導課	一般	政策	児童の情報活用能力の育成のため、小学校におけるパソコンソフトの充実を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					中学校用パソコンソフト購入事業	指導課	一般	政策	生徒の情報活用能力育成のため、中学校におけるパソコンソフトの充実を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					教育用インターネット活用推進事業	指導課	一般	経常	インターネットの活用を推進し、情報活用能力の育成を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					情報教育推進事業	指導課	一般	経常	児童・生徒の情報活用能力の向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
			校務用パソコンの整備を推進します。		小学校校務用パソコン整備事業	学校教育課	一般	政策	小学校の校務や教材作成の効率化を図るためパソコンを購入します。	新規	■					全域	
					中学校校務用パソコン整備事業	学校教育課	一般	政策	中学校の校務や教材作成の効率化を図るためパソコンを購入します。	新規	■					全域	
			(3)教育環境の整備充実	一人ひとりに応じた教育相談の充実を推進します。	教育研究企画室運営管理事業	指導課	一般	経常	教育研究企画室に相談員、カウンセラー、指導員を配置し、悩みを持つ児童生徒に、より充実した指導を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					子ども専用いじめホットライン相談事業	指導課	一般	政策	いじめに対する早期発見、早期対応を図るため、専用電話で相談員が子ども自身からの相談に応じます。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					就学に対する支援を推進します。	育英資金給付事業	教育総務課	一般	経常	高等学校(高等専門学校)等に在学する生徒で、家庭の事情等から学資の支弁が困難な生徒に対し、育英資金の給付を行い、低所得世帯における生徒の学業の機会均等を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					入学準備金貸付事業	教育総務課	一般	経常	高等学校又は専修学校(高等課程)に入学を希望する者の保護者で、入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金の貸付けを行い、教育の機会均等を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					小学校就学援助事業	学校教育課	一般	経常	経済的な理由で就学困難な児童に対し、学校給食費・学用品費等を援助します。	継続	■	■	■	■	■	全域	

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方案)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
					中学校就学援助事業	学校教育課	一般	経常	経済的な理由で就学困難な生徒に対し、学校給食費・学用品費等を援助します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				学区の編成に努めます。	学区域再編事業	学校教育課	一般	—	区画整理事業の進展、児童生徒の増減の地域による偏りに対応するため学区の再編を行います。	新規	■	■				全域
					小中学校学区等検討基礎調査事業	学校教育課	一般	政策	各学校別の児童生徒数の予測などを実施し適正な学区の再編を図ります。	新規	■					全域
	2. 教育施設設備の充実	(1) 学校建物の耐震補強	学校施設の耐震補強工事を推進します。	学校施設の耐震補強工事を推進します。	小学校学校建物耐震改修事業	教育総務課	一般	政策	流山市学校建物耐震補強計画に基づき、校舎・屋内運動場の耐震補強工事を計画的に実施します。 H22工事:長崎小校舎、H23工事:西初石小屋体、長崎小屋体、東小屋体※ ※東小屋体は解体	継続	■	■				全域
					中学校学校建物耐震改修事業	教育総務課	一般	政策	流山市学校建物耐震補強計画に基づき、校舎・屋内運動場の耐震補強工事を計画的に実施します。 H22工事:南部中校舎	継続	■					南部
					幼稚園学校建物耐震改修事業	教育総務課	一般	政策	江戸川台幼稚園の耐震補強工事及び改築等を実施します。 H22工事:江戸川台幼稚園舎(補強)、H23工事:江戸川台幼管理棟(改築)及び屋外環境整備	新規	■	■				北部
		(2) 学校施設の維持保全	学校施設の大規模改修を推進します。	学校施設の大規模改修を推進します。	小学校大規模改造事業	教育総務課	一般	政策	経年劣化による機能低下のおそれのある学校建物の大規模改造工事を計画的に実施します。H23度までは耐震補強工事を実施します。 H22工事:東小校舎、流山北小校舎、八木北小校舎、H23工事:鱈ヶ崎小屋体、向小金小屋体 H24工事:小学校3校	継続	■	■	■	■	■	全域
					中学校大規模改造事業	教育総務課	一般	政策	経年劣化による機能低下のおそれのある学校建物の大規模改造工事を計画的に実施します。 H23度までは耐震補強関連工事を実施します。 H22工事:常盤松中校舎、東深井中校舎、H23工事:八木中屋体解体、八木中配膳室改築 H24工事:南流山中校舎	継続	■	■	■	■	■	全域
			学校施設の計画的な維持保全を推進します。	学校施設の計画的な維持保全を推進します。	小学校教育総務施設管理事業	教育総務課	一般	経常	小学校の校舎その他の施設、設備及び教具等の整備・更新・点検や光熱水費の支払いなどの施設管理を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					小学校学校教育施設管理事業	学校教育課	一般	経常	小学校の設備及び教具等を点検、修繕等を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					中学校教育総務施設管理事業	教育総務課	一般	経常	中学校の校舎その他の施設、設備及び教具等の整備・更新・点検や光熱水費の支払いなどの施設管理を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					中学校学校教育施設管理事業	学校教育課	一般	経常	中学校の設備及び教具等を点検、修繕等を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					幼稚園教育総務施設管理事業	教育総務課	一般	経常	幼稚園園舎その他の施設、設備及び教具等の整備・更新・点検や光熱水費の支払いなどの施設管理を行います。	継続	■	■	■	■	■	北部 南部
					小学校校舎等外壁改修事業	教育総務課	一般	政策	小学校校舎等の外壁を計画的に改修することにより、児童等の安全性を確保するとともに、施設の長寿命化を図ります。 H23工事:江戸川台小他1校、H24工事:小学校1校	継続		■	■	■	■	全域
					中学校校舎等外壁改修事業	教育総務課	一般	政策	中学校校舎等の外壁を計画的に改修することにより、生徒等の安全性を確保するとともに、施設の長寿命化を図ります。 H24工事:南流山中	継続			■	■	■	全域
					小学校校舎等防水事業	教育総務課	一般	政策	小学校校舎等の屋根防水を計画的に改修することにより、児童等の安全性を確保するとともに、施設の長寿命化を図ります。 H24工事:小学校1校	継続			■	■	■	全域
					中学校校舎等防水事業	教育総務課	一般	政策	中学校校舎等の屋根防水を計画的に改修することにより、生徒等の安全性を確保するとともに、施設の長寿命化を図ります。 H22工事:北部中 H24工事:中学校1校	継続	■		■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方策))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
					小学校校舎等改修事業	教育総務課	一般	政策	小学校の校舎等の機械・電気設備、内装、遊器具等を計画的に改修・更新します。 H22工事: 流山小バルコニー改修、東深井小下水道接続、遊器具改修 他 H23工事: 向小金小・鷗ヶ崎小・江戸川台小PAS更新、小学校2校キュービクル更新 他 H24工事: 小学校2校キュービクル更新、長崎小PAS更新、遊器具改修 他	継続	■	■	■	■	■	全域
					中学校校舎等改修事業	教育総務課	一般	政策	中学校の校舎等の機械・電気設備、内装、遊器具等を計画的に改修・更新します。 H22工事: 南流山中非常放送改修、東深井中・東部中ポンプ改修 他 H23工事: 常盤松中手すり改修、東部中床改修、八木中他1校キュービクル更新 他 H24工事: 北部中手すり改修、東深井中キュービクル改修 他	継続	■	■	■	■	■	全域
					給食室等改修事業	教育総務課	一般	政策	小中学校の給食室の床・壁及び設備等を計画的に改修を行います。 H22工事: 東深井小ダクト・フード等改修、H23工事: 南流山小床改修 他3校改修 H24工事: 給食室改修1校	継続	■	■	■	■	■	全域
					給食室小破修繕事業	教育総務課	一般	経常	小中学校の給食室の内外装・設備等の小破修繕を実施します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					小学校プール改修事業	教育総務課	一般	政策	小学校のプールのプール槽・プールサイド・ろ過装置等の計画的な改修・更新を行います。 H24工事: 向小金小プール	継続			■	■	■	全域
					中学校プール改修事業	教育総務課	一般	政策	中学校のプールのプール槽・プールサイド・ろ過装置等の計画的な改修・更新を行います。 H23工事: 南部中ブルドーム、H24工事: 東部中ブルドーム	継続		■	■	■	■	全域
					幼稚園施設整備事業	教育総務課	一般	政策	幼稚園の園舎等の内外装、機械・電気設備、遊器具等を計画的に改修・更新します。	継続				■		全域
					小山小学校校舎建設等PFI事業	教育総務課	一般	政策	PFI事業として進めていた新しい小山小学校は、平成21年4月1日から開校しました。以降20年に亘り、PFI事業者が維持管理・運営を行う契約となっています。また、モニタリングを行い、要求水準書のとおり維持管理、運営が実施されるか監視しながら事業を継続します。	継続	■	■	■	■	■	中部
					学校屋外運動場整備事業	教育総務課	一般	政策	小中学校の屋外運動場の防塵化、防球ネット、外周フェンス等の外構工事を計画的に実施します。 H23工事: 小学校1校 H24工事: 中学校1校	継続		■	■	■	■	全域
					小学校埋設管調査委託事業	教育総務課	一般	政策	学校敷地内に埋設されている給排水・ガス管の埋設位置を調査し、漏水等に迅速に処理できるようデータ整備をします。 H22: 西深井小、東小	新規	■					全域
					流山市教育、文化及びスポーツ施設整備等基金積立事業	教育総務課	一般	政策	教育・文化・スポーツ施設等の用地取得及び建物等の新設、改築等のための資金を積み立てます。	継続	■	■	■	■	■	全域
			学校の設備等の更新を計画的に推進します。		小学校FFストーブ購入事業	教育総務課	一般	政策	小学校の教室等に設置されたFFストーブを計画的に更新します。 H22: 南流山小 H23: 南流山小 H24: 流山小、八木北小、江戸川台小、東深井小	継続	■	■	■	■	■	全域
				中学校FFストーブ購入事業	教育総務課	一般	政策	中学校の教室等に設置されたFFストーブを計画的に更新します。 H22: 西初石中、H23: 八木中、南流山中、H24: 常盤松中、北部中、東部中、西初石中	継続	■	■	■	■	■	■	全域
				小学校職員室空調設備設置事業	教育総務課	一般	政策	小学校の職員室に空調設備を設置します。 H22: 南流山小	新規	■						南部
				小学校公共下水道接続事業	教育総務課	一般	政策	公共下水道の供用が開始された区域内に位置する学校の排水経路を公共下水道に切り替えます。 H22: 東深井小公共下水道接続、H23: 東深井小浄化槽解体、H24: 江戸川台小浄化槽解体	新規	■	■	■				北部
				小学校学校事務連絡車両借上事業	教育総務課	一般	経常	各小学校にメンテナンス付きリース契約により配車している学校事務連絡用車両を更新契約します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
				中学校学校事務連絡車両借上事業	教育総務課	一般	経常	各中学校にメンテナンス付きリース契約により配車している学校事務連絡用車両を更新契約します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分	
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)		
											H22	H23	H24				
					教育研究企画室業務用車両借上 事業	指導課	一般	経常	生涯学習センターにある研究企画室と市役所にある指導課との連絡・調整を行 い、教育事務の円滑な推進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
			学校施設・設備の定期的な保守管理を推進し ます。		小学校学校特殊建築物定期報告 委託事業	教育総務課	一般	政策	建築基準法第12条に基づき、小学校の建築物・建築設備の定期報告の業務を 委託します。	新規	■	■	■	■	■	全域	
					中学校学校特殊建築物定期報告 委託事業	教育総務課	一般	政策	建築基準法第12条に基づき、中学校の建築物・建築設備の定期報告の業務を 委託します。	新規	■	■	■	■	■	全域	
					学校建物劣化診断事業	教育総務課	一般	—	学校建物の劣化状況を随時点検し、安全性の確保に努めるとともに、データを蓄 積し効果的な施設管理に役立てます。	継続	■	■	■	■	■	全域	
						小学校消防設備改修事業	教育総務課	一般	政策	消防設備点検により指摘を受けた小学校の消防設備を更新します。	継続	■	■	■	■	■	全域
		(3)安全で使いや すい学校整備	誰にも安全で使いやす い学校施設の整備を推 進します。		中学校消防設備改修事業	教育総務課	一般	政策	消防設備点検により指摘を受けた中学校の消防設備を更新します。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					幼稚園消防設備改修事業	教育総務課	一般	政策	更新が必要な幼稚園の消防設備を更新します。	継続					■	北部	
					中学校PCB混入電気機器改修事 業	教育総務課	一般	政策	PCB混入が確認され、使用または保管している中学校のトランス・コンデンサ等を 処分します。 時期は処分場の処理能力によるため、順番待ちの状況。	継続		■	■	■	■	全域	
					小学校PCB混入電気機器改修事 業	教育総務課	一般	政策	PCB混入が確認され、使用または保管している小学校のトランス・コンデンサ等を 処分します。 時期は処分場の処理能力によるため、順番待ちの状況。	継続		■	■			全域	
					小学校学校安全確保施設整備事 業	教育総務課	一般	政策	小学校の敷地全体の危険箇所を改修することで、防犯性能・敷地の安全性能の 向上を図ります。 H23、24:防犯カメラ設置	継続		■	■			全域	
					中学校学校安全確保施設整備事 業	教育総務課	一般	政策	中学校の敷地全体の危険箇所を改修することで、防犯性能・敷地の安全性能の 向上を図ります。 H23:東部中法面改修設計 H24:東部中法面改修工事(1期)	継続		■	■	■		全域	
					教室扇風機設置事業	教育総務課	一般	政策	小中学校の教室に扇風機を設置します。 H24:中学校	新規			■	■		全域	
					学校建物ユニバーサルデザイン化 事業	教育総務課	一般	政策	小中学校の校舎等をユニバーサルデザイン化し、誰もが使いやすい学校整備を 図ります。	新規					■	全域	
					小学校共同アンテナ地デジ切替事 業	教育総務課	一般	政策	小学校の地上デジタル放送受信環境を整備するとともに、学校に起因するアナロ グ電波障害地域の地デジ受信状況を調査・対応します。 H22:地デジ電波障害調査 H23:共同アンテナ改修工事	継続	■	■				全域	
					中学校共同アンテナ地デジ切替事 業	教育総務課	一般	政策	中学校の地上デジタル放送受信環境を整備するとともに、学校に起因するアナロ グ電波障害地域の地デジ受信状況を調査・対応します。 H22:地デジ電波障害調査 H23:共同アンテナ改修工事	継続	■	■				南部	
		(4)環境にやさしい 学校整備		緑化推進や省エネ型設 備への更新等により、 環境負荷の低減を推進 します。		ヒートアイランド抑制学校緑化推進 事業	教育総務課	一般	政策	小中学校敷地内の緑化の推進及び緑の管理を行います。	新規			■	■	■	全域
						学校建物環境配慮型設備整備事 業	教育総務課	一般	政策	小中学校の機械設備・電気設備を環境負荷の小さいものへ更新し、省エネ化、コ スト削減を図ります。	新規				■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
			(5)学校用地及び施設の有効利用	学校用地・施設を公共不動産として、重点投資・用途変更・統廃合を推進します。	流山幼稚園解体整地事業	教育総務課	一般	政策	流山幼稚園の廃園に伴い、同園を解体整地します。 H23:流山幼稚園解体・整地工事	新規		■				南部
					小山小学校校舎等建設用地取得事業	教育総務課	一般	政策	土地区画整理事業により減歩された約4,000㎡の小山小学校用地を取得します。	新規				■	■	中部
					学校用地取得事業	教育総務課	一般	政策	つくばエクスプレス沿線整備事業に伴い、土地区画整理事業で位置づけられた学校用地を購入します。	継続				■	■	全域
					新市街地地区小学校建設事業	教育総務課	一般	政策	新市街地地区に位置づけられた小学校用地に学校を建設します。	新規		■	■	■		中部
					新市街地地区中学校建設事業	教育総務課	一般	政策	新市街地地区に位置づけられた中学校用地に学校を建設します。	新規			■	■	■	中部
					学校武道場新築事業	教育総務課	一般	政策	八木中学校に武道場を新築します。 H24:設計	新規			■	■		中部
					学校プール改築事業	教育総務課	一般	政策	東小学校のプールを改築します。 H24:設計	新規			■	■		東部
					教職員住宅解体整地事業	教育総務課	一般	政策	東初石2丁目96-1に昭和43年9月から市立の小学校及び中学校並びに市内の公立高等学校に勤務する教職員の福祉施設として建てられた教職員住宅(7戸建て2棟、3戸建て1棟)について、建築後40年を経過し、平成11年には居住者もなくなり流山市の書庫や埋蔵文化財の保管場所として目的外使用してきたが、老朽化が激しいこと及び安心安全の面から解体・整地します。	新規				■		中部
		3. 子どもの健康保持・増進	(1)学校給食の充実	学校給食の一層の安全確保と充実を推進します。	学校給食食事環境整備事業	学校教育課	一般	政策	学校給食用食器を年次計画により順次更新します。	継続		■	■	■	■	全域
					学校給食調理業務民間委託事業	学校教育課	一般	政策	給食調理業務を民間に委託し、中長期的にサービスの向上を図りながら経費の抑制を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					学校給食事務管理事業	学校教育課	一般	経常	学校給食実施にかかる事務管理を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					学校給食施設管理事業	学校教育課	一般	経常	学校給食実施にかかる施設の保守点検、清掃及び消耗品等の購入を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					学校調理場備品整備事業	学校教育課	一般	政策	学校給食実施にかかる給食用備品の計画的な更新及び整備を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(2)子どもたちの健康保持・増進	児童・生徒の健康保持・増進を推進します。	学校サポート看護師派遣事業	学校教育課	一般	政策	小中学校の児童生徒の健康管理及び保健教育の向上を図るためサポート看護師を配置します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					体力向上推進事業	指導課	一般	経常	体育行事等の充実により、児童生徒の体力向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					保健体育事務管理事業	学校教育課	一般	経常	小中学校の学校保健に係る事務管理を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					学校保健検診事業	学校教育課	一般	経常	小中学校の児童生徒、教職員の健康診断を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					学校心電音図自動解析装置整備事業	学校教育課	一般	政策	小中学校の児童生徒の心臓検診用の心電音図自動解析装置を購入します。	新規	■					全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分		
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)			
											H22	H23	H24					
					学校結核検診事業	学校教育課	一般	経常	小中学校の児童生徒の結核検診を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域		
		4. 学校・家庭・地域 とともに進める協働 教育の推進	(1)開かれた学校 づくりと地域の教育 力の活用推進	学校サポートボランティ アなどの地域の人材の 活用を推進します。	教育指導人材充実事業	指導課	一般	経常	優れた技能・特技の持ち主、専門家等に指導・援助をいただくことにより、教育内 容の質的向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域		
				学校運営に地域の教育 力を生かす取り組みを 推進します。	地域による学校支援事業	指導課	一般	政策	学校運営に、地域の教育力を生かす取り組みを推進します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
		5. 教育施策の充実 強化	(1)教育委員会の 運営の充実	教育委員会事務の適正 な執行を推進します。	教育委員会委員運営事業	教育総務課	一般	経常	教育委員会委員に係る経費で、教育行政運営の向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域		
					教育委員会議事録作成支援事 業	教育総務課	一般	政策	専門業者に委託し議事録を作成します。	継続		■	■	■	■	■	全域	
					教育に関する事務の点検及び評 価事業	教育総務課	一般	政策	流山市教育行政点検評価委員会を設置します。	継続		■	■	■	■	■	■	全域
					文化・スポーツ振興事業	教育総務課	一般	経常	文化・スポーツ等の大会等において、優秀な成績を収めた市民及び団体に奨励 金を交付し、文化・スポーツ等の振興を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域
3項 次代を 担う青少年を 育てる地域環 境づくり	1. 健全育成体制の 充実	(1)青少年健全育 成の普及、啓発	市民と行政との協働に より青少年健全育成の 推進に努めます。	青少年健全育成団体等連携・後援 事業	生涯学習課	一般	—	青少年を主体とした事業の検討を青少年健全育成団体等を行うとともに、青少年 を対象にした各種の事業の後援を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	全域		
				「少年の日」・「家庭の日」普及啓発 事業	生涯学習課	一般	—	「少年の日」・「家庭の日」をPRし、親子がふれあえる事業を市民、行政、青少年 関係団体と連携して推進します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域	
	2. 健全育成事業の 充実	(1)青少年の自立・ 社会参加活動の推 進	青少年健全育成団体と ともに、青少年の自立 や社会参加活動を支援 し、場や機会の提供を 推進します。	青少年関連団体補助事業	生涯学習課	一般	経常	青少年指導センター補導員連絡協議会、学校警察連絡協議会の行う事業につい て、事業費の一部を補助します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域	
				青少年健全育成団体運営事業	生涯学習課	一般	経常	青少年育成会議、青少年相談員連絡協議会、子ども会育成連絡協議会、ボーイ スカウト・ガールスカウト連絡協議会の行う事業について、事業費の一部を補助し ます。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域	
				青少年主張大会運営事業	生涯学習課	一般	経常	次代を担う青少年の理解を深めること目的に、青少年が日頃考えていることや抱 負を自分の言葉として表現し、多くの方々に訴える青少年主張大会を開催しま す。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域	
				姉妹都市少年スポーツ交流事業	生涯学習課	一般	経常	姉妹都市の相馬市との交流と青少年の健全育成を目的に、少年スポーツ団体が 行うスポーツ交流事業について、事業費の一部を補助します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域
				げんき村キャンプ場自主事業	生涯学習課	一般	—	げんき村キャンプ場の特徴を生かし、自然とのふれあい教室など体験学習を開設 します。	新規	■	■	■	■	■	■	■	■	東部
					げんき村キャンプ場運営管理事業	生涯学習課	一般	経常	市内唯一のキャンプ場として、自然体験や野外活動の場を提供します。	継続	■	■	■	■	■	■	東部	
	3. 社会環境浄化活 動の充実	(1)青少年社会環 境浄化の推進	青少年に有害な地域環 境の浄化を推進しま す。	青少年社会環境浄化事業	生涯学習課	一般	経常	毎年2月を青少年社会環境浄化推進月間とし、各団体、関係機関と連携した集 会、調査、パトロール等を実施し、青少年ふれあい運動を展開します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域	
				街頭・納涼祭パトロール事業	生涯学習課	一般	—	青少年の非行防止を図るため、納涼祭や早い下校時に合わせ、各種団体、関係 機関と連携してパトロールを実施します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域	
薬物乱用防止キャンペーン開催事 業				生涯学習課	一般	経常	流山市民まつりの中で、薬物乱用防止キャンペーン車を使用して、薬物乱用の防 止について啓発活動を実施します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域	

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分		
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)			
											H22	H23	H24					
					環境浄化のつどい開催事業	生涯学習課	一般	—	青少年を取り巻く社会環境と青少年の問題行動等を考える集会、「つどい」を開催します。	継続	■	■	■	■	■	全域		
			(2)補導活動の推進	市民とともに青少年が事件、事故に巻き込まれないよう補導活動を行うとともに、非行防止に努めます。	街頭補導活動事業	生涯学習課	一般	経常	青少年の非行防止と健全な育成を推進するため、街頭でのパトロールを実施します。	継続	■	■	■	■	■	全域		
					青少年指導センターパトロール車購入事業	生涯学習課	一般	政策	街頭パトロールを安全に実施するため、平成12年に専用車として配車した現車両を更新します。	新規		■					全域	
		4. 相談事業の充実	(1)青少年相談の実施	青少年の相談体制の充実を推進します。	青少年相談事業	生涯学習課	一般	経常	悩みを持つ青少年や保護者からの相談に対応するため、専門相談員による青少年相談を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域		
		5. 子どもの安全事業の推進	(1)子どもの安全体制の確保	子どもの見守り活動の促進と安全体制の構築を推進します。	スクールガード・リーダー配置事業	指導課	一般	政策	子どもたち、特に児童の安全な登下校に向けて活動いただいている地域ボランティアの指導と、子どもたちの安全確保に向けパトロールを実施します。	継続	■	■	■	■	■	全域		
4項 ながれ やま市民文 化の継承と醸 成	1. 芸術文化活動の 推進	(1)芸術文化団体の 活動支援	芸術団体の活動支援を 推進します。	芸術団体の活動支援を 推進します。	各種芸術活動支援事業	生涯学習課	一般	—	各種団体の活動を支援するとともに、事業の協働を進めます。	継続	■	■	■	■	■	全域		
					美術活動支援事業	生涯学習課	一般	経常	美術活動の普及と振興を図るため、流山市展等の美術文化活動を先進的に実施する流山市美術家協会に対し、活動費の一部を補助します。	継続	■	■	■	■	■	全域		
					文化団体の活動支援を 推進します。	各種文化団体活動支援事業	生涯学習課	一般	—	各種団体の活動を支援するとともに、事業の協働を進めます。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					文化祭開催事業	生涯学習課	一般	経常	市民の芸術文化活動の発展の場と市を代表する文化の祭典として開催される文化祭の開催事業を行う、流山市文化祭実行委員会に対し、活動費の一部を補助します。	継続	■	■	■	■	■	全域		
				(2)芸術文化を学 び鑑賞する機会の 充実	芸術作品の展示や鑑賞 会などを開催します。	芸術文化鑑賞事業	生涯学習課	一般	政策	優れた芸術作品の展示会を行い、鑑賞の機会を拡充するとともに芸術文化の振興を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
						市民ギャラリー展示事業	生涯学習課	一般	経常	市役所を訪れる人々に芸術文化に親しんでいただくため、書画、美術工芸品等をロビーのギャラリーに展示します。	継続	■	■	■	■	■	南部	
						アーティストや講師等を 招へいし、質の高い芸 術文化を提供します。	芸術文化招へい事業	生涯学習課	一般	—	一流のアーティストや講師等を招へいし、質の高い芸術文化を提供します。	継続	■	■	■	■	■	全域
						市民芸術劇場事業	生涯学習課	一般	経常	優れた舞台芸術などの公演を市内で開催し、広く市民に鑑賞の機会を提供して芸術文化の振興を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
				(3)参加型・創造型 活動の育成支援	市民が参加し創造する 芸術活動の機会の拡充 を推進します。	舞台ワークショップ事業	公民館	一般	—	舞台、照明、音響などを含めたワークショップを充実させ、ホールの活性化を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
						多彩な発表の場の提供事業	生涯学習課	一般	—	音楽や絵画などの芸術文化の発表の場が身近にあるまちづくりを進めます。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
						地域文化のまちづくり事業	図書・博物館	一般	—	各種団体との協働による地域文化活動とおし、地域の活性化やまちづくりを図っていきます。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
						市民音楽祭開催事業	生涯学習課	一般	経常	市内で音楽活動を行っている人々の発表の場を拡充するため、年1回、市民音楽祭を開催します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
						サロンコンサート開催事業	生涯学習課	一般	経常	市民が気軽に音楽に親しんでいただくことを目的に、毎月1回、市役所ロビーでコンサートを開催します。	継続	■	■	■	■	■	■	南部

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分			
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)				
											H22	H23	H24						
					芸術・文化振興事業	生涯学習課	一般	経常	芸術文化の振興を目的に、古典芸能鑑賞会、邦楽コンサート、茶会、四季の花々展等、各種の芸術文化活動を開催します。	継続	■	■	■	■	■	全域			
	2. 文化財の保護と活用	(1) 博物館活動の充実	博物館活動の充実を推進します。	博物館活動の充実を推進します。	博物館活動事業	図書・博物館	一般	経常	地域の歴史・民俗等について学ぶ機会を提供し、市民の歴史学習に対する意識の高揚を図るとともに、生涯学習の一助となることを目的に事業を実施します。	継続	■	■	■	■	■	全域			
企画展開催事業					図書・博物館	一般	経常	多くの市民に流山の歴史・民俗・文化等について理解していただくため、博物館資料等の展示公開事業を実施します。22年度は「利根運河通水120年記念合同企画展」と題し、利根運河120年の記録を公開します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域			
市史編さん活動事業					図書・博物館	一般	経常	流山の歴史を明らかにし、より多くの人に流山の歴史を理解していただく活動を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域		
(2) 市史編さん活動の充実		市史等の刊行を推進します。	市史等の刊行を推進します。	古文書解読編さん事業	図書・博物館	一般	—	市に関する古文書の解読作業を進め、出版物の刊行を目指します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域			
				文化財保護推進事業	図書・博物館	一般	経常	文化財の指定・解除、指定文化財の保護のための助成、埋蔵文化財保護の開発行為との調整、文化財に対する理解を深めていただくための事業を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	全域			
(3) 文化財の指定拡充と活用		文化財の指定拡充と指定文化財の保存・伝承・活用に必要な調査支援に努めます。	文化財の指定拡充と指定文化財の保存・伝承・活用に必要な調査支援に努めます。	文化財看板設置及び建替事業	図書・博物館	一般	政策	市指定文化財の説明看板を建て替えたり、新指定・登録文化財に看板を設置します。22年度は老朽化が著しい新川小学校「鬼瓦」、流山小学校「額・鬼瓦」の建て替えを行います。	継続	■	■	■	■	■	■	全域			
				埋蔵文化財発掘調査と整理	埋蔵文化財を保存するとともに、研究成果の活用に努めます。	埋蔵文化財発掘調査事業	図書・博物館	一般	経常	区画整理事業や公共工事、個人住宅や民間の開発行為に先立ち、埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
発掘調査の整理・報告書刊行事業		図書・博物館	一般	経常		埋蔵文化財発掘調査の成果を整理し、報告書を刊行します。三輪野山遺跡群、西平井・鱈ヶ崎遺跡他、発掘調査を終了した遺跡の整理作業を進めます。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域				
受託発掘調査報告書刊行事業		図書・博物館	一般	政策		開発事業者から受託して発掘調査を終了しましたが、整理及び報告書刊行が行われていない遺跡の整理作業をすすめ、報告書を刊行します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域				
埋蔵文化財整理室及び収蔵庫整備事業		図書・博物館	一般	政策		埋蔵文化財の整理作業を行う整理室、出土品を収蔵する収蔵庫を確保・整備します。	継続					■	■	■	■	全域			
埋蔵文化財整理室・収蔵施設管理事業		図書・博物館	一般	経常		埋蔵文化財の整理作業を行う整理室、出土品を収蔵する収蔵庫を維持管理します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全域		
発掘調査整理・報告書刊行委託事業		図書・博物館	一般	政策		民間開発事業者が開発行為に先立ち発掘調査会社と契約して実施した発掘調査で、発掘調査会社の倒産により整理・報告書刊行ができなかった遺跡の整理作業、及び報告書刊行を緊急雇用創出事業として委託します。	新規	■	■							全域			
★5項 スポーツ活動の基盤づくり		1. コミュニティスポーツと健康・体力づくりの充実	(1) みんなのスポーツ活動の推進	気軽に参加できるスポーツ行事の開催を推進します。		みんなのスポーツ活動推進事業	生涯学習課	一般	経常	市民の誰でもが気軽に参加でき、友人・仲間との交流あるいは家族のふれあいの中で楽しく親しめるスポーツ・レクリエーション活動を進めます。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域
					コミュニティスポーツフェスティバル開催事業	生涯学習課	一般	—	流山市コミュニティスポーツリーダー会との協働による軽スポーツのつどいを開催します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域
	コミュニティスポーツのつどい開催事業				生涯学習課	一般	—	市内5地区のコミュニティスポーツリーダー会による、ウォーキングや軽スポーツのつどいを開催します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域	
	スポーツ・レクリエーション祭開催事業				生涯学習課	一般	—	体育指導委員協議会やスポーツ団体との協働による、ヘルスパレーボール大会やスポーツ体験のつどいを開催します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全域
	出前体育指導事業				生涯学習課	一般	—	自治会などの団体の要請による体育指導委員や生涯スポーツ指導者によるフィットネスや軽スポーツの指導及び助言を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】 施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
			(2)スポーツ講習会・大会の開催	ロードレース大会の運営をアウトソーシングします。	スポーツ講習会・大会開催事業	生涯学習課	一般	経常	スポーツ活動の機会を拡充するため、スポーツ講習会やスポーツ大会を開催します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					流山ロードレース大会開催事業	生涯学習課	一般	—	スポーツ団体を中心に関係機関の協力を得て、市内外からの参加者を募集して開催します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				市民体育大会を開催します。	市民体育大会開催事業	生涯学習課	一般	—	体育協会加盟各部による市民を対象とした種目別スポーツ大会を開催します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				県民体育大会の選手派遣を支援します。	県民体育大会出場選手派遣事業	生涯学習課	一般	—	本市を代表して県民体育大会に出場する選手派遣を支援します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				軽スポーツ用具の活用講習会を開催します。	軽スポーツ用具活用講習会開催事業	生涯学習課	一般	—	団体やサークルの活動時に軽スポーツを活用したプログラムを実施できよう講習会を開催します。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(3)生涯スポーツ団体の育成	学校の体育施設を団体に開放するとともに、スポーツ団体の育成を図ります。	学校体育施設利用促進事業	生涯学習課	一般	経常	学校体育施設を市民のスポーツ利用に効果的に活用します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					生涯スポーツ団体育成事業	生涯学習課	一般	経常	市民のより活発なスポーツ活動を促進するため、生涯スポーツ団体の育成強化を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(4)総合型地域スポーツクラブの支援	総合型地域スポーツクラブ設立を支援し、育成を図ります。	総合型地域スポーツクラブ設立支援事業	生涯学習課	一般	—	地域住民が主体となって、子どもから高齢者まで様々なスポーツに取り組める総合型地域スポーツクラブの設立及び支援を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(5)健康・体づくり活動の推進	いつからでも参加できる健康ジョギング講習会を開催します。	健康・体づくり活動事業	生涯学習課	一般	経常	市民一人ひとりに適した健康の保持増進と体力の向上に取り組めるプログラムと場を提供します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					健康ジョギング講習会事業	生涯学習課	一般	—	いつからでも参加できるウォーキングやジョギングを毎日曜日市内各地区で開催します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				プールを利用したウォータービクス講習会を開催します。	ウォータービクス講習会事業	生涯学習課	一般	—	水の浮力を利用した水中でのエアロビクス運動を夏季期間開催します。	継続	■	■	■	■	■	中部
	2. 体育施設の充実	(1)体育施設の整備	体育施設の計画的な改修・整備を推進します。	流山市民プール改修整備事業	生涯学習課	一般	政策	更衣室ロッカーの交換整備やプールサイド及びプール槽の塗装改修を行います。	継続			■		■		中部
				東部市民プール改修整備事業	生涯学習課	一般	政策	更衣室ロッカーの交換整備やろ過装置の取替え整備、プールサイド及びプール槽の塗装改修を行います。	継続		■		■	■		東部
				北部市民プール改修整備事業	生涯学習課	一般	政策	ろ過装置の取替え整備やプールサイド及びプール槽の塗装改修を行います。	継続			■		■		北部
				総合運動公園テニスコート改修整備事業	生涯学習課	一般	政策	経年劣化した照明装置の交換整備を行います。	継続			■				東部
				体育施設備品整備事業	生涯学習課	一般	政策	ミニバスケット台や河川敷用可搬式トイレを整備します。	継続	■						南部 東部
				体育施設改修整備事業	生涯学習課	一般	政策	体育施設の維持管理全般に係る経年劣化等による改修を行います。	継続				■	■		全域
				学校開放用防球ネット整備事業	生涯学習課	一般	政策	小学校の校庭で少年野球やサッカー、ソフトボールの安全対策として校庭に防球ネットを整備します。	新規	■						北部

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方案))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
				市民総合体育館を建替えます。	民間活力を導入した体育館建替事業	誘致推進課	一般	政策	耐震改修と老朽化による大規模改修が必要な現市民総合体育館について民間活力を導入して整備します。緊急時には市民の避難場所としての機能も備えます。	新規	■	■	■	■	■	東部
				野球やサッカー、グラウンドゴルフができるスポーツフィールドの整備を推進します。	スポーツフィールド整備事業	生涯学習課	一般	政策	市内数ヶ所で遊休地を活用して野球やサッカー、グラウンドゴルフのできる多目的の広場を整備し、スポーツ活動の場を提供していきます。おおたかの森スポーツフィールドの運営管理をアウトソーシングします。	継続	■	■	■	■	■	全域
		(2) 体育施設の管理・運営		体育施設の管理運営について、指定管理者制度を引き続き導入し、経費の節減及び市民サービスの向上を推進します。	体育施設指定管理者事業	生涯学習課	一般	政策	体育施設(総合運動公園市民総合体育館、野球場、庭球場、陸上競技場、河川敷緑地野球場、流山・北部・東部市民プール、北部・南部柔道場)の管理運営を指定管理者に委託し、管理運営の効率化と市民サービスの向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					南部柔道場指定管理者事業	生涯学習課	一般	政策	南部柔道場の管理運営を指定管理者に委託し、管理運営の効率化と市民サービスの向上を図ります。	継続	■					南部
					上耕地運動場管理事業	生涯学習課	一般	経常	上耕地運動場の管理運営をアウトソーシングします。	継続	■	■	■	■	■	北部
		3. 生涯スポーツ指導者の育成と活用	(1) スポーツ指導者人材の養成・確保	生涯スポーツ指導者の確保と育成を図ります。	生涯スポーツ指導者の育成と活用事業	生涯学習課	一般	経常	体育指導委員やコミュニティスポーツリーダー等の生涯スポーツ指導者の研修や活用を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
	6項 国際社会への対応	1. 国際化時代にふさわしい人材の育成	(1) 学校支援事業	小学校・中学校に語学支援員の派遣を推進します。	小中学校国際理解教育サポートセンター実施事業	企画政策課	一般	—	小中学校への外国人児童生徒への日本語講師派遣及び国際理解総合学習への講師を派遣することにより国際理解教育の推進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(2) 外国語講座の支援	関係団体による語学講座の開催を促進します。	語学講座支援事業	企画政策課	一般	—	市民を対象に外国語講座(英語・スペイン語・中国語・韓国語)及び外国人への日本語講座などの開催することにより、国際化にふさわしい人材の育成を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
		2. 国際化に対応したまちづくり	(1) 外国人向けの情報提供	市内に居住する外国人への情報提供を促進します。	外国人向け情報提供事業	企画政策課	一般	—	在住外国人に対して、外国語による生活情報を提供するもので、身近な情報として、医療情報、ゴミの出し方、災害時の対応などの情報を提供します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					国際交流基金積立事業	企画政策課	一般	政策	国際交流推進するために活用する経費を基金として積み立てます。(基金利子の積立)	新規	■	■	■	■	■	全域
			(2) 外国人の登用	審議会などの委員への外国人の登用を推進します。	審議会委員等への外国人登用事業	企画政策課	一般	—	国際化に対応したまちづくりのために、市の審議会などの委員に外国人の登用を推進します。	継続	■	■	■	■	■	全域
		3. 国際交流活動の推進	(1) 国際都市交流	海外都市の交流事業の実施を推進します。	国際姉妹都市検討事業	企画政策課	一般	—	本市における国際姉妹都市のあり方及び締結について検討していくための庁内組織や市民と交流事業についての意見交換を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(2) 外国人交流	多文化を相互に理解する活動を実施します。	国際交流事業	企画政策課	一般	経常	国際交流事業を担う国際交流団体への育成を図るための支援を行うことにより、市民主体の国際交流活動を推進します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					国際交流サロン事業	企画政策課	一般	—	公民館等において在住外国人と日本人が、自国の文化(衣食住)交流を行うことにより多文化共生の理解を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
		4. 平和施策の展開	(1) 市民による草の根運動の促進・平和施策の推進	平和都市宣言に基づき、平和の尊さの普及を推進します。	平和施策事業	企画政策課	一般	政策	平和都市宣言に掲げた平和精神に則り、市民の平和の願いが込められた千羽鶴づくりや平和大使の広島への派遣、広島・長崎原爆写真ポスター展など、市民とともに草の根の平和施策を展開します。	継続	■	■	■	■	■	全域
4節 誰もが充実した生涯をおくることのできる流山(市民福祉の充実)	★1項 安心健やかに生まれ育つ環境づくり	1. 保育サービスの充実	(1) 保育所の待機児童の解消	私立保育所の整備・運営を促進します。	私立保育所運営補助事業	保育課	一般	経常	児童の保育を実施する私立保育所の運営事業に要する経費の一部に対し市社会福祉法人の助成に関する条例等の規定に基づき補助金を交付します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					私立保育所整備費借入金利子補給事業	保育課	一般	経常	社会福祉法人(5法人)が平成17年度までに施設整備資金として借入れた利子相当分の一部を補助します。	継続	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分	
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)		
											H22	H23	H24				
					私立保育所整備補助事業	保育課	一般	政策	平成22年度安心子ども基金を活用し、初石地区(上新宿:若葉台隣接地)・南流山地区(南流山1丁目)の民設民営による保育所の新設、更にはかやの木保育園の増改築に対し、建設費の一部を補助することにより、待機児童の解消を図ります。	継続	■						中部 南部
					保育園運営費委託事業	保育課	一般	経常	私立保育園(所)、管轄外公立保育所(園)、管轄外私立保育園(所)へ乳幼児の保育を委託した場合の運営負担金を支払います。	継続	■	■	■	■	■		全域
			公立保育所の整備・運営を充実するとともに、民営化を推進します。		保育所管理運営事業	保育課	一般	経常	市内公立保育所(7カ所)の光熱水費や修繕等の維持管理及び保育に関わる運営を適切に行います。	継続	■	■	■	■	■		全域
				保育所施設耐震改修事業	保育課	一般	政策	平成20年度・21年度に行った保育所耐震診断事業により耐震改修が必要と診断結果が出た保育所は改修する施設と民設民営へと移行する施設に整理する。平成22年度は、改修する施設的设计業務委託をし、平成23年度に改修を行います。	新規	■							北部
				保育所車両借上事業	保育課	一般	経常	保育所専有車両の老朽化したものからリースにより更新を行います。	継続	■	■	■	■	■			全域
				乳幼児健康支援一時預かり事業	保育課	一般	政策	保育所へ通所中の児童等が病気の『回復期』で、集団保育の困難な期間、保育所で児童を一時的に預かります。	継続	■	■	■	■	■			南部
				統合保育推進事業	保育課	一般	政策	保育所に入所可能となる保育に欠ける要件を有しない家庭の障害児に対して、集団生活を支援することにより、保護者の子育て及び児童の福祉の増進を図ります。	継続	■	■	■	■	■			北部
				保育所改修事業	保育課	一般	政策	公立保育所の修繕工事等を行います。 平成22年度には向小金保育所と東深井保育所の床等の補修・平成23年度江戸川台保育所外壁防水塗装・平成24年度向小金保育所外壁防水塗装を予定。	継続	■	■	■	■	■			北部 東部
				保育所安全対策事業	保育課	一般	政策	公立保育所7カ所で保育を実施するうえで不慮の事故を未然に防ぎ保育所での入所児童の安全を図ります。	継続	■	■	■	■	■			全域
				公立保育所民営化事業	保育課	一般	政策	耐震診断で補強が必要とされた公立保育所4施設の内施設耐用年数・借地等の条件を勘案し耐震補強を行う施設と施設を解体し民設民営に移行する施設に分け、民営化を実施します。	新規					■	■		全域
				保育ママを活用した家庭的保育サービスを促進します。	保育ママ運営事業	保育課	一般	政策	市内の待機児童解消のため、3歳未満の乳幼児を対象として、流山市が認定した保育ママに保育を委託します。	継続	■	■	■	■	■		全域
				駅前保育施設の活用を促進します。	送迎保育ステーション事業	保育課	一般	政策	本市独自の待機児童解消施策である送迎保育ステーション事業は、社会福祉法人への委託事業として実施します。この事業は、おおたかの森駅前(バス2台)と南流山駅(バス1台)の2ヶ所のステーションから、バス3台(法人が所有・リース・日本財団より寄贈)を使用し市内全域の保育所への送迎を行います。	継続	■	■	■	■	■		全域
			(2)学童クラブの待機児童の解消	学童クラブの施設整備を推進します。	学童クラブ施設整備事業	保育課	一般	政策	「学童クラブ設置に関する基本方針」に基づいて、70名を超える大規模学童クラブを解消するため施設を整備を行います。平成22年度は流山北小学校区学童クラブを新たな施設として小学区近隣に整備します。	継続	■	■	■	■	■		全域
					小山小学校区学童クラブ建設等PFI事業	保育課	一般	政策	PFI事業方式により整備を行った小山小学校区学童クラブの施設整備費負担及び維持管理費を行います。	継続	■	■	■	■	■		中部
				学童クラブの運営を支援し、機能の充実を促進します。	学童保育運営事業	保育課	一般	経常	就労等の理由により、放課後家庭内で保育の困難な小学校児童(1年から3年)を対象に、放課後活動の場を提供し健全育成を図ります。	継続	■	■	■	■	■		全域
	2. 地域の子育て支援の拠点づくりの推進	(1)子育て支援センターの充実	地域子育て支援センターの整備・機能の充実を促進します。	地域子育て支援センター運営支援事業	子ども家庭課	一般	経常	乳幼児と親にふれあいの場や子育てに関する情報の提供、また、子育ての悩み等に対して保育士が相談に応じているほか、各地域に出向き育児支援活動を行います。	継続	■	■	■	■	■		全域	
					地域子育て支援センター事業費補助事業	子ども家庭課	一般	経常	地域において子育て親子の交流を行う場所を開設し、保育所等への入園をしていない親子に対して子育てについての相談、情報の提供、助言等の育児支援を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とした地域子育て支援拠点事業への補助を行います。 市内の私立保育園内に開設(10か所、うち1か所は平成22年度新設)	継続	■	■	■	■	■		全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方案)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
			(2)児童センターの充実	児童館・児童センターの機能の充実を推進します。	児童館・児童センター運営事業	子ども家庭課	一般	経常	児童館・児童センター周辺地域の拠点として、児童の健全な遊びを通じて、健康の増進、情操の涵養に努め、集団的個別的な遊びを指導します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					十太夫児童センター施設建設等PFI事業	子ども家庭課	一般	政策	十太夫児童センター施設購入に要する経費及び指定管理業務委託に要する経費を支出します。	継続	■	■	■	■	■	中部
			(3)子どもの遊び場の充実	子どもの遊び場の整備を推進します。	子どもの遊び場維持管理事業	子ども家庭課	一般	経常	地域の児童等が安心して遊べる場の提供、維持管理を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					子どもの遊び場整備事業	子ども家庭課	一般	政策	区画整理事業に伴う子どもの遊び場整備(撤去)をします。 平成22年度には、東初石5丁目子どもの遊び場を撤去します。 平成23年度には、西初石5丁目子どもの遊び場を撤去します。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(4)NPO等との協働による子育て支援	仕事と家庭の両立支援に関する援助等の子育て支援策を推進します。	ファミリーサポートセンター支援事業	子ども家庭課	一般	政策	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会員組織(ファミリーサポートセンター)によって育児の援助活動を行います。ひとり親家庭等を対象にファミリーサポートセンター事業の利用料の助成を行い、利用者の経済的負担の軽減を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
				子どもショートステイ等の子どもの養育支援を促進します。	子どもショートステイ事業	子ども家庭課	一般	政策	18歳未満の児童を対象に、保護者が病気等により養育が困難となった時、児童を児童養護施設に一時保護します。	継続	■	■	■	■	■	全域
		3. 子育て環境の整備	(1)子育て世帯への支援	子育て中の家庭に対する経済的支援として児童手当の支給を推進します。	児童手当支給事業	子ども家庭課	一般	経常	平成22年2・3月分と過年度分の児童手当を支給します。児童を養育している方の家庭における生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					子ども手当支給事業	子ども家庭課	一般	経常	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを目的とし、平成22年4月から子ども手当を支給します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				私立幼稚園への就園を奨励するための助成を推進します。	私立幼稚園就園奨励費助成事業	子ども家庭課	一般	経常	私立幼稚園に在園する保護者の経済的負担の軽減及び幼稚園教育の振興に資するため、保育料・入園料に係る助成金を支給します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				子ども医療費助成制度の拡充を推進します。	子ども医療費助成事業	子ども家庭課	一般	経常	乳幼児・小学生の医療費を助成します。 平成21年8月から入院の医療費助成を、小学校就学前から小学校6年生修了までに拡大。 平成22年8月から通院の医療費助成を、小学校就学前から小学校3年生修了までに拡大。	継続	■	■	■	■	■	全域
				私立幼稚園に通う園児の保護者に対する経済的支援として補助金の支給を推進します。	私立幼稚園園児補助事業	子ども家庭課	一般	経常	私立幼稚園に在園する保護者の経済的負担の軽減及び幼稚園教育の振興に資するため、補助金を支給します。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(2)ひとり親世帯等への支援	母子世帯等への経済的支援の充実を推進します。	児童扶養手当支給事業	子ども家庭課	一般	経常	18歳に達する日以後3月31日までの児童を監護している母親、または母親に代ってその児童を監護している方に支給します。母子家庭の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					児童育成手当支給事業	子ども家庭課	一般	経常	児童扶養手当受給資格の要件を満たし、監護する児童が2人以上の場合に第2子以降に対して支給します。母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
				ひとり親世帯等への経済的支援の充実を推進します。	遺児等手当支給事業	子ども家庭課	一般	経常	父母のいずれか一方が死亡している場合で16歳未満の児童を監護している方に支給します。母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					ひとり親家庭等医療費助成事業	子ども家庭課	一般	経常	18歳に達する日以後3月31日までの児童を監護している母子家庭の母親、父子家庭の父親及びその児童が保険医療給付を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成します。ひとり親家庭の経済的負担と精神的不安の軽減を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
				母子家庭の自立のため、就労支援等の充実を推進します。	母子自立支援員設置事業	子ども家庭課	一般	政策	母子・寡婦家庭の生活全般及び貸付資金に係る相談や指導助言を行う母子自立支援員を設置します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					母子家庭就労促進費用助成事業	子ども家庭課	一般	政策	児童扶養手当の支給を受けている方または、支給要件と同様の所得水準にある方で、養成期間2年以上のカリキュラムにより国家資格の取得が見込まれる方に、当該資格に係る養成訓練の受講期間について訓練促進費を支給することにより就労の促進と経済的自立を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方策))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分		
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)			
											H22	H23	H24					
		4. 児童虐待の防止	(1)地域ぐるみの児童虐待の防止	要保護児童の情報の共有化を推進します。	要保護児童対策事業	子ども家庭課	一般	経常	増加しつつある児童虐待の問題に対応するため、有識者等により協議会を設置し、要保護児童の早期発見、適切な保護の推進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域		
				相談体制の充実を推進します。	家庭児童相談員設置事業	子ども家庭課	一般	経常	家庭における児童養育に関する種々複雑な問題について相談、助言を行い、児童福祉の向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域		
★2項 高齢者や障害者がいきいき暮らせる社会づくり	1. 高齢者・障害者の移動・送迎の支援	(1)高齢者等のバス利用の充実	企業バスを利用して高齢者等の移動支援を推進します。	企業バスを利用して高齢者等の移動支援を推進します。	高齢者等市内移動支援バス事業	高齢者生きがい推進課	一般	政策	本市内で送迎バスを運行している企業等の協力のもと、バスの空席を利用して高齢者の移動支援を行い、積極的に社会参加できるまちづくを進め、生きがいのある地域づくりを支援するとともに、高齢者の健康的な日常生活の保持を図ります。	継続	■	■	■	■	■	中部 南部 東部		
					敬老バスの借上げを推進します。	敬老バス支援事業	高齢者生きがい推進課	一般	政策	民間事業者との業務委託契約により、大型バスを敬老バス「さつき号」として借り上げ、高齢者が文化活動やレクリエーション活動等とおして交流や親睦に利用することで、地域コミュニティの醸成に貢献します。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					老人福祉センターバスの借上げを推進します。	老人福祉センターバス借上事業	高齢者生きがい推進課	一般	経常	老人福祉センターへの送迎や福祉事業での人の搬送等のために、老人福祉センターバス「ことぶき号」を民間事業所から借り上げて事業を行っています。管財課の運転士を活用し、車両リースに対応します。	継続	■	■	■	■	■	全域	
			(2)ガイドヘルパーの養成	移動介護従事者(ガイドヘルパー)の養成を推進します。	移動介護従事者(ガイドヘルパー)養成研修事業	障害者支援課	一般	政策	知的障害者(児)に対する外出時における移動支援に携わるヘルパーを養成し知的障害者(児)の自立の促進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
					(3)障害者の通勤費の助成	就労している障害者への支援を推進します。	障害者支援施設等通所交通費助成事業	障害者支援課	一般	政策	福祉作業所等に通う障害者の通所のための交通費を助成し、工賃が少ない現状にある障害者及びその保護者の負担の軽減を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
		2. 高齢者・障害者の社会参加の促進	(1)高齢者・障害者の地域活動への参加支援	敬老祝金等、高齢者の生きがい事業を推進します。	高齢者生きがい推進事業	高齢者生きがい推進課	一般	経常	高齢者の生きがいの支援や社会参加の促進を図るとともに、敬老思想の高揚を図りながら敬老にかかる諸事業を推進します。敬老祝金の支給。老人クラブ補助金等。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
					南部陶芸場設置事業	高齢者生きがい推進課	一般	政策	老人福祉センターが生きがいと創造の事業として実施している陶芸講座の需要の高まりに対して、平成23年度に南部地区に陶芸場を新設するものであり、市内3地区(北部、東部、南部)に事業を拡大充実させることにより、高齢者が交流を深め生きがいのある生活がおくれるよう事業を推進します。	新規	■	■	■	■	■	南部		
				働く意欲のある高齢者の経験や知識を活かした社会貢献を促進します。	シルバー人材センター運営費補助事業	高齢者生きがい推進課	一般	経常	高齢者の就業支援及び生きがいを推進する目的で、希望に応じた就業の機会を提供する団体であるシルバー人材センターを育成するため、その運営費に対し補助金を交付します。	継続	■	■	■	■	■	全域		
				地区敬老行事の支援を推進します。	地区敬老行事支援事業	高齢者生きがい推進課	一般	政策	多年にわたり社会に尽くしてきた地区の高齢者を敬愛し、長寿を祝う敬老行事を開催する地区社会福祉協議会に対し、感謝とともに、行事開催の奨励の意を込めて報償費を支給します。	継続	■	■	■	■	■	全域		
				高齢者等生きがい活動を支援するために通所サービスを推進します。	高齢者等生きがいデイサービス事業	高齢者生きがい推進課	一般	政策	市内の社会福祉法人等に委託して、健康に不安のある高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者を対象にレクリエーション、入浴、給食等のサービスを提供し、生きがいの創造、社会参加の促進を図り、社会的孤立感の解消と自立生活の助長を促し、要介護状態への進行を予防します。	継続	■	■	■	■	■	全域		
				介護ヘルパー養成講座受講の助成を推進します。	介護ヘルパー養成講座助成事業	高齢者生きがい推進課	一般	政策	高齢者の就労を支援するため、厚生労働省が認定したホームヘルパー2級の資格取得講座を受講する高齢者に対し、費用の一部を助成することで、高齢者の社会参加を促進するとともに、生きがいに寄与します。平成22年度は、40名程度の助成を見込んでいます。	新規	■	■	■	■	■	全域		
				「高齢者ふれあいの家」の支援を推進します。	高齢者ふれあいの家支援事業	高齢者生きがい推進課	一般	政策	民家等を利用して、地域の高齢者が自由に集まる場所を提供する団体等を支援します。高齢者ふれあいの家を増設することで、閉じこもりがちな高齢者の社会参加を促します。平成21年度までに5か所設置し、平成22年度には公共施設の指定管理者の協力により、2か所設置する予定をしている他、市内全域に配置できるよう開設しようとする団体の支援を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域		
				障害者団体の育成を推進します。	障害者団体育成支援事業	障害者支援課	一般	経常	組織が脆弱な障害者団体の活動を支援するため、助成します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
				身体障害者福祉センターでの講座や訓練によって生きがいの保持を推進します。	身体障害者福祉センター運営事業	障害者支援課	一般	経常	身体障害者の社会適応訓練、機能訓練、創作活動等とおして社会生活の自立や生きがいを高めます。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
	身体障害者福祉センター送迎事業	障害者支援課	一般	政策	社会適応訓練、機能訓練のため身体障害者福祉センターを利用する方々の送迎を行い、社会生活の自立や生きがいを高める。又送迎業務の委託により経費の削減を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域					

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方策))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
					身体障害者福祉センター施設整備 改修事業	障害者支援課	一般	政策	利用者が利用しやすい施設に改修し、老朽化した備品を取り換え利用者の利便を図ります。	継続	■					北部
		(2)老人福祉セン ターの充実	老人福祉センターの耐 震補強工事など、適正 な維持管理に努めま す。	老人福祉センター耐震補強事業	高齢者生きがい推 進課	高齢者生きがい推 進課	一般	政策	平成20年度に耐震診断を実施したところ、超音波検査において耐震性に問題があることが判明したことから、平成23年度耐震補強工事を行います。このため、平成22年度に工事設計業務を委託します。	新規	■	■				北部
				老人福祉センター管理運営事業	高齢者生きがい推 進課	高齢者生きがい推 進課	一般	経常	老人福祉センターの設置維持管理等にかかる経費で、施設を適正に維持管理をすることにより利用者が憩いの場として快適に過ごすことができます。	継続	■	■	■	■	■	北部
			老人福祉センターで各 種講座、一日招待等の 活動を推進します。	老人福祉センター活動事業	高齢者生きがい推 進課	高齢者生きがい推 進課	一般	経常	老人福祉センターにおける高齢者教養講座、一人暮らし高齢者一日招待事業、団体送迎事業等に係る費用で、事業を実施することにより、高齢者の生きがいの増進、新しい仲間作りのための一助に努めます。	継続	■	■	■	■	■	北部
		(3)保健福祉施設 整備の促進	社会福祉施設整備資金 の借入金及び利子の助 成を推進します。	社会福祉施設整備資金借入金助 成事業	高齢者生きがい推 進課	高齢者生きがい推 進課	一般	政策	独立行政法人福祉医療機構から借入れ、平成12年3月31日以前に老人福祉施設(ケアハウス)を設置した社会福祉法人に対し、借入償還元金及び償還利子の一部を助成します。これにより、経営の健全化が図られるとともに、入居者等の処遇の向上に寄与します。	継続	■	■	■	■	■	北部 東部
			民間知的障害者支援施 設の借入金償還費の助 成を推進します。	民間知的障害者支援施設借入金 償還費補助事業	障害者支援課	障害者支援課	一般	政策	民間の社会福祉施設の建設費借入金利息の償還額の補助を県と共に行い、社会福祉法人の経営の安定化を図ります。	継続	■	■				中部
			障害者が地域で自立し た生活を送るために必 要な施設サービスの整 備を検討します。	障害者福祉施設サービス整備検 討事業	障害者支援課	障害者支援課	一般	-	今後必要とされる障害者福祉施設の整備を検討します。	継続	■	■	■	■	■	全域
		3. 高齢者・障害者 の社会的自立の促 進	(1)障害者の就労 支援	障害者就労支援セン ターでの就労訓練に よって雇用促進を推 進します。	障害者就労支援センター運営事業	障害者支援課	一般	経常	就職に向けての訓練や、就労後の支援など、障害者の雇用の促進と定着を図ります。	継続	■	■	■	■	■	北部
				障害者就労支援センター車両借上 事業	障害者支援課	障害者支援課	一般	経常	障害者就労支援センターの事業の推進のため、公用車をリースし経費の削減を図ります。	継続	■	■	■	■	■	北部
			精神障害者の就労施設 の経営安定化を推 進します。	精神障害者共同作業所運営費補 助事業	障害者支援課	障害者支援課	一般	政策	作業所の運営費の一部を助成し、作業所の事業運営の安定化により、通所する精神障害者の社会的自立を促進します。	継続	■	■	■			北部
			心身障害者の生活指導 や就労訓練により自立 を推進します。	心身障害者福祉作業所「さつき 園」指定管理者事業	障害者支援課	障害者支援課	一般	政策	施設の運営を指定管理者で行い、利用者のサービス向上と経費の削減を図ります。	継続	■	■	■	■	■	北部
				障害者福祉施設借上事業	障害者支援課	障害者支援課	一般	政策	民間活力を利用して建設した障害者福祉施設の賃貸料を支払い、施設の継続と利用者の社会的自立の促進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	北部
			就労している障害者の 負担軽減を推 進します。	障害者就労支援施設利用者負担 金助成事業	障害者支援課	障害者支援課	一般	政策	就労支援施設で働く障害者の自立支援法による自己負担を助成することで、工賃水準の低い障害者及びその家族の負担を軽減し社会的自立の促進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
		(2)就学等の支援	幼児のこばに関する 相談を支援します。	幼児こばの相談室運営事業	障害者支援課	障害者支援課	一般	経常	こばの遅れ、発達、難聴、吃音等こばに不安を持つ保護者の相談を実施し、幼児のこばの改善、症状の軽減を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
			つばさ学園の運営及び 療育相談の充実を推 進します。	つばさ学園運営事業	障害者支援課	障害者支援課	一般	経常	就学前の知的障害や重複障害のある幼児を通所により、日常生活や社会性を養うなど集団での指導を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
				つばさ学園療育相談事業	障害者支援課	障害者支援課	一般	政策	幼児や児童で成長や発達に心配のある保護者に対し、心身の発達及び社会参加を支援するための助言や指導を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
		(3)高齢者・障害者 の地域生活の支援	在宅高齢者の介護予 防・生活支援のため に外出支援、訪問理 美容を推進します。	在宅高齢者介護予防・生活支援事 業	高齢者生きがい推 進課	高齢者生きがい推 進課	一般	政策	ひとり暮らし高齢者又はこれに準じる世帯であって、身体上の理由により一般の理美容店や交通機関を利用することが困難な高齢者に対し、理美容代金のうち移動・出張に要する費用又は居宅と医療機関等との間の送迎に係る費用を助成します。	継続	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分		
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)			
											H22	H23	H24					
				介護認定にならない、社会適応困難な独居高齢者等のホームヘルプを推進します。	高齢者ホームヘルプサービス事業	高齢者生きがい推進課	一般	政策	高齢者の自立した生活の継続と要介護状態への進行を防止するため、民間の事業者と契約して介護保険認定非該当者に対し、自宅にホームヘルパーを派遣し、家事等について支援するとともに、人との触れ合う機会をつくります。	継続	■	■	■	■	■	全域		
				高齢者の日常生活用具等の給付・貸与等を推進します。	高齢者在宅福祉給付事業	高齢者生きがい推進課	一般	経常	在宅高齢者等に対する、各種サービスを提供し、高齢者の日常生活の支援を行います。寝具乾燥サービス、電磁調理器や自動消化器等の日常生活用品の給付、福祉電話の設置費及び基本料金の給付を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域		
				障害者の地域での生活支援を推進します。	障害者地域生活支援事業	障害者支援課	一般	政策	障害者等に地域の実情、利用者の状況にあった障害福祉サービス事業を実施し、障害者等の福祉の増進を図り、自立した日常生活や社会生活の支援を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域		
					福祉手当等支給事業	障害者支援課	一般	経常	障害程度に応じた手当を支給し、障害者及びその保護者の福祉の増進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域		
					在宅障害者福祉サービス事業	障害者支援課	一般	経常	障害者の地域で自立した生活を支援するサービスを提供します。	継続	■	■	■	■	■	全域		
					障害者支援システム借上事業	障害者支援課	一般	経常	各種障害福祉サービスを統合させた総合システムを導入し、事務処理の適正化及び事務の効率化を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域		
					障害者支援課住民記録・税情報照会システム借上事業	障害者支援課	一般	経常	住民記録や課税情報を照会できるシステムを導入し、事務処理の適正化及び事務の効率化を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域		
					障害者支援課車両借上事業	障害者支援課	一般	経常	障害者の支援業務に使用する車両をリースし経費の削減を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域		
					民間知的障害者支援施設の経営の安定化を推進します。	民間知的障害者支援施設運営費補助事業	障害者支援課	一般	政策	社会福祉法人が運営する重度、中度の知的障害者(児)の施設の運営費の一部を助成し、施設運営の安定化を図り、障害者(児)の日常生活の向上と社会的自立の促進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
				施設入所者の地域生活への移行を推進します。	障害者グループホーム等運営費補助事業	障害者支援課	一般	政策	小規模で、障害程度の軽い入居者がいるグループホームやケアホームの運営費の補助を行い、経営の安定化を図り、入居者の自立と社会参加の促進を図ります。	新規	■	■	■	■	■	全域		
					精神障害者ふれあいホーム運営費補助事業	障害者支援課	一般	政策	精神障害者ふれあいホームを運営する事業者に対し、経営の安定化を図るために運営費の補助を行い、入居者の地域生活における自立と社会参加の促進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域		
				障害者の地域生活における権利の擁護を推進します。	障害者成年後見申立事業	障害者支援課	一般	政策	障害により物事を判断する能力が不十分で、家族や親族による申し立てを行うことができない障害者に対して、成年後見制度に係る市の申し立てに要する経費を計上します。	継続	■	■	■	■	■	全域		
		4. 保健・医療・福祉・介護サービスの充実と連携強化	(1) 高齢者の保健・医療・福祉の充実	高齢者医療制度の適正な運用に努めます。	老人保健医療制度事業	高齢者生きがい推進課	一般	経常	老人保健医療制度が、平成20年4月に後期高齢者医療制度に移行したため、平成20年3月以前の過誤調整請求分等に対する清算事務を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
							老人医療オンライン化事業	高齢者生きがい推進課	一般	経常	老人保健医療制度が、平成20年4月に後期高齢者医療制度に移行したため、老人保健医療に係る月遅れ請求分に係る資格管理データ等の照合、確認し、清算事務を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
							後期高齢者医療保険制度事業	高齢者生きがい推進課	一般	経常	後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、市町村負担金(事務経費)・定率市町村負担金(医療給付費)を千葉県後期高齢者医療広域連合に納付します。	継続	■	■	■	■	■	全域
						65歳以上で身体の衰えや家庭の事情、経済的理由による居宅生活困難者の措置入所を推進します。	老人保護措置事業	高齢者生きがい推進課	一般	経常	概ね65歳以上であって、身体上、経済上、精神上または環境上の理由により、養護老人ホーム等への入所が必要な高齢者の入所措置及び経理に係る費用です。心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じることにより高齢者の福祉向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
						地区社会福祉協議会の独居高齢者見守り活動への支援を推進します。	独居高齢者声の訪問事業	高齢者生きがい推進課	一般	政策	市内の独居高齢者等に対し、地区社会福祉協議会の方々により訪問又は見守りを実施して、高齢者等の孤独感の解消及び安否確認を行い、ふれ合いと支え合いのある心豊かな地域福祉社会づくりの推進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方策))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新 継 区 分	実施年度				地 域 区 分		
											上期実施計画			中 期 (H25 ～27)		下 期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24				
			(2)精神障害者ケアの充実	精神障害者の入院医療費の軽減を推進します。	精神障害者入院医療費助成事業	障害者支援課	一般	政策	精神疾患のため入院療養している精神障害者の保護者に対し、入院医療費の一部を助成し、その世帯の経済的負担を軽減し、精神障害者等の福祉の増進を図ります。	新規	■	■	■			全域	
				精神障害者ホームヘルパーの養成を推進します。	精神障害者ホームヘルパー養成事業	障害者支援課	一般	政策	精神障害者に対する必要な知識や技能を習得した精神障害者ホームヘルプサービスに携わるヘルパーを養成し、精神障害者の自立の促進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
			(3)保健・医療・福祉・介護の連携強化	介護保険事業の充実を図り、事業を推進します。	介護保険認定事業	介護支援課	介護	経常	介護や支援が必要な状態となった被保険者に係る要介護認定について、介護保険法の規定に基づき、その者の心身の状態、日常生活の状況等に関して適正な認定調査を行うとともに、主治医に対しその者の傷病の状況等について意見を求め、これらを根拠として、保健、医療、福祉の学識経験を有する者で構成する介護認定審査会において公平・公正な審査判定を実施します。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					介護保険給付事業	介護支援課	介護	経常	要支援、要介護と認定を受けた被保険者が介護予防、介護サービスを受けたときに、当該被保険者に対し、当該介護サービスに要した費用の9割の居宅サービス費を支給します。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					介護保険地域支援事業	介護支援課	介護	経常	介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業について、被保険者が、要介護状態及び要支援状態となることを予防するための介護予防教室等を実施するとともに、要介護状態等になった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、支援するための各種施策を実施します。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					社会福祉法人等利用者負担軽減事業	介護支援課	一般	経常	社会福祉法人が低所得者に対し介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減を実施した場合、その軽減額の一部について助成を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域	
				障害者福祉サービスの供給を推進します。	障害者自立支援給付事業	障害者支援課	一般	経常	障害の程度に応じた障害福祉サービスを提供し、自立した日常生活や社会生活への参加の促進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
				訪問看護の充実を推進します。	訪問看護ステーション運営事業	介護支援課	一般	経常	在宅で病により、看護・介護が必要な方に対し主治医の指示を受けて看護師が直接訪問し、個々の病状に応じて、病状観察・排便コントロール・リハビリなどの看護サービスを提供します。また主治医やケアマネジャーと連携をとりながら在宅療養が継続できるよう支援します。	継続	■	■	■	■	■	全域	
	3項 誰もが安心して暮らすことのできる生活支援づくり	1. 援護措置の充実	(1)被生活保護世帯の自立支援の推進	被生活保護者の就労支援を推進します。	就労支援相談業務事業	社会福祉課	一般	—	生活保護就労支援相談員を配置(週2回)し、就労促進が期待できる被保護者に対して個別カウンセリングにより、就労意欲の喚起、求職活動の継続的支援、履歴書の書き方、面接の対応等、就労に関する相談を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域	
(2)要生活保護者の相談・指導の充実			生活保護面接相談の充実に努めます。	生活保護面接相談事業	社会福祉課	一般	—	生活困窮者等の相談者からの個々の相談(来庁者や電話)に応じ、援助の助言や指導を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
				行旅病人及び行旅死亡人事業	社会福祉課	一般	経常	行旅病人及び行旅死亡人が発生したときの経費を計上します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域
(3)被生活保護世帯の生活支援の推進			誰もが安心して暮らせる生活支援を推進します。	生活保護法等に基づく扶助事業	社会福祉課	一般	経常	生活保護法に基づく各種扶助事業(生活・住宅・教育・医療・出産・生業・葬祭・介護・施設事務費)を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域
				生活保護データシステム更新事業	社会福祉課	一般	政策	本市の生活保護データシステムの保守管理期間の満了に伴いデータ更新と国のオンライン化(生活保護業務データシステム)整備に合わせ本市と国のシステムの構築を行い、より適正で効率的な生活保護事務を実施します。	新規	■	■	■	■	■	■	■	全域
				社会福祉課住民記録・税情報照会システム導入事業	社会福祉課	一般	政策	生活保護受給者及び申請者の世帯状況や経済状況を住民記録、税情報に基づき確認し、生活保護の要否や生活保護費の適正な執行を行います。	新規				■	■			全域
				住宅手当緊急特別措置事業	社会福祉課	一般	政策	派遣切り、雇用止めにより離職した方のち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方に対し、住宅手当を支給することにより住宅が確保され、これらの方が安心して就職活動ができるよう支援します。	継続	■	■						全域
		2. 公営住宅の整備	(1)市営住宅施設の改善	市営住宅の整備を推進します。	市営住宅整備事業	建築住宅課	一般	政策	既存の市営住宅の外壁の塗り替え等を実施し、既存ストックの長寿命化を図る。また、地上波デジタルに対応するため受信設備を整備します。(123戸)	継続	■	■	■	■	■	■	北部 南部
				借上住宅による市営住宅の整備を推進します。	市営住宅借上事業	建築住宅課	一般	政策	三輪野山団地(平成15年度建設)及び西初石団地(平成17年度建設)の借上げ住宅を継続して借り上げます。	継続	■	■	■	■	■	■	南部

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方策))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分		
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)			
											H22	H23	H24					
					新規市営住宅平方団地借上事業	建築住宅課	一般	政策	平成21年度に借地契約の更新を行った平方団地の借地の解消と建物の老朽化に伴う対応策として借り上げ住宅による管理戸数の確保を図ります。	新規					■	北部		
★4項 健康 で明るい暮ら しづくり	1. 医療体制の整備	(1) 初期・救急医療体制の整備	平日夜間・休日の初期医療体制の整備を推進します。	平日夜間診療事業	健康増進課	一般	政策	平日夜間の急病に対応する診療を確保するため、平日夜間・休日診療所で診療を実施します。	継続	■	■	■	■	■		■	全域	
				平日夜間・休日診療所管理運営事業	健康増進課	一般	経常	平日夜間・休日診療所管理、運営に対する委託事業を実施します。	継続	■	■	■	■	■		■	全域	
			救急医療(二次救急医療機関の夜間輪番制)を推進します。	救急医療事業	健康増進課	一般	経常	日曜日、祝日、年末年始の救急医療機関の診療体制を確保します。	継続	■	■	■	■	■		■	全域	
			(2) 輸血用血液の確保	輸血用血液の確保を促進します。	献血推進事業	健康増進課	一般	—	輸血用血液確保のための献血を推進します。	継続	■	■	■	■	■		■	全域
		(3) 新型インフルエンザ等の感染症対策の実施	新型インフルエンザ等の感染症対策を推進します。	新型インフルエンザ等感染症対策事業	健康増進課	一般	政策	新型インフルエンザ等新興感染症の発生に備える行動計画・対応マニュアルの作成及び感染症発生時の感染拡大防止のための消毒薬・防護具等を備蓄します。	継続	■	■	■	■	■		■	全域	
				新型インフルエンザ対策救急事業	消防防災課	一般	政策	新型インフルエンザ対策として、救急隊員等の感染、二次感染防止を図るための消耗品及び医薬剤等を更新整備します。(平成22年度から平成31年度)	継続	■	■	■	■	■		■	全域	
		2. 各種健(検)診・健康教育事業等の充実	(1) 乳幼児健康診査及び健康相談等の実施	妊婦や子どもの健康を支援するための取り組みを推進します。	母子健康教育相談指導事業	健康増進課	一般	経常	妊娠、出産、育児についての健康教育、相談、指導を実施します。	継続	■	■	■	■	■		■	全域
					母子健康診査事業	健康増進課	一般	経常	母子健康手帳の発行および妊産婦・乳幼児の疾病の早期発見のため健康診査の実施及び事後指導の充実を図ります。	継続	■	■	■	■	■		■	全域
				生後4か月までの乳児への全戸訪問により、市の育児情報の提供を行うとともに、育児上の困難を抱える家庭への継続的な支援を推進します。	乳児家庭全戸訪問事業	健康増進課	一般	政策	乳児のいる家庭をすべて訪問し、育児に関するサービスについての情報提供をするとともに親子の心身の状況確認や、育児上の不安について助言を行います。	継続	■	■	■	■	■		■	全域
					養育支援訪問事業	健康増進課	一般	政策	養育困難家庭に対して、専門職により育児に関する技術支援を行います。	継続	■	■	■	■	■		■	全域
	(2) 予防接種の実施		感染症を予防するための各種予防接種を推進します。	予防接種事業	健康増進課	一般	経常	乳幼児・児童・生徒への予防接種を実施し、感染症の流行防止を図ります。	継続	■	■	■	■	■		■	全域	
				麻疹(はしか)排除計画事業	健康増進課	一般	政策	国の「麻疹に関する特定感染症予防指針」に基づき、麻疹の排除を目的に平成20年度から5年間に限り実施します。	継続	■	■	■				■	全域	
				高齢者インフルエンザ予防接種事業	健康増進課	一般	政策	65歳以上の高齢者を対象に、インフルエンザの発症や重症化を未然に防止するため、予防接種を実施します。	継続	■	■	■	■	■		■	全域	
	(3) 各種健(検)診事業の実施		がんや歯周病の早期発見のための検診や、予防のための知識の普及を推進します。	健康増進事業	健康増進課	一般	経常	市民の生活習慣病の早期発見のための各種がん検診等の実施及び市民の健康保持のための教育・相談・指導を実施します。	継続	■	■	■	■	■		■	全域	
		国民健康保険・後期高齢者医療保険の生活習慣病予防のための健康診査等を推進します。		国保特定健康診査・保健指導事業	国保年金課	国保	政策	国民健康保険被保険者を対象に、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防をするとともに、医療費の削減を目指します。	継続	■	■	■	■	■		■	全域	
		後期高齢者健康診査事業		高齢者生きがい推進課	一般	経常	後期高齢者医療被保険者の健康の保持促進のために健康診査を実施します。	継続	■	■	■	■	■		■	全域		
		国保人間ドック助成事業		国保年金課	国保	経常	人間ドック利用に関する費用の助成は国民健康保険の保険者として市が被保険者の健康の保持増進のため42,000円の7割(29,400円)を補助して行う事業で、医療費の削減に繋がります。	継続	■	■	■	■	■		■	全域		

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
					国保あんま・マッサージ等助成事業	国保年金課	国保	経常	国民健康保険の被保険者(末しょう神経疾患又は運動器疾患の自覚症状をもつ者)で、60歳以上の者が市が指定するあんま、マッサージ、指圧、はり及びきゅうの施設で施術を受ける場合、申請により1年間に24枚の利用券(1枚500円)を交付し、被保険者の健康の保持増進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					後期高齢者人間ドック助成事業	高齢者生きがい推進課	一般	経常	本市の国民健康保険において行なっている人間ドック助成事業を平成20年4月に創設された後期高齢者医療制度に移行した被保険者に対しても国民健康保険給付との整合を図るとともに、被保険者の健康保持促進及びサービスの維持・向上に寄与するための市独自の助成事業を推進します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					後期高齢者あんま・マッサージ等助成事業	高齢者生きがい推進課	一般	経常	本市の国民健康保険において行なっているあんま・マッサージ等利用助成事業を平成20年4月に創設された後期高齢者医療制度に移行した被保険者に対して国民健康保険給付との整合を図るとともに、被保険者の健康保持促進及びサービスの維持・向上に寄与するための市独自の助成事業を推進します。	継続	■	■	■	■	■	全域
		(4) 市民一人ひとりの健康づくり	科学的根拠に基づいた運動による市民の健康づくりを推進します。		国保ヘルスアップ事業	国保年金課	国保	政策	健康都市宣言を機に、参加者個々に「個別健康支援プログラム」を作成し健康づくりを実行してもらうことで生活習慣病の一次予防を中心とした保健事業を推進します。会場は、生涯学習センター1か所で行います。	継続	■	■				全域
					高齢者ヘルスアップ事業	高齢者生きがい推進課	一般	政策	健康都市宣言を機に高齢者を対象として、科学的根拠に基づいて管理された個々の運動記録等により、参加者の体力に合った個別の運動プログラムを実践しながら、体力づくり、生活習慣病の予防を図ります。	継続	■	■				全域
					中高年ヘルスアップ事業	健康増進課	一般	政策	科学的根拠に基づいた個別の運動・栄養プログラムを実施し、生活習慣病の予防を図ります。	継続	■	■				全域
			心の病やアルコール依存症に関して悩みのある市民の相談を推進します。		心の相談事業	障害者支援課	一般	政策	精神的な悩みのある市民や家族の相談を専門医が庁舎内の相談室で受け、悩みや不安の解消や医療につなげるなど、適切な指導をとおして早期発見、早期治療の促進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
			身体障害者の機能回復や社会適応訓練を通じて社会との交流事業を促進します。		地域福祉センター指定管理者事業	高齢者生きがい推進課	一般	政策	地域福祉センターの管理を一括して流山市社会福祉協議会に業務委託することにより、経費の節減及び事業の効率化と円滑な管理を行います。	継続	■	■	■	■	■	中部
					身体障害者デイサービスセンター指定管理者事業	障害者支援課	一般	政策	原則として65歳までの身体障害者の社会適応訓練、機能訓練、創作活動、入浴サービス等の地域活動支援事業を指定管理者が行い、サービスの向上と経費の削減を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
		3. 健康情報の発信や健康関連施設の充実	(1) 健康づくりに関する啓発活動	健康都市宣言に基づき、健康都市プログラムを推進します。	健康都市推進事業	社会福祉課	一般	政策	健康でいられる人が増加し、健康寿命が延伸するとともに流山市全体が住みやすいまちとなるようWHO憲章に基づいて作成した健康都市プログラムの進行管理を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
				妊産婦にやさしい環境づくりを進めるため、マタニティキーホルダーの配布を推進します。	マタニティキーホルダー作成事業	子ども家庭課	一般	政策	妊娠初期の人も外見から妊娠していることが分かり、妊婦に配慮ができるようマタニティキーホルダーを活用し、妊婦にやさしい環境を作ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
				市民の主体的な健康づくりの支援を推進します。	健康づくり支援事業	健康増進課	一般	政策	市民の主体的な健康づくりへの情報提供として、喫煙の健康への影響及び受動喫煙防止に関する知識の普及啓発・食育の推進を図るための事業等を実施します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					健康づくり啓発事業	健康増進課	一般	経常	健康づくり推進員の活動及び健康まつりを通じて、市民に対し健康づくりへの啓発を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(2) 健康づくりに関する施設整備	保健センターの設備の維持管理を推進します。	保健センター施設整備事業	健康増進課	一般	政策	建設以来22年を経過した保健センターの老朽化した空調設備の交換、外壁及び屋上の防水工事、アスベスト除去工事を行い、安全で快適な健康づくりの拠点とします。	新規	■			■	■	中部
					保健センター車両借上事業	健康増進課	一般	経常	保健センターの事業遂行のための車両のリース事業を実施します。	継続	■	■	■	■	■	中部
				地域福祉センター(ケアセンター)の維持管理を推進します。	地域福祉センター維持管理事業	高齢者生きがい推進課	一般	経常	地域福祉センターの維持管理等にかかる経費で、適正に維持管理をすることにより利用者の利便性の向上及び市民の福祉向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	中部
	5項 地域で支える福祉のまちづくり	1. 相互福祉の推進	(1) 相互に助けあう社会づくりの推進	日本赤十字社流山地区奉仕団の活動を促進します。	日本赤十字活動促進事業	社会福祉課	一般	—	日本赤十字社流山地区奉仕団は、救急法等の各種講習会、献血の協力、救助活動等を通して人道的な活動を展開しており、その活動を促進します。	継続	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方案)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
					戦没者追悼式推進事業	社会福祉課	一般	経常	先の大戦の遺族や多くの市民が一同に会し、戦没者等を追悼するとともに平和を祈念する式典を同時に挙行し、平和施策の推進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					見舞金支給事業	社会福祉課	一般	経常	特定疾病療養者、原爆被爆者、災害被災者に対し見舞金を支給します。	継続	■	■	■	■	■	全域
		2. 地域福祉活動拠点の整備充実	(1) 福祉会館の管理運営、整備の充実	福祉会館の管理運営について、指定管理者制度を導入し、経費の節減及び市民サービスの向上を推進します。	流山福祉会館指定管理者事業	社会福祉課	一般	政策	地域福祉活動の拠点としての福祉会館の運営・管理を指定管理者に行わせることにより効果的に市民福祉の増進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	南部
					西深井福祉会館指定管理者事業	社会福祉課	一般	政策	地域福祉活動の拠点としての福祉会館の運営・管理を指定管理者に行わせることにより効果的に市民福祉の増進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	北部
					南福祉会館指定管理者事業	社会福祉課	一般	政策	地域福祉活動の拠点としての福祉会館の運営・管理を指定管理者に行わせることにより効果的に市民福祉の増進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	中部
					名都借福祉会館指定管理者事業	社会福祉課	一般	政策	地域福祉活動の拠点としての福祉会館の運営・管理を指定管理者に行わせることにより効果的に市民福祉の増進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	東部
					南流山福祉会館指定管理者事業	社会福祉課	一般	政策	地域福祉活動の拠点としての福祉会館の運営・管理を指定管理者に行わせることにより効果的に市民福祉の増進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	南部
					平和台福祉会館指定管理者事業	社会福祉課	一般	政策	地域福祉活動の拠点としての福祉会館の運営・管理を指定管理者に行わせることにより効果的に市民福祉の増進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	南部
					下花輪福祉会館指定管理者事業	社会福祉課	一般	政策	地域福祉活動の拠点としての福祉会館の運営・管理を指定管理者に行わせることにより効果的に市民福祉の増進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	中部
					十太夫地域ふれあいセンター建設等PFI事業	社会福祉課	一般	政策	十太夫地域ふれあいセンターの民間活力を導入したPFI事業手法による施設維持管理を行います。	継続	■	■	■	■	■	中部
					福祉会館講座等充実事業	社会福祉課	一般	—	市民が文化及び教養の向上並びに生きがいの推進が図られるよう各種団体に活動及び発表の場を提供します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				福祉会館の整備を推進します。	福祉会館整備事業	社会福祉課	一般	政策	地域福祉活動の拠点としての福祉会館のうち経年劣化の著しい会館を年次計画に基づいて改修整備します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				福祉会館耐震補強を推進します。	福祉会館耐震補強事業	社会福祉課	一般	政策	平成20年度に実施した耐震診断により、倒壊する可能性が高いと診断された南福祉会館の耐震補強を実施します。	新規		■	■			中部
		3. 社会福祉活動の充実	(1) 福祉サービスのネットワーク化の促進	民生委員児童委員活動を推進します。	民生委員児童委員活動推進事業	社会福祉課	一般	経常	民生委員・児童委員は、地域社会の生活で困っている人、児童、障害者、高齢者等のことで問題をかかえている人々に、相談、援助、情報提供を行う地域の奉仕者であり、その活動を促進します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				民生児童委員協議会連合会の活動を促進します。	民生児童委員協議会連合会事業	社会福祉課	一般	経常	民生委員・児童委員で組織され、地域で困っている方々等への支援や助言を実施している流山市民生児童委員協議会活動を促進します。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(2) 社会福祉協議会活動の支援	社会福祉協議会と連携し事業を促進します。	福祉団体活動推進事業	社会福祉課	一般	経常	本市における社会福祉事業の健全な発達と地域社会福祉の増進を図るために設立された社会福祉法人流山市社会福祉協議会と連携を密にするとともに、補助金を交付し同協議会の事業を促進します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				福祉ボランティア活動を促進します。	福祉ボランティア活動促進事業	社会福祉課	一般	—	市内で活動する福祉ボランティアの方々の活動を促進します。	継続	■	■	■	■	■	全域
6項	バリアフリーのまちづくり	1. 交通・公共施設等のバリアフリー化の推進	(1) 公共施設のバリアフリー	公共施設のバリアフリー化を推進します。	公共施設バリアフリー化推進事業	都市計画課	一般	—	安心・安全な道路の計画的な整備と公共施設のバリアフリー化について庁内各担当部署や事業者へ推進をします。	継続	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方策))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分			
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)				
											H22	H23	H24						
					オストメイト対応トイレ設備整備事業	障害者支援課	一般	政策	公民館等多数の市民の利用する施設にオストメイト対応トイレを設置し、社会経済活動への参加を容易にします。	継続	■	■				北部			
		(2)公共交通施設のバリアフリー	公共交通施設のバリアフリー化を促進します。	公共交通施設のバリアフリー化を促進します。	交通施設バリアフリー化設備整備事業	都市計画課	一般	政策	流山市交通バリアフリー基本構想における交通バリアフリー整備方針に基づき、駅舎のエレベーター設置及び身体障害者用トイレ設置等バリアフリー化に係る駅舎改修建設費の負担を行います。(国、市、鉄道事業者 それぞれ3分の1ずつ負担する。)	継続	■	■	■		■	北部 中部			
					豊四季駅バリアフリー化促進事業	都市計画課	一般	—		鉄道会社に対し、駅施設のバリアフリー化促進について働きかけを行います。	継続	■	■	■	■	■	■	東部	
					豊四季駅利便性向上要請事業	都市計画課	一般	—		柏市とともに鉄道会社へ橋上駅舎を含め、西側からの鉄道利用について要望等の働きかけを行います。	継続				■			東部	
					(3)道路のバリアフリー	生活道路の整備を推進します。	バリアフリー歩行空間ネットワーク事業	道路建設課	一般	政策	バリアフリー重点地区である江戸川台地区、南流山地区での歩道のバリアフリー化を進めます。	継続		■					北部 南部
				バリアフリーに配慮した既存道路の拡幅・改良・新設事業	道路建設課	一般	—	バリアフリー重点地区外にある道路においても、各事業を進める中でバリアフリー化を図っていきます。	継続	■	■	■	■	■	■	全域			
		(4)新市街地の整備	新市街地のバリアフリー化整備を推進します。	流山おおたかの森駅周辺バリアフリー仕様整備事業	まちづくり推進課	一般	—	土地区画整理施行者の強力を得て駅周辺道路の段差解消や視覚障害者のための誘導ブロックの敷設などを行います。	継続	■	■	■	■	■	■	中部			
	2. 高齢者・障害者等に配慮した住環境の支援	(1)高齢者・障害者の住宅改造の支援	高齢者・障害者の住宅改造の助成を推進します。	高齢者住宅改造助成事業	高齢者生きがい推進課	一般	経常	高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、介護保険住宅改修費20万円を利用後、住宅改修費で不足した部分について住宅改造対象工事費の2分の1、30万円を限度に支給します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域		
障害者住宅改造助成事業				障害者支援課	一般	経常	障害者が住みやすい住宅の改造費の一部を助成し、自立した日常生活の向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域		
(2)要援護者やひとり暮らし高齢者の防災・防犯対策の充実		要援護者の災害時の避難支援を推進します。	災害時要援護者避難支援事業	社会福祉課	一般	—	災害時に一人では避難することが困難な要援護者の避難支援体制を整備するため、災害時要援護者名簿及び災害時要援護者避難支援個人計画を作成します。	継続	■	■	■				■	全域			
		ひとり暮らし高齢者の緊急通報体制の整備を推進します。	ひとり暮らし高齢者緊急通報装置給付事業	高齢者生きがい推進課	一般	経常	健康上不安のある一人暮らしの65歳以上の高齢者に対し、緊急通報装置を設置し、緊急時に安心して暮らせるよう在宅生活の充実を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域		
7項 誰もが安心して利用できる社会サービス体制づくり	1. 福祉サービスの情報提供・相談体制の充実	(1)福祉情報の提供体制の整備	福祉情報の提供を推進します。	地域福祉マップ作成事業	社会福祉課	一般	—	地域の福祉関連情報や保健医療等の社会資源を網羅した地域福祉マップを作成します。	新規	■				■	■	■	全域		
				福祉サービスに関する広報ながれやま活用事業	社会福祉課	一般	—	市民への福祉サービスの情報提供を充実するために、広報ながれやまを活用します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域	
				ICTによる福祉情報の提供を推進します。	福祉サービスに関するホームページ活用事業	社会福祉課	一般	—	市民への福祉サービスの情報提供を充実するために、市のホームページを活用します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域
				福祉サービスに関するパブリシティの充実を推進します。	福祉サービスに関するパブリシティ充実事業	社会福祉課	一般	—	福祉施策の情報をマスコミに提供し、広く周知を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域
		(2)福祉サービス情報網の整備	福祉サービス事業者との情報網の整備を促進します。	福祉サービス事業者情報網整備事業	社会福祉課	一般	—	市民への福祉サービスの情報提供を充実するために、福祉サービス提供者との情報網を整備します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域	
		(3)福祉窓口サービスの充実	福祉窓口サービスの充実を推進します。	ワンストップ福祉相談窓口推進事業	社会福祉課	一般	—	福祉窓口サービスの充実をはかるために、ワンストップ相談窓口体制を整備します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域	
		(4)福祉相談窓口の連携	各福祉分野の相談窓口との連携を推進します。	各福祉相談窓口連携事業	社会福祉課	一般	—	子ども、高齢者、障害者等の相談を所管する各機関と連携し、福祉サービスの向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域	

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分					
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)						
											H22	H23	H24								
	2. 福祉サービス体制の整備	(1)福祉施策の推進	市民の声を反映した福祉施策を推進します。	保健福祉施策事業	社会福祉課	一般	経常	福祉施策の調整を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域					
				福祉施策審議会事業	社会福祉課	一般	経常	市長の諮問に対する答申や建議を行い福祉施策を推進するため、福祉施策審議会を開催します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域				
				健康福祉基金積立事業	社会福祉課	一般	政策	福祉の増進を図るために必要な経費財源に充てるため、市、団体、個人及び基金運用収益を積立てます。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域			
				福祉に関する計画の見直しを実施し、計画的に福祉施策を推進します。	地域福祉計画策定事業	社会福祉課	一般	政策	社会福祉法第107条の規定に基づく地域福祉計画を策定します。	継続			■				■		全域		
					高齢者総合計画策定事業	社会福祉課	一般	政策	老人福祉法第20条の8と介護保険法第117条の規定に基づく高齢者の総合計画を策定します。	継続		■			■	■			全域		
					障害者計画策定事業	社会福祉課	一般	—	障害者基本法第9条に基づく障害者計画を策定します。	継続		■			■	■			全域		
					障害者福祉計画策定事業	社会福祉課	一般	—	障害者自立支援法第88条に基づく障害者福祉計画を策定します。	継続		■			■	■			全域		
				福祉施策の推進成果の検証を推進します。	障害者支援計画推進事業	障害者支援課	一般	経常	障害者計画、障害福祉計画の進捗状況について点検し、障害者福祉の増進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全域	
					「流山の保健福祉」発行事業	社会福祉課	一般	経常	保健福祉全般で実施している事業内容及び進捗状況を具体的に掲載した年報としてまとめて発行します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全域	
			(2)福祉サービス事業者との連携		福祉サービス事業者の立地誘導に努めます。	福祉サービス事業者立地誘導事業	社会福祉課	一般	—	福祉施策に関する計画に位置付けられた福祉サービス提供事業者等の立地誘導を推進します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域	
				福祉サービス事業者との連携を促進します。	特別養護老人ホーム整備支援事業	介護支援課	一般	—	高齢者が介護を必要とするようになって、それぞれの能力に応じて過ごせるよう市有地を活用するなど、特別養護老人ホームの整備を促進します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全域	
					シルバーサービス事業者連絡会支援事業	介護支援課	一般	—	介護保険サービス利用者のニーズに対応できるサービスが十分に確保され、サービスの質の向上を図るために、「介護サービス提供に関する調査」「定期的な連絡会の開催」「研修会の開催」を委託します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全域	
			5節 賑わいと活気に満ちた流山(産業の振興)	★1項 商業の拠点づくりと地域密着型サービスの強化	1. 市のイメージ向上と企業・住民誘致の推進	(1)シティセールスプロモーションの拡充	PR・イベント・広告・Webなどのツールを使い、住民誘致、市のイメージアップに取り組みます。	経済活動の創出・産学官連携の推進事業	マーケティング課	一般	政策	PR・広告宣伝・イベント活動、WEBサイトなどのマーケティングツール/手法を通して、市のイメージアップ、知名度の向上をはかり、住民誘致を推進します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
					2. 商店街の活性化	(1)商業活性化ビジョンの策定	商店街等の活性化ビジョン策定を検討します。	商業活性化ビジョン策定事業	商工課	一般	政策	流山市の商業を取り巻く環境や商業活動の概況、消費者の購買動向などの本市における商業環境の現状を把握し、本市商業の課題、既存商店街の活性化の方向性、おおたかの森駅周辺の広域商業拠点の形成等の長期的な商業ビジョンを策定します。	継続			■					全域
								商工業者実態調査事業	商工課	一般	政策	千葉県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、市内の商工業実態調査を業務委託します。調査員に失業者を雇用し、緊急的に雇用創出します。県補助事業で、補助率は10分の10 平成22年度・平成23年度実施します。	新規	■	■						
(2)商店街共同施設への助成	商業振興共同施設設置及び維持管理等に対する助成を推進します。	商業振興共同施設設置等事業費補助事業			街路灯は、安心安全なまちづくりの観点から市民生活上欠かせない街の公益的施設であるため、地域住民の生活基盤ともなる商店街の安心安全を確保することができるよう市内商店街等の街路灯などの設置・改修に対し助成します。	商工課	一般	政策	街路灯は、安心安全なまちづくりの観点から市民生活上欠かせない街の公益的施設であるため、地域住民の生活基盤ともなる商店街の安心安全を確保することができるよう市内商店街等の街路灯の電気料金に対し助成します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域		
					街路灯は、安心安全なまちづくりの観点から市民生活上欠かせない街の公益的施設であるため、地域住民の生活基盤ともなる商店街の安心安全を確保することができるよう市内商店街等の街路灯の電気料金に対し助成します。	商工業育成・助成事業	商工課	一般	経常	街路灯は、安心安全なまちづくりの観点から市民生活上欠かせない街の公益的施設であるため、地域住民の生活基盤ともなる商店街の安心安全を確保することができるよう市内商店街等の街路灯の電気料金に対し助成します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分		
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)			
											H22	H23	H24					
				商業団体共同駐車場設置用地取得資金に対して利子補給を推進します。	商業振興共同施設設置等事業費利子補給事業	商工課	一般	経常	商業団体の共同駐車場設置に係る経費の金融機関からの借入れに対して発生する利子の一部を補給します。	継続	■	■				北部		
		(3)商店街活動等への支援	空き店舗有効活用に対する助成や商業活性化アドバイザー派遣費用に対する助成を推進します。	空き店舗有効活用に対する助成を推進します。	商店街空き店舗有効活用事業	商工課	一般	政策	商店街(会)の空き店舗を有効活用することまたは、商業活性化のためにアドバイザーの派遣を行う商業団体に対し、空き店舗に賃料、アドバイザーの派遣費用の一部を助成します。	継続	■	■	■	■	■	全域		
					ふるさと雇用商店街空き店舗有効活用事業	商工課	一般	政策	空き店舗の運営を国の「ふるさと雇用再生特別交付金事業」の県費補助金を活用し、NPO団体に空き店舗の運営管理及び創業支援などを委託することにより、地域商店街の活性化を図ります。	継続	■	■					北部	
					ポイントカードシステム導入に対する助成に努めます。	ポイントカードシステム支援事業	商工課	一般	政策	市内商業等の振興及び商圏の確保・確立を図るとともに、消費者の利便性向上に資するため、商工会議所が事業主体となる全市共通のポイントカードの普及に助成します。市もポイント提供事業者として加わり、リサイクル運動など、公共的活動に対しポイントを付与し、市民参加の呼び水とする。貯まったポイントは、市内ポイントカード加盟店で使用可能とします。	継続	■						全域
					3. 流山おおたかの森駅周辺の商業核の整備	(1)商業核等整備への支援	商業施設等に関する情報収集に努めます。	商業施設等誘致事業	誘致推進課	一般	—	企業訪問等による情報収集を行い、商業施設等を誘致します。	継続	■	■	■	■	■
					商圏調査事業	商工課	一般	政策	地域環境の変化やその動向を踏まえ、流山市の商圏とその構造を明らかにし、併せて、流山市の商業の課題の抽出や流山おおたかの森駅周辺の商業開発に関する情報整備等、今後の商業振興に寄与するための基礎資料を得るために、商圏調査を実施します。	新規	■					全域		
		4. 経営の近代化・活性化の促進	(1)中小企業資金融資事業の推進	中小企業資金融資制度の拡充に努めます。	中小企業資金融資運営委員会事業	商工課	一般	経常	中小企業に対する資金融資に関して必要な調査及び審議を行う資金運営委員会を運営します。	継続	■	■	■	■	■	全域		
				中小企業への資金融資を推進します。	中小企業資金融資事業	商工課	一般	経常	中小企業信用保険法及び千葉県信用保証協会の信用保証に基づき、市内の中小企業者及び創業者に金融機関を通じて資金を円滑に融資することにより中小企業の振興を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
				千葉県信用保証協会出捐事業	商工課	一般	政策	中小企業資金融資において代位弁済が発生した場合への対応として、基礎財産を保有する千葉県信用保証協会へ出捐金を拠出します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域	
				中小企業資金融資資金元利償還に対する利子補給事業を推進します。	中小企業資金融資利子補給事業	商工課	一般	経常	金融機関から資金の融資を受けた中小企業者に対し、予算の範囲内で利子を補給し、中小企業の育成及び振興を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域
				(2)セーフティネット利用者の認定	中小企業信用保険法に係る認定事務を推進します。	資金融資セーフティネット認定事業	商工課	一般	—	セーフティネット制度は、千葉県信用保証協会が取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度で、市ではセーフティネット保証の申請に対し、認定業務を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
				5. 商工会議所の主要事業への支援	(1)商工会議所事業に対する支援	商工会議所の地域総合振興事業等に対する支援を推進します。	商工会議所地域総合振興等支援事業	商工課	一般	経常	商工会議所が行う地域総合振興事業に対する一部助成を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
	★2項 工業の強化と新たな産業の創造	1. 工業の活性化	(1)流山市工業振興ビジョンの策定	工業振興ビジョンの策定業務に努めます。	工業振興ビジョン策定事業	商工課	一般	—	本市における工業の現状と課題を明らかにし、今後の本市の工業振興施策を策定します。	新規		■	■			全域		
			(2)流山市産業振興審議会	農業、工業、商業、観光の流山市全体の産業振興策を推進します。	産業振興審議会事業	商工課	一般	政策	流山市の産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、産業基盤を強化し、及び産業の健全な発展を促進し、もって調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的に、産業振興施策について審議します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
			(3)住工混在解消の促進	住工混在問題の解消に努めます。	住工混在解消促進事業	商工課	一般	経常	住環境の保全と企業の生産性の効率化を図るため、住工混在区域から工場の移転を行った事業協同組合・工業団地等に対し、関与します。	継続	■	■	■	■	■	■	北部	
			(4)ISO認証取得事業者への助成	国際標準規格の認証取得のうち審査登録機関に関する費用の一部助成を推進します。	国際標準規格認証取得支援事業	商工課	一般	政策	市内の中小企業者の企業間競争力の向上や経営基盤の安定を図り、本市産業の振興及び経済の活性化に寄与するために、国際標準規格の認証取得に要する経費の一部を助成します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方策))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分																
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)																	
											H22	H23	H24																			
3項 誰もが安心して働ける環境・基盤づくり	2. 研究開発への支援	(1)産学官連携新規事業者等施設入居事業者への助成	東大柏ベンチャープラザ入居賃料の一部を助成します。	産学官連携新規事業者等施設入居事業	産学官連携新規事業者等施設入居事業	商工課	一般	政策	東大柏ベンチャープラザに入居して行う研究開発の成果に基づいて事業化を目指す流山市内の企業に対し、補助金を交付し、産学官連携による新たな事業の創出を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域																
											(2)研究開発及び販路開拓の助成	産学連携による研究開発及び販路開拓事業に係る経費の一部を助成します。	新産業創出促進事業	商工課	一般		政策	産学連携及び新産業創出の推進により流山市の産業の振興及び地域の活性化に資するため、市内の中小企業者等が行う産学連携事業又は販路開拓事業に係る経費の一部に対し補助を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域							
																				産業コミュニティ創出事業	商工課	一般	-	産学官民の有機的な連携を図ることによって、新たな価値を生み出すバリューチェーンを創出し、市民もビジターも流山市内で活動する新たな市民参加型コミュニティの形成を図ります。		継続	■	■	■	■	■	全域
																											産業まちづくり連携事業	企画政策課	一般	政策	つくばエクスプレス沿線の流山・柏地域において、新線のポテンシャルを活かした新たな産業まちづくりを進めるため、周辺大学及び産業界との産学官連携により、地域づくりを推進します。	
	3. 企業の誘致	(1)企業誘致の推進	企業情報の収集に努めます。	企業立地情報収集事業	誘致推進課	一般	-	企業訪問等による情報収集を行ない、企業等の誘致を推進します。	継続	■	■	■	■	■	全域																	
										(2)企業立地の促進	企業の立地を促進します。	企業立地促進事業	誘致推進課	一般		政策	立地企業に奨励措置を講ずることにより、企業立地の促進、市民の雇用増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ります。立地に伴い、補助金を随時交付します。	継続	■	■	■	■	■	全域								
	1. 勤労者福祉の充実	(1)勤労者総合福祉センター、勤労者体育施設の充実	コミュニティプラザの管理運営について、指定管理者制度を導入し、経費の節減及び市民サービスの向上を推進します。	コミュニティプラザ管理事業	商工課	一般	経常	勤労者の福祉の充実及び勤労意欲の向上を図り、もって雇用促進と安定雇用に資するため、勤労者総合福祉センター及び勤労者体育施設を設置し、施設の利用を促進します。	継続	■	■	■	■	■	中部																	
										コミュニティプラザ指定管理者事業	商工課	一般	政策	当該施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者に維持管理を行います。平成18年度から平成22年度までの5年間で1単位期間。		継続	■	■	■	■	■	中部										
				勤労者総合福祉センター空調機改修事業	商工課	一般	政策	勤労者総合福祉センターの空調機器設備の操作パネル盤を、経年劣化のため交換します。	新規						■						中部											
										勤労者体育施設設備改修事業	商工課	一般	政策	勤労者体育施設の屋根駆動用の電源ケーブル等が、経年劣化のため交換します。	継続	■	■	■				中部										
				(2)流山市勤労者互助会の助成	互助会事業費の一部助成を推進します。	勤労者互助会事業	商工課	一般	経常							市内の中小企業の従業員や事業主の福祉の増進と生活の安定を図ることを目的に、流山市勤労者互助会に福利厚生や共済金給付など、目的達成のための必要な事業に対し、助成します。	継続	■	■	■	■		■	全域								
										(3)中小企業退職金共済事業の周知	退職金共済制度の啓発に努めます。	中小企業退職金共済事業	商工課	一般	-			市内中小企業に独立法人中小企業退職金共済機構が運営する退職金制度を周知し、中小企業従業員の福利厚生の充実を図ります。機構への加入促進を目的とする掛金の助成制度があります。	継続	■	■	■	■		■	全域						
2. 雇用の安定	(1)流山市地域職業相談室の充実	流山市地域職業相談室の管理運営及び機能拡充を推進します。	地域職業相談室運営事業	商工課	一般	政策	ハローワーク松戸と連携して、市民に対する職業相談及び求人情報の提供等を行うことにより、就労機会の拡大とともに雇用促進を図ります。	継続	■							■	■			■	■	北部										
									雇用促進事業	商工課	一般	経常	ハローワーク松戸と連携して、管内協力企業と自治体で組織する雇用促進協力を通じて、高等学校や大学との就職面談会等を開催し、雇用促進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域												
															就労支援セミナー企画運営事業	商工課	一般	政策	千葉県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、地域職業相談室での就労支援セミナーの企画運営専任者を直接雇用します。賃金の他に、机・椅子や専用電話機器類等のリース品も補助対象経費となります。補助率は10分の10、平成22年度・平成23年度実施します。		新規		■	■	■	■	■	全域				
(2)高齢者・障害者の就労奨励	高齢者等雇用促進奨励金の交付を推進します。	高齢者等雇用促進奨励金事業	商工課	一般	経常	高齢者の雇用を促進し、その生活の安定を図ることを目的に、市内に居住する高齢者等を雇用する事業主に雇用促進奨励金を交付します。	継続	■	■	■	■	■	全域																			
								障害者職場実習奨励金の交付を推進します。	障害者職場実習奨励金事業	商工課	一般	経常		障害者の雇用を促進し、その生活の安定を図ることを目的に、市内に居住する障害者を職場実習に受入れた事業主に職場実習奨励金を交付します。	継続	■	■	■	■	■	全域											
(3)若年層者の総合就労支援	厚生労働省認定のYESプログラム講座を推進します。	若年者総合就労支援事業	商工課	一般	政策	市内に居住する若年層者の就労支援を目的に、就職希望先での自己PR力やビジネスマナー、コミュニケーション能力などの醸成や職業適性診断等、多面的なカリキュラム構成を委託事業により実施します。	継続	■	■	■	■	■	全域																			

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方策))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
			(4)中高年齢者等の就労支援	再就職支援セミナーの開催を推進します。	中高年齢者就労支援事業	商工課	一般	—	千葉県と共催で、ちば仕事プラザからキャリアカウンセラーを講師に招き、市内に居住する中高年齢者の再就職支援セミナーを開催し、雇用促進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					子育てお母さん再就職支援事業	商工課	一般	—	千葉県と共催で、ちば仕事プラザからキャリアカウンセラーを講師に招き、市内に居住する子育て中のお母さんの再就職支援セミナーを開催し、雇用促進を図る。市教育委員会とも共催し、セミナー時間中は保育ボランティアによる託児を実施します。	継続	■	■	■	■	■	全域
	4項 多様な 方面からの農 業の振興	1. 都市との調和の とれた農業振興	(1)都市型農業の 振興	流山市農業振興基本指 針の見直しを推進しま す。	農業振興基本指針改訂事業	農政課	一般	政策	平成19年10月に策定した流山市農業振興基本指針は10年間を見据えて策定したものであることから、平成28年度に改定を行うため、平成26年度から3年間で改定事業を行います。	新規				■	■	全域
			(2)女性農業者の 経営・社会参画の 推進	家族経営協定の締結を 推進します。	家族経営協定締結推進事業	農政課	一般	—	農業経営にたずさわる同一世帯内の各世帯員が意欲とやり甲斐を持って経営に参画できるよう、夫婦間や親子間で、経営方針・責任分担・財務、労務管理等について「家族経営協定書」を締結し、家族間の経営目標と責任や役割を明確にし、家族みんなが働きやすい就業環境を整えることを目標に、締結の推進を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
				農業経営講座を開催し ます。	農業経営講習会事業	農政課	一般	経常	農業経営講習会を開催し、経営意欲の増進や経営の安定を図ります。また、女性農業者の社会参画と地位の向上を図り、男女共同参画を推進します。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(3)高生産と経営高 度化への支援	パイプハウス等の施設 化や省力化機械導入補 助を行い、都市型農業 を推進します。	都市型農業推進事業	農政課	一般	経常	高生産と高度化の推進のためパイプハウスや省力化機械、生分解性資材等の購入の助成を行います。また、農業の法人化など都市型農業を支援します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				資金需要に対する融資 制度・助成制度の充実 を図り、経営の高度化 を推進します。	農業経営安定対策事業	農政課	一般	経常	農業施設の整備、拡充を図る農業者に、施設整備費等の資金融資や利子補給を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
		2. 生産基盤の整備	(1)土地改良施設 等の維持管理	流山排水機場の適正な 維持管理を推進しま す。	流山排水機場施設維持管理適正 化事業	農政課	一般	政策	流山排水機場施設の適正かつ計画的な維持管理を行うため、千葉県土地改良事業団連合会の土地改良施設維持管理適正化事業に加入し事業費支出を平準化するため、事業費を5年間の均等拠出します。また、事業費は、事業年度に国、県60%の交付があります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					排水機場運転管理事業	河川課	一般	経常	流山排水機場の運転により、一級河川今上落流域内における浸水対策の推進を図るため、施設の維持管理及び運転関連業務を委託します。 (平成22年度 樋門門扉清掃業務・警備業務・維持管理業務・排水設備保守点検業務等)	継続	■	■	■	■	■	中部
				手賀沼土地改良施設維 持管理費と野田南部地 区南部排水機場維持管 理費を支援し、水田農 業を推進します。	湛水防除施設維持管理事業	農政課	一般	経常	千葉県管理等の土地改良区施設の施設維持管理費について、適正な排水を行うため流山市の受益面積に応じて、手賀沼土地改良施設維持管理費の3.5%と野田南部地区南部排水機場維持管理費の8.2%を負担し、台風等の降雨時の適正排水を行い水田農業を推進します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				市内6土地改良区の維 持管理費の支援を行 い、水田農業を推進し ます。	土地改良施設維持管理事業	農政課	一般	経常	市内6土地改良区の維持管理費の支援を行い、多面的機能を持つ水田農業を推進するとともに、新川承水路が流入する土地改良区管理施設の北小屋排水機場の維持管理費を共同利用のため、協定書の負担割合に基づき負担します。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(2)農道の整備	経年劣化の著しい農道 を順次整備し、農作 業の安全を推進しま す。	農道補修整備事業	農政課	一般	政策	経年劣化の著しい農道を順次補修整備し、農作業の安全を推進します。	継続	■	■	■	■	■	全域
		3. 生産流通体制の 整備	(1)高品質農産物 生産事業	水稻、畑作の病害防除 と土壌消毒の支援を行 い、生産効率を高め所 得の向上を推進しま す。	高品質農産物生産事業	農政課	一般	経常	水稻、畑作の病害防除と土壌消毒の支援を行い、生産効率を高め農家所得の向上を推進します。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(2)農産物ブランド 試験栽培	地域特性のある農産物 を開発するため、試験 栽培を推進します。	農産物ブランド試験栽培事業	農政課	一般	—	地域特性のある農産物を開発するため、試験栽培を推進します。平成20年度から22年度までの3年間は、ブルーベリーの栽培支援を行います。	継続	■					全域
			(3)農業関係団体 の育成・農業関係 機関との情報交換	共選、共販体制の強 化・農業技術の研修と 情報交換を推進しま す。	農業団体指導・育成事業	農政課	一般	経常	農業の振興を図るため、農産物出荷団体や農業団体の集合体である流山市園芸団体連合会や、市内農家女性団体の農業研鑽事業を実施します。	継続	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
					米需給調整円滑化支援事業	農政課	一般	経常	需給調整システムにより、千葉県から示された米の生産量配分を水稻農家に円滑に実施し、水田農業を支援します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					農業共進会事業	農政課	一般	経常	農産物の品質向上及び農業生産技術の改善を図るため、立毛(圃場での生育状況や品質の品評会)や農産物の品評と展示の農業共進会を開催します。また、展示された農産物は、来場された市民消費者に安価販売を行い本市の農業を広く市民に周知し、農業に対する認識と理解を広めます。	継続	■	■	■	■	■	全域
		(4)地産地消推進	消費者に安心して安全な流山産農産物の供給を行うとともに、フードマイルージも同時に推進します。	エコ農業推進事業	農政課	一般	政策	減農薬・減化学肥料の拡大を推進し、環境への負荷を低減する方向のエコ農業を推進します。このため、性フェロモン剤による害虫の誘因補殺を推進し、減農薬に努めます。また、有機農業を推進するため堆肥の導入を支援し、減化学肥料の推進を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
		(5)農産物直売所設置推進	農業者の所得の増加を図るため、農産物直売所設置を促進します。	農産物直売所設置推進事業	農政課	一般	政策	農業団体の代表者や農業関係機関、商工業者の構成員で直売所のあり方について様々な観点から意見交換と検討を重ね農業振興の拠点施設として、また、消費者へ農業情報等の発信ができる交流施設の設置を目指します。	新規	■	■					全域
				ふるさと雇用野菜直売所運営業務委託事業	商工課	一般	政策	千葉県ふるさと雇用再生特別基金を活用し、市内の冷凍技術の研究所を利用した野菜の直売所運営業務を委託し、地産地消の促進と安心安全な食材の提供を行います。従業員に失業者を雇用し、賃金や必要な消耗品購入費等を補助対象経費とします。補助率10分の10、平成22年度・平成23年度実施。	新規	■	■					中部
		(6)米飯給食における地産地消推進	米飯給食に年間を通して市内産米供給を推進します。	米飯給食における地産地消推進事業	農政課	一般	政策	流山市内すべての小中学校の給食で通年、市で生産される米を使用し、米の生産と地域内消費の拡大を図り、子どもたちに食への関心と消費についての理解を促進するとともに、農家の安定的な農業所得を図り、遊休農地の発生を抑制し多面的機能を持つ農地の保全を図ります。	新規	■	■	■	■	■	■	全域
	4. 市民とのふれあい農業の推進	(1)市民農園の充実	市民農園の需要に対応し、設立支援を推進します。	市民農園事業	農政課	一般	経常	遊休・荒廃農地等を農園として市民に貸し出しその有効利用を図り、市民の余暇時間の充実と健康増進に寄与するとともに、農業理解を深めます。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
		(2)体験農園設立支援	体験農園設立の支援を推進します。	体験農園設立支援事業	農政課	一般	—	民設民営による体験農園で、貸出農具、井戸、休憩施設などを備え市民等を対象にした農園の開設支援を行い、遊休農地の有効活用や発生を抑制をします。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
		(3)アグリサポーター育成	アグリサポーターの登録・育成を推進します。	アグリサポーター登録推進事業	農政課	一般	—	高齢化や担い手不足等労働力を必要とする農家に、市民が有料や無料で労働力を提供する制度で、農業者、市民双方が予めアグリサポート登録簿に登録を行い、サポーターが必要な農家、労働を提供したい市民サポーターがJA経済センターや農政課に備え付けの登録簿を閲覧し相手先を探すことが可能な制度です。この登録は随時行っていますが、年2回広報「ながれやま」に掲載し、新規登録者の推進を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
				緊急雇用農業の担い手育成事業	農政課	一般	政策	就農希望者を対象に、市内農園において、農業技術・経営等のノウハウを身に付けさせ、実践的な就農研修を行い農業の担い手を育成する。このため、市内農作物・果樹類の生産及び販売を行っている法人に実践的研修業務を委託します。	新規	■	■					全域
				アグリサポーター育成事業	農政課	一般	政策	アグリサポーター登録簿に登録をしている市民を対象として、アグリサポーター制度のより有効な活用を図り、農家側からの要請に即対応できるサポーターとするため、市が依頼した農家に出向き、実践的な講習を行い育成します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
		(4)地産地消の推進	地産地消の啓発を促進します。	地産地消推進事業	農政課	一般	経常	流山産の新鮮安全な野菜等の地産地消の促進を図るため、農産物直売所の設置検討や農家が庭先販売を行う支援として「のぼり旗」や、リーフレット等の作成を行い、流山産農産物の地産地消を市民や消費者へ周知を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
				米消費拡大推進事業	農政課	一般	経常	市民まつりや農業共進会場において、ごはんの良さを再認識してもらうため、PRに努めます。また、「太巻きずし」講習会を実施して、米の消費拡大を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
	5. 生産環境の改善	(1)農薬の適正使用を推進	ポジティブリスト制に対応する農薬使用の指導を促進します。	農薬の適正使用推進事業	農政課	一般	—	農業関係機関と連携し、農薬の適正使用を推進するため、予め選定した市内農家を月1回程度訪問し、農薬の適正使用と記帳推進及び指導等を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
			農薬使用の記帳を促進します。	生産履歴簿記帳推進事業	農政課	一般	—	農作物の安心・安全を確保するため、作付・施肥・防除の生産履歴の記帳を農業関係機関と連携し推進します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
		(2)有機農法に関する情報の収集及び情報提供	有機農法を推進し環境保全型農業の構築を推進します。	環境保全型農業推進事業	農政課	一般	—	環境に配慮した、減農薬・減化学肥料の推進と堆肥の使用や性ホルモン剤による害虫の誘因補殺を推進します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
		(3)園芸用廃棄物の適正処理	農業用廃プラスチック類の適正処理対策を促進します。	農業振興対策事業	農政課	一般	経常	野菜等の栽培時に発生する園芸用廃プラスチックや腐ビニールを回収し適正な処理を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方策))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
			(4)遊休水田の保 全管理	遊休農地等の適正管理 の指導を行い、水田の 保全を推進します。	遊休水田適正保全管理事業	農政課	一般	経常	遊休水田の草刈りを実施した地権者に奨励金を交付し、多面的機能を有する農 地の適正管理と良好な景観を維持するとともに、病虫害の発生を防ぎます。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(5)違反転用等の 監視	農地法に違反する農地 転用の監視強化を推進 します。	農地転用監視強化推進事業	農業委員会事務 局	一般	—	農地の違反転用を防止するため、毎月1回、農業委員と事務局によりパトロール を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					農業委員会運営事業	農業委員会事務 局	一般	経常	農地法等の適正な執行を行います。毎月、農業委員会総会を開催します。	継続	■	■	■	■	■	全域
	6. 地域共生農業の 推進	(1)景観形成作物 植栽培	遊休農地の景観保全を 推進します。	景観形成作物植栽培事業	農政課	一般	政策	経常	遊休農地に景観形成作物(コスモス等)を植栽し美しい田園の創造を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
	7. 新川耕地活性化 の促進	(1)遊休農地の防 止と有効活用	新川耕地における体験 農園・市民農園等の開 設を促進します。	新川耕地における体験農園・市民 農園等開設支援推進事業	農政課	一般	—	—	民設民営による体験農園で、貸出農具、井戸、休憩施設などを備え市民等を対象 にした農園の開設支援を行い、遊休農地の有効活用や発生抑制の抑制します。	継続	■	■	■	■	■	全域
			農作業の受委託を促進 します。	農作業受委託推進事業	農政課	一般	—	—	農業法人が行う、農作業の受託や委託を支援し担い手不足や農地の遊休化を抑制 します。	継続	■	■	■	■	■	全域
			農用地利用集積を推進 します。	農用地利用集積推進事業	農政課	一般	—	経常	農地の貸借りを推進し農地の集積を図るとともに、遊休農地の有効活用や発生 の防止を図ります。農地の貸し手には、新規に限り奨励金を交付します。	継続	■	■	■	■	■	全域
5項 特色ある 観光の育成と創設	1. 観光資源の保 存、整備及び創設	(1)観光事業の推 進	流山市観光協会等が実 施する事業を支援する とともに、観光資源のブ ラッシュアップを促進し ます。	利根運河自然体験ウォーク事業	商工課	一般	—	—	観光協会が実施するウォーキングイベントで、野草・野鳥の2コースに分かれ、ガ イドの説明付きで約6キロをウォーキングし利根運河の自然観光をPRします。	継続	■	■	■	■	■	全域
			利根運河の観光資源を 活用した観光振興を推 進します。	利根運河交流館運営業務委託事 業	商工課	一般	—	政策	ふるさと雇用再生特別基金採択事業として、国土交通省関東整備局江戸川河川 事務所から使用許可を受けた運河出張所利根運河交流館の運営業務をNPOに 委託します。利根運河の資料収集、保管及び展示、展示物の説明等のほか、利 根運河周辺の観光資源を活用した市民交流事業の創出、レンタサイクル事業の 社会実験の実施により地域の観光振興に努めます。	継続	■	■	■	■	■	北部
				利根運河エコパーク関連事業	河川課	一般	—	政策	国、県、関連市、NPO等の関係団体が連携し、利根運河周辺の環境づくりを進め ることにより、自然や歴史、文化という観光資源を有効活用を図ります。 (平成22年度「運河サミット」開催)	新規	■	■	■	■	■	北部
				利根運河フットパスマップ作成事 業	商工課	一般	—	政策	利根運河協議会において、利根運河を中心とした野田市、柏市、流山市に残る豊 かな自然や美しい眺望、歴史的な文化を散策できるマップを平成22年11月に開催 される運河サミットに合わせ、流山市部分を分担し作成します。同マップを主要駅 などに配備し、利根運河への誘客を図ります。	継続	■	■	■	■	■	北部
		(2)観光宣伝事業 の推進	観光マップ等の充実を 推進します。	観光マップ制作事業	商工課	一般	—	経常	流山市の観光資源を市内外に発信し、誘客を図りながら観光の振興と活性化を 推進するため、観光情報を掲載したマップを作成します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				ちばプロモーション協議会支援事 業	商工課	一般	—	政策	千葉県観光振興協会を全国に向けて広報宣伝し、本県観光のイメージの向上を図 り、多くの観光客の誘致を実現していくことにより、本県観光産業の振興と各地域 の活性化に寄与することを目的とした、ちばプロモーション協議会への運営負担 金です。	継続	■	■	■	■	■	全域
	2. 広域観光ルートの 整備	(1)観光案内板の 整備	観光案内板などの維持 管理を推進します。	観光案内板整備事業	商工課	一般	—	政策	市内の観光案内板の設置・改修を行い、流山市を訪れる観光客の利便性を向上 し、観光振興を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
		(2)観光ルートの開 発	旧流山街道沿線に点在 する歴史的希少価値の ある建造物を活用した 交流人口の増加を促進 します。	流山本町見世蔵プロジェクト事業	商工課	一般	—	政策	ふるさと雇用再生特別基金採択事業として、歴史的建造物を活用し、物産品・民 芸品等の展示販売、市民交流の場を創設し、観光情報の発信拠点及び地域の活 性化を図ることを目的に、NPO法人へ委託し管理運営を行います。	新規	■	■	■	■	■	南部
		(3)観光ガイドの育 成	観光ボランティアガイド 組織体制の整備を促進 します。	観光ボランティアガイド整備事業	商工課	一般	—	—	流山市観光協会等が開催する観光イベントへの参加や研修会の案内、情報交換 の場の提供など市内のボランティアガイドの登用と育成を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方案))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分		
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)			
											H22	H23	H24					
		3. ふるさと意識の醸成と情報発信	(1)花火大会の開催	花火大会事業に対する助成を推進します。	流山花火大会支援事業	商工課	一般	経常	夏の風物詩として親しまれ、長い歴史のある流山花火大会を主催する花火大会実行委員会に対し、事業費の一部を助成します。	継続	■	■	■	■	■	全域		
			(2)観光行事等の啓発	歴史的施設、旧史旧跡の紹介を推進します。	市無形民俗文化財等啓発事業	商工課	一般	—	鎌ヶ崎おびしゃ行事、デンガラ餅行事、大しめ縄行事の無形民俗文化財等を観光振興の観点から民間情報誌等への情報提供を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域		
				市内観光行事の紹介を促進します。	観光行事等促進事業	商工課	一般	—	花火大会や観光協会主催事業等の観光行事について、観光客の誘致、行事の紹介、関係機関との連絡調整などを行います。	継続	■	■	■	■	■	全域		
			(3)ふるさと産品の事業の支援	ふるさと産品協会が実施する事業を促進します。	ふるさと産品協会事業の支援事業	商工課	一般	—	ふるさと産品協会が行う「和菓子作り講座」や各種イベントへの出店に対して協力・支援を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域		
				ふるさと産品協会に対する事業補助交付を推進します。	ふるさと産品協会支援事業	商工課	一般	経常	ふるさと産品協会の行う宣伝広告事業等に対して助成を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域		
		4. 観光協会の育成及び組織の充実	(1)地域活性化事業の推進	各種イベント・行事への協賛を推進します。	地域活性化協賛促進事業	商工課	一般	—	地域の協議会等が主催する地域活性化を目的としたイベント開催において、行政として可能な範囲で協力・協賛します。	継続	■	■	■	■	■	全域		
			(2)観光協会への補助	観光協会の事業に対して補助金の交付を推進します。	観光協会支援事業	商工課	一般	経常	流山市観光協会の行う宣伝広告事業及び観光振興事業に対して助成を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域		
		施策の推進方策 公・民パートナーシップによる構想実現と効率的、効果的行政運営(行政の充実)	1項 市民参加の地域社会づくり	1. 広聴機能の充実	(1)市長への手紙や市政へのメールの活用	市に寄せられた意見や要望を市政に反映するように努めます。	広聴活動事業	秘書広報課	一般	経常	弁護士や税理士ほかの有資格者等による市民相談により、市民の方々が抱える日常の悩み事などに対応します。また、行政サービスなどへの質問や要望については各担当課のホームページからメールによる問い合わせに対応します。	継続	■	■	■	■	■	全域
							市長への手紙事業	秘書広報課	一般	—	出張所や公民館、福祉会館などの公共施設に備え置き送料無料の「ハガキ」「封書」により、市民の方々から市政への要望や行政サービスの改善に関する意見をいただき、市政運営に活用します。	継続	■	■	■	■	■	全域
							市政へのメール事業	秘書広報課	一般	—	インターネットを活用し、市政への要望や行政サービスの改善提案などを365日、24時間受け付けます。	継続	■	■	■	■	■	全域
(2)意見交換会の充実	実施方法やPR方法の改善を行い、効率よく意見交換ができるようタウンミーティング等の実施を推進します。			タウンミーティング事業	秘書広報課	一般	—	直接対話方式による市長等との意見交換を、地域、自治会、各種団体等を対象として開催します。	継続	■	■	■	■	■	全域			
(3)パブリックコメントの充実	実施方法やPR方法の改善を行い、計画の策定や条例等の制定に係るパブリックコメントの実施を推進します。			パブリックコメント事業	企画政策課	一般	—	市の基本的な政策等の策定に係る意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、パブリックコメント手続を実施し、市民の市政への積極的な参画を促進し、市民との協働による市政の推進します。	継続	■	■	■	■	■	全域			
2. 個人情報の保護と情報公開・広報活動の強化	(1)個人情報の保護			市が保有する個人情報の重要性を認識し、個人の権利利益を保護するため、情報の適正な管理を推進します。	個人情報保護事業	総務課	一般	経常	市が保有する個人情報の重要性を認識し、個人の権利利益を保護するため、情報を適正に管理します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
					(2)情報公開の推進	情報公開制度の周知に努めるとともに、文書情報の電子化に努めます。	情報公開事業	総務課	一般	経常	情報公開制度の充実に努めるとともに、公文書の電子化の推進に努めます。	継続	■	■	■	■	■	全域
		(3)インターネットによる情報提供の充実	インターネットによる情報提供を推進します。		ホームページリニューアル事業	秘書広報課	一般	政策	CMS(コンテンツマネジメントシステム)を平成27年度を目途に導入する。このため、ホームページリニューアルに向けた組織づくりも新システム導入準備にあわせ行います。	新規				■	■	全域		
		(4)広報の充実	広報「ながれやま」の紙面の充実に努めます。		広報発行事業	秘書広報課	一般	経常	市政情報の提供充実を図るため、これまで月2回(1日号、15日号)発行してきた「広報ながれやま」の発行を、月3回(1日号、11日号、21日号)の発行に増刊します。	継続	■	■	■	■	■	全域		

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分					
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)						
											H22	H23	H24								
		3. 協働のまちづくりの実現	(1)NPO活動推進事業	市民活動推進センターの機能を充実させ、市民活動の支援を推進します。	NPO活動推進事業	コミュニティ課	一般	政策	市民活動推進センターの運営業務を市民活動団体委託し、市民活動団体の中間支援としての機能を充実します。	継続	■	■	■	■	■	全域					
		4. 市民自治の推進	(1)市民自治によるまちづくりの推進	市民等への流山市自治基本条例の周知啓発を推進します。	自治基本条例啓発事業	企画政策課	一般	—	条例の趣旨である市民自治によるまちづくりを深化・発展させるため、適宜、市民へのPR、職員研修などを図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域					
				流山市自治基本条例に基づく制度の充実を推進します。	自治基本条例に基づく制度整備年次計画策定管理事業	企画政策課	一般	—	条例の実効性を確保するため、第40条の規定に基づく年次計画を定め、市民自治を深化・発展させるための制度等の整備を推進します。	継続	■	■	■	■	■	全域					
				市民等の市政への参加を促進するため、市民参加条例を策定し、市民自治によるまちづくりを推進します。	市民参加条例策定事業	コミュニティ課	一般	政策	市民等の市政への参加を保障するための条例である市民参加条例を策定します。施行は平成23年4月を予定しています。	継続	■						全域				
2項 健全で効率的な行財政運営	1. 健全な財政運営	(1)財源の確保		保育料等の分担金・負担金や市営住宅使用料等の使用料・手数料の適正化及び公金徴収一元化等による徴収率の向上並びに国県支出金の活用・確保を推進します。	予算編成・執行に係る歳入確保事業	財政調整課	一般	—	国・県支出金の確保のため、広く情報を収集し、また、受益者負担の適正化に留意した手数料、使用料の設定などを行い、適正な財政運営を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域					
					債権回収対策事業	税制課	一般	政策	市税・国保料・保育料等の滞納繰越分の徴収業務を一つの部署で集約的に実施し、滞納処分等の執行等を行い、効率的な財源確保に努めます。	新規	■	■	■	■	■	■	全域				
		(2)経常収支比率の縮減		人件費、公債費など義務的経費の縮減を推進するとともに、扶助費や特別会計への繰出金の抑制に努めます。	予算編成・執行に係る歳出削減事業	財政調整課	一般	—	限られた財源を最大限有効に活用する予算とするため、各種事業を見直し、再構築するなど、これまでも増して創意工夫を凝らした予算編成、執行を推進します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域			
					公共下水道特別会計繰出事業	財政調整課	一般	政策	公共下水道特別会計事業の実施に対し一般会計から繰出します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域		
					西平井・緒ヶ崎土地区画整理事業特別会計繰出事業	財政調整課	一般	政策	土地区画整理事業に基づく各種委託事業・工事・補償等の実施に対し一般会計から繰出します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	全域		
					後期高齢者医療特別会計繰出金事業	財政調整課	一般	政策	後期高齢者医療特別会計事業に対し一般会計から繰出します。(事務費、保険基盤安定分、職員給与費等)	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全域	
					介護保険特別会計繰出事業	財政調整課	一般	政策	介護保険特別会計事業に対し一般会計から繰出します。(法的負担、人件費、事務費)	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全域	
					老人保健医療特別会計繰出事業	財政調整課	一般	政策	老人保健医療特別会計事業に対し一般会計から繰出します。医療給付費+医療費支給額(過年度分)	継続	■									全域	
					国民健康保険特別会計繰出事業	財政調整課	一般	政策	国民健康保険特別会計事業に対し一般会計から繰出します。保険基盤安定制度による繰出し(軽減分のみ) 出産育児一時金繰出金 職員給与費等繰出金 その他(葬祭費等)繰出金	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全域
					減債基金積立事業	財政調整課	一般	政策	利子相当分を積み立てます。また、将来の財政需要に備え、積み立てます。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全域
					財政調整積立基金積立事業	財政調整課	一般	政策	将来の財政需要に備え、積み立てます。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全域
					北千葉広域水道企業団一般会計出資金等事業	財政調整課	一般	政策	北千葉広域水道企業団からの供給水量及び事業費に出資などを行います。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全域
					特別職報酬等審議会事業	人材育成課	一般	経常	特別職等及び市議会議員の報酬等について、市内の公共的団体の代表者及び市民の代表者に公平な立場で審議してもらうため、審議会を設置します。	継続	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方案)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
			(3)財政健全化判断比率及び資金不足比率の健全性の維持	市税収入等の経常的一般財源の増収に努めるとともに、市債の発行にあたっては、交付税措置に留意し、また、地方債発行総額及び債務負担行為に基づく支出予定額を適正に保ち、財政健全化維持を推進します。	4指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の適正化事業	財政調整課	一般	—	一般会計のみならず、流山市全体における健全な財政運営を行うことに心がけ、財政規律を維持します。	継続	■	■	■	■	■	全域
			(4)市税収入の確保	課税客体の把握に努めるとともに、公正・適正な評価を行い、また、徴収の強化に努めます。	市民税等賦課事業	市民税課	一般	経常	個人市民税及び法人市民税の賦課及びそれに係わる事務を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					軽自動車税賦課事業	市民税課	一般	経常	軽自動車税の賦課及びそれに係わる事務を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					固定資産評価審査委員会事業	税制課	一般	経常	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服について、審査決定をします。	継続	■	■	■	■	■	全域
					市税還付事業	税制課	一般	経常	所得税の更正による個人市民税の減額や、法人市民税の確定申告額に係る還付金及び充当処理を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					課税資料電子化事業	市民税課	一般	政策	確定申告書などの課税資料を現在の紙ベースから電子ベース化する事務を行います。	新規				■	■	全域
					固定資産(土地)評価事業	資産税課	一般	経常	土地評価の均衡化・適正化を図るため、①標準宅地の価格形成要因調査、②路線の付設、③路線の価格形成要因調査、④標準宅地価格の検証・比準表作成、⑤公開用資料・中間報告書作成、⑥路線価データの作成、⑦追加路線価算定等の作成を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					固定資産(土地・家屋)評価基礎調査事業	資産税課	一般	経常	土地における分合筆、地番修正、画地計測及び航空写真による地目判読の実施、家屋については、新築、増築、滅失についての異動判読、又、航空写真を活用し課税内容の現況等を把握します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					固定資産評価課税事業	資産税課	一般	経常	賦課期日である毎年1月1日現在の固定資産(土地・家屋・償却資産)について登記、現地調査及び航空写真により課税物件を特定し、公正・適正に評価を行い、価格を決定した後、課税を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					地価下落に伴う評価額の時点修正鑑定評価事業	資産税課	一般	経常	不動産鑑定士により、市内標準宅地の地価下落修正率を把握し、当該標準宅地における標準価格にその地価下落修正率を適用します。	継続	■	■	■	■	■	全域
					評価替え不動産鑑定事業	資産税課	一般	経常	評価替えに向け、土地評価の基礎となる標準宅地の価格について、不動産鑑定士により土地の鑑定を行います。	継続	■			■	■	全域
					税収納事業	税制課	一般	経常	市税の賦課、収納を一元的に管理している電算システムを利用し、督促状、催告書等の発送業務を行うとともに、未納に関する滞納整理を実施します。また、口座振替制度の推進等を行い、市税収入の確保に関する事業を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					納税コールセンター開設事業	税制課	一般	政策	未納者に対して電話による早期の「自主納付の呼びかけ業務」を行います。また、不在者に対して、納付忘れを防止するため、文書による催告書の発送を行います。これら一連の業務を民間業者に業務委託し、年度内収納を確保することにより、新規滞納者の抑制と徴収率のアップを図ります。	継続		■	■	■	■	全域
		2. 効率的な組織化と運営及び事務管理	(1)組織・運営体制の整備	総合計画を推進するため、弾力的かつ横断的な組織づくりに努めます。	組織適正化事業	行政改革推進課	一般	—	総合計画を効果的に推進するとともに市民ニーズや新たな行政課題に対応するため、簡素で効率的な組織の構築に努めます。また、部局を超えた課題に弾力的かつ迅速に対応するため、時限的な専任のプロジェクトチームを設置します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				将来人口を見据えて、職員数の適正化を推進します。	定員適正化計画策定事業	行政改革推進課	一般	—	市民参加や協働を推進し、限られた人員や財源を最大限有効に活用できる組織体制を構築していくため、定員適正化計画を策定します。また、定員適正化計画に基づき職員の抑制に努めます。	継続	■	■	■	■	■	全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分	
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)		
											H22	H23	H24				
			(2) 市民による業務参加の推進	市民との協働の実践の場として、市民による業務参加の機会を更に拡大するよう、アウトソーシングを推進します。	アウトソーシング(市民による業務参加)推進事業	行政改革推進課	一般	—	効率的で効果的な行財政経営を実現させるとともに市民との協働を実践していくため、市が行っている事業についてアウトソーシングが可能か検討を行います。また、市民から業務参加の提案を募集するなどアウトソーシングを推進します。	継続	■	■	■	■	■	全域	
	3. 効率的な行政運営		(1) 総合計画の効率的な進行管理	基本構想・基本計画・実施計画の策定及び見直しを継続的に実施し、計画的に事務事業を推進します。	基本計画・実施計画進行管理事業	企画政策課	一般	政策	基本計画及び実施計画の進行管理を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域	
			(2) 戦略的な公共施設経営	市の公共施設にファシリティマネジメントを導入し、戦略的な施設経営を推進します。	公共施設保全計画整備事業	教育総務課	一般	政策	公共施設を財産と捉え、戦略的な施設経営を推進するため、ファシリティマネジメントの考え方を導入した公共施設保全計画を整備します。	継続	■					全域	
					公共施設保全計画保守管理事業	教育総務課	一般	政策	公共施設保全計画のデータ整備及びシステム保守管理を行います。	新規		■	■	■	■		全域
			(3) 行政評価の推進	行政評価の充実・強化を図り、必要に応じ事務事業の見直しを行い、効率的・効果的な行財政運営を推進します。	財政白書作成事業	財政調整課	一般	政策	(1) 新公会計制度に基づく財務諸表(基準モデル)の公開資料作成と分析、(2) 各種財務情報(指標)の公開作成と分析、(3) 決算の内容の公開資料作成及び分析、(4) 財政健全化指標の公開資料作成と分析、(5) 財政情報の経年変化の分析などを市民に分かり易く説明するための白書を作成します。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					補助金等審議会事業	財政調整課	一般	政策	補助金施策の適正化を図るため、補助金施策を補助金等審議会の審議に付します。	継続	■	■	■	■	■		全域
					財務諸表作成事業	財政調整課	一般	政策	「新地方公会計制度研究会報告書」に示す財務諸表4表(基準モデル)の作成と分析を行います。 ① 貸借対照表② 行政コスト計算書③ 資金収支計算書④ 純資産変動計算書	継続	■	■	■	■	■		全域
					支払データ伝送サービス事業	会計課	一般	経常	債権者の支払データをフロッピーディスクにより、職員等が持ち運び移動させていたものを財務会計システムで集約し、データを電話回線により伝送して支払いができるシステムを利用し、支払情報データの紛失、盗難などによる情報流出の防止と事務の効率化を図ります。	継続	■	■	■	■	■		全域
					TX沿線整備地区の字の区域の名称変更事業	総務課	一般	政策	TX沿線の土地区画整理事業の換地処分に合わせ、当該地区の字の区域及び名称の変更を行います。平成22年度に新市街地地区の変更手続きを開始し、平成23年度に同地区の変更に係る関係機関との協議を行い、平成24年度に同地区の変更に係る業務委託をするとともに、木地区の変更手続きを開始します。	新規	■	■	■	■	■		中部南部
					東深井地区の字の区域及び名称変更にかかるアンケート事業	総務課	一般	政策	平成25年度、東深井地区の字の区域の現状と課題に対し、地元の意向を把握するために、地域の住民及び事業所を対象にアンケート調査を実施します。	新規				■			北部
					行政区域事業	総務課	一般	経常	行政境界査定申請の提出により、関係地権者、関係機関の職員との立会いのもと査定を実施し、関係地権者及び関係機関の同意を得て行政境界を確定します。	継続	■	■	■	■	■		全域
					行政改革推進事業	行政改革推進課	一般	経常	市民の意見を行政改革に反映させ、より一層の推進を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として行政改革審議会を設置し運営します。	継続	■	■	■	■	■		全域
					行政評価推進事業	行政改革推進課	一般	政策	後期基本計画の施策体系にあわせ、外部評価や施策内の庁内経営会議等の実施による新たな行政評価制度を推進します。更に、評価結果をもとに事務事業の廃止・見直し等の検討会議を実施します。	継続	■	■	■	■	■		全域
					まちづくり達成度調査事業	行政改革推進課	一般	政策	総合計画に掲げる施策や事務事業の達成度を把握するため、まちづくり達成度アンケート調査業務を毎年行います。	継続	■	■	■	■	■		全域
	4. 電子自治体の推進		(1) ICTを利用した利便性の向上と情報セキュリティ対策の強化	インターネット等を利用した行政手続きや電子交付・相談システムの構築に努めます。	全庁LAN整備事業	行政改革推進課	一般	政策	庁内LANの維持・整備に関する経費で、情報ネットワークの安定的な運用とセキュリティの強化を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					市民向け電子化事業	行政改革推進課	一般	政策	自宅や職場のパソコンからインターネットを通じて県や市に各種の申請や届け出ができる「電子申請・届け出システム」の運営。平成23年度にシステムのリニューアルを行います。	継続	■	■	■	■	■		全域

政策名 (施策の大綱【1～5節】 (施策の推進方策))	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)	
											H22	H23	H24			
					施設予約システム運営事業	行政改革推進課	一般	政策	平成16年10月から稼働した「施設予約システム」の運営を行います。また、更に利用しやすいシステムを目指し平成22年10月にリニューアルを行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					住民基本台帳ネットワーク事業	市民課	一般	政策	各種行政の基礎である住民基本台帳の4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と住民票コード、これらの変更情報について、国・県及び他市町村とネットワークを構築し行政事務の効率化を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域
					インターネット議会中継システム事業	議会事務局	一般	政策	議会の模様をインターネットを通じて中継又は録画で配信することにより、議会の傍聴に來られない方などにも会議の内容を発信し市政の理解を広めます。	継続	■	■	■	■	■	全域
					電子投票等本会議運営システム導入事業	議会事務局	一般	政策	議会における採決を電子投票により行い、投票内容を市民に明らかにするとともに議会の透明性を確保します。	新規	■	■	■	■	■	全域
					文書管理システム導入事業	総務課	一般	政策	電子決裁を含む文書管理システムを構築し、公文書を適正に管理するとともに、公文書の電子化による紙ベースの保存文書の減量に努めます。	継続				■	■	全域
				国・県及び他団体との連携の強化を推進します。	情報化連携事業	行政改革推進課	一般	経常	千葉県地域IT化推進協議会や千葉県電子自治体共同運営協議会を通じて、県や県内市町村との連携を図り情報化を推進します。また、(財)地方自治情報センターの会員となり各種情報化セミナーに参加します。	継続	■	■	■	■	■	全域
				グループウェアなどのサーバの脆弱性を改善する等のインフラ整備、またセキュリティ監査及び職員研修を実施し、セキュリティ対策を推進します。	情報セキュリティ対策事業	行政改革推進課	一般	政策	市役所全体のネットワークが、いつでも安全な状態で利用できるように情報セキュリティ対策を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
					情報セキュリティ研修事業	行政改革推進課	一般	—	情報システムを扱う職員に対し、流山市情報セキュリティポリシーをはじめとする情報セキュリティについての研修を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
	5. 公平で透明な入札執行	(1)入札制度の充実	入札契約事務のICT化を進め、総合評価方式入札の拡充と、指名競争入札から一般競争入札への移行を推進します。	契約管理事業	財産活用課	一般	政策	入札監視委員会を設置し、入札契約手続きに関し公平及び競争性の確保並びに透明性の向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
			随意契約の削減を推進します。	契約事務事業	財産活用課	一般	経常	入札に係る指名参加願、業者選定及び契約の締結に関することについて行います。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
	6. 市有地の有効活用	(1)未利用地の活用と管理	当面利用予定のない普通財産の有償貸付を推進し、また道路残地等利用価値の低い土地の売却を推進します。	普通財産活用事業	財産活用課	一般	政策	普通財産の未利用地を処分又は有償貸付するために、不動産鑑定や測量業務を委託します。	継続	■	■					全域
			貸付や売却予定の無い市有地については、不法投棄防止等のための適正な維持管理に努めます。	土地取得事業	財産活用課	一般	政策	業務のため、緊急的に土地を購入することとなった場合、予算措置がなければ土地開発基金で対応しており、その基金による土地を一般会計に買戻します。	新規		■	■	■	■	■	全域
				普通財産維持管理事業	財産活用課	一般	経常	普通財産を安全かつ適切に管理するため用地の柵の設置や草刈り等の維持管理を行います。	継続		■	■	■	■	■	全域
	7. 公有財産の適切な管理	(1)適正な財産管理と効率的な運用	老朽化した公有財産、機器及び備品等の更新及び適切な維持管理に努めます。	電話交換機借上事業	財産活用課	一般	政策	第1庁舎5階の電話交換室に設置している電話交換機は、耐用年数を経過していることから、故障等による通信不能等の不足の事態も予想されるため、リースにより電話交換機を更新します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
				公用車借上事業	財産活用課	一般	経常	公用車のうち、共用車並びに特別職専用車で年数が経過し老朽化が著しい車両をリースにより更新し、車両の安全を確保します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
				車両管理事業	財産活用課	一般	経常	公用車全体の燃料費や保険、並びに共用車に係る維持管理、さらに予約管理等を集中管理することで、車両台数の適正化を図り、業務効率を向上させます。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
				窓口用備品整備事業	市民課	一般	政策	市民窓口サービスの向上に、出張所(おたかの森・南流山)の老朽化したレジスターの買い替えを平成22年度に行います。	新規	■						中部南部

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分	
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)		
											H22	H23	H24				
					製本機器更新事業	総務課	一般	政策	老朽化した丁合機及び紙折機を賃貸借(長期継続契約)により導入し、庁内印刷物の作成の効率化を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					公有財産台帳整備事業	財産活用課	一般	政策	公有財産の管理を紙台帳管理から、システム管理に変更し、毎年各課からの財産異動等の報告を受け、現地調査等からシステムの変更入力等を委託しています。また本システムは新公会計制度にも対応し、適正な財産の把握に努めると共に効率的な財産管理を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					木集会所移転事業	財産活用課	一般	政策	市所有の本施設は昭和57年10月に建設し、地元へ貸付していますが、土地区画整理事業のため、移転先が決定したい移転します。	新規			■			全域	
					職員事務用回転椅子借上事業	財産活用課	一般	政策	職員(臨時職員含む)の疲労性腰痛を防止し、事務処理効率及び執務環境の向上を図るため、従来のスチール椅子からOAチェアを借り上げ、職員に配置します。	新規	■	■	■	■		全域	
			耐震指標値の低い第2庁舎を解体し、跡地を駐車場等に整備するほか、老朽化した施設等の整備を推進します。		施設管理事業	財産活用課	一般	経常	来庁者及び職員が良好な環境下で施設利用ができるように、庁舎及び敷地全体の維持管理を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					第2庁舎解体整備事業	財産活用課	一般	政策	新第2庁舎の完成に伴い、事務室の移動が完了後、現第2庁舎を解体撤去し、跡地を来庁者のための駐車場等として整備します。	継続	■					全域	
					本庁舎施設管理計画事業	財産活用課	一般	政策	本庁内で、日常点検等により判明した大規模修繕等について、計画的に修繕等を行い、執務環境の安全確保及び事故の未然防止を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域	
					作業員詰所借上事業	財産活用課	一般	政策	本詰所は昭和63年3月に建築し、現在に至っているが、年数の経過により老朽化が著しくなってきたため、借上げにより施設を更新し安全確保を図ります。	新規			■	■	■	全域	
					東部出張所建設事業	市民課	一般	政策	市民サービスの向上及び業務の効率化を図るため老朽化した東部出張所の建て替えを行い、複合施設として図書館と併設します。(平成23年度備品購入・平成24年度出張所解体整地工事)	新規	■	■	■			東部	
					南流山出張所移転事業	市民課	一般	政策	事務室が手詰まとなっていることから、将来の移転時期を見据えて事業を位置付けします。	新規	■	■	■	■	■	南部	
				借上げている江戸川台駅前庁舎及びおおたかの森出張所の適切な維持管理を推進します。		江戸川台駅前庁舎管理事業	財産活用課	一般	経常	旧JA流山の江戸川台支店を、平成17年度から借上げ、市民課出張所、商工課(地域職業相談室)、子ども家庭課(ファミリーサポートセンター)等が、本施設で市民サービスを提供しており、その本施設に係る維持管理を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
						出張所維持管理事業	市民課	一般	経常	各出張所の適切な運営・維持管理を図ります。 運営・維持管理経費。	継続	■	■	■	■	■	全域
						おおたかの森出張所維持管理事業	市民課	一般	政策	おおたかの森出張所の適切な運営・維持管理を図ります。 運営・維持管理経費。	継続	■	■	■	■	■	中部
					市庁舎のセキュリティを高めるための警備を推進します。	守衛業務委託事業	財産活用課	一般	政策	守衛職員の定年等による補充等は行わないことから、その対応として平成18年度から民間委託を開始し、夜間の午後9時30分から翌日午前8時30分までは民間全面委託、午前8時30分から午後9時30分までは、1名を民間委託し守衛職員との2名体制で業務を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域
	8. 公文書の適正な管理	(1) 公文書の一元管理	(1) 公文書の一元管理	旧教職員住宅(東初石)、旧東葛飾地域整備センター(南流山)、NTT(平和台)に分散して保存している公文書を旧水道局跡地に書庫を建設し、一元的な保存、管理を推進します。	公文書一元管理事業	総務課	一般	政策	旧教職員住宅(東初石)、旧東葛飾地域整備センター(南流山)、NTT(平和台)に分散して保存している公文書を旧水道局跡地に書庫を建設し、一元的な保存、管理を推進し、公文書を適正に管理します。	新規	■	■	■	■	■	全域	
					文書管理事業	総務課	一般	経常	公文書を適正に管理します。	継続	■	■	■	■	■	全域	

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方案)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分		
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)			
											H22	H23	H24					
	9. 適正な人事管理	(1) 適正な人事配置と人事管理		課長職昇任希望の職員に対して、マネジメント能力等の向上を図るとともに、論文作成並びに面接審査の実施を推進します。	人事管理事業	人材育成課	一般	経常	定員適正化計画に基づき、必要最小限の人材を確保し、適正な人事配置により効率的、効果的な行政運営を行います。	継続	■	■	■	■	■	全域		
				職員の適正な人事配置を図るため、年1回、希望調査を実施し、適材適所の人事配置に努めます。	希望勤務機関調査等実施事業	人材育成課	一般	—	職員の適正な人事配置を図るため、年1回希望調査を実施し、適材適所の人事配置に努めます。	継続	■	■	■	■	■	全域		
				人事評価者の研修を定期的に行い、実施要領の見直しを含め制度の充実に努めます。	人事・給与等管理システム導入事業	人材育成課	一般	政策	システムの導入により、臨時職員及び非常勤特別職等の管理、賃金等の支給事務、社会保険関係事務、源泉徴収事務等を総合的に処理し、事務の簡素化及び迅速化を図ります。	継続	■	■	■	■	■	全域		
				人事評価者研修を定期的に行い、実施要領の見直しを含め制度の充実に努めます。	人事評価制度事業	人材育成課	一般	—	人事評価者研修を定期的に行い、実施要領の見直しを含め制度の充実に努めます。	継続	■	■	■	■	■	全域		
		(2) 職員の育成及び研修の充実		市職員に対し、担当部門や勤続年数に応じた研修の機会と研修助成制度を設けるとともに、嘱託職員・臨時職員についても接遇研修の機会を設け、人材育成と資質の向上に努めます。	人材育成基本方針策定事業	人材育成課	一般	政策	平成17年4月に策定した人材育成基本方針を見直し、新たな人材育成基本計画を策定します。地方分権の推進により、市を取り巻く環境は大きく変化しており、さまざまな要請に対する的確かつ迅速に対応していくことが求められています。人材育成について、改めて整理を行い、少数精鋭による効果的で実効性の高い人材育成の取り組みを進めていきます。	新規	■						全域	
				職員一人ひとりの資質の向上、専門知識の習得を図り、意欲ある職員を育成します。	職員研修事業	人材育成課	一般	経常	職員一人ひとりの資質の向上、専門知識の習得を図り、意欲ある職員を育成します。	継続	■	■	■	■	■	全域		
		(3) 職員の健康増進と支援		定期健康診断や特定保健指導などの各種検査・指導の充実や、心とからだの健康チェックの実施などにより、職員の健康管理とメンタル対応に努めます。	福利厚生事業	人材育成課	一般	経常	定期健康診断や特定保健指導をはじめとする、各種検査や指導を充実させ、職員の健康管理とその支援に努めます。また、心とからだの健康チェックの実施など、職員のメンタル対応に努めます。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
		3項 地方分権・広域行政への取組	1. 広域行政の充実	(1) 広域連携	近隣市との連携を推進します。	東葛中部地区総合開発事務組合事務費負担事業	企画政策課	一般	経常	柏市、流山市及び我孫子市が広域にわたり処理することが適当である事務の効率化を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
						東葛中部地区総合開発事務組合障害者支援施設(みどり園)運営費負担事業	企画政策課	一般	経常	柏市、流山市及び我孫子市が協力して障害者支援施設(みどり園)を共同運営し、事務の効率化を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
東葛中部地区総合開発事務組合火葬場(ウイングホール柏斎場)運営費負担事業	企画政策課					一般	経常	柏市、流山市及び我孫子市が協力して火葬場(ウイングホール柏斎場)を共同運営し、事務の効率化を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域		
東葛6市の連携を推進します。	広域連携による地域課題等の研究・要望活動事業					企画政策課	一般	—	流山市と柏市・我孫子市・鎌ヶ谷市・松戸市・野田市の6市により構成されている「東葛広域行政連絡協議会」において、各分野の専門家を招き、構成市幹部職員等を対象に社会情勢をはじめ、政治、経済、財政、福祉、環境、教育、都市計画等、地方自治全般にわたる問題をとりえ研修を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
	幹部職員合同研修事業					企画政策課	一般	—	柏市・我孫子市・鎌ヶ谷市・松戸市・野田市の東葛6市により構成されている「東葛広域行政連絡協議会」において、構成市に関する広域的行政課題を取り上げ、構成市単独で解決できない課題について行政懇談会を開くなど、必要に応じて国・県その他関係機関に要請を行なうほか、広域行政及び共通課題に関する研究等を行います。そのほか、柏市・我孫子市の3市において、行政に係る都市基盤や公共施設の相互利用などの広域行政の検討を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	全域	
	2. 地方分権の推進	(1) 権限委譲事務	千葉県からの許認可、立ち入り業務について検討します。	事務権限委譲調査事業	行政改革推進課	一般	—	「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に基づき、権限委譲が可能な事務について調査検討を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	全域		

政策名 (施策の大綱【1～5節】) (施策の推進方策)	施策名 (項)	個別施策名	詳細施策名	取り組み内容	事務事業名称	事業担当課	会計 区分	予算 区分	事業内容	新継 区分	実施年度					地域 区分		
											上期実施計画			中期 (H25 ～27)	下期 (H28 ～31)			
											H22	H23	H24					
3. 流山市議会基本 条例の周知と議会 改革の推進	(1)議会改革の推 進	市民に開かれた議会を 推進します。	議会報告会・意見交換会事業	議会事務局	一般	—	議員自ら市内へ出向き、議会の状況を報告するとともに、市民からの意見を市政に反映できるよう意見交換会を開催します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域			
				議会事務局	一般	—	議会図書室の書籍を充実し、市民にも使いやすい議会図書室として開放するよう努めます。	継続	■	■	■	■	■	■	全域			
				議会事務局	一般	—	流山議会だよりの記事の内容を充実し、市民にも親しみやすい紙面とするとともに、発行形態(紙面のサイズ等)についても検討します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域			
				総務課	一般	経常	流山市議会議員政治倫理条例第7条第2項の規定に基づく政治倫理違反行為の存否について調査を行い、調査報告書を作成します。	継続	■	■	■	■	■	■	中部			
			流山市議会基本条例に 基づく制度などの充実 に努めます。	議会事務局	一般	—	議会において政策立案に関する研修を行い、議員の政策立案能力の更なる向上を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域		
				議会事務局	一般	経常	効率的な議会運営を推進するとともに事務局職員の資質の向上を図り、円滑で適正な議会運営に努めます。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域		
				議会事務局	一般	—	市制に関する調査の充実及び適切な事務事業の執行についての審査を行います。	継続	■	■	■	■	■	■	■	全域		
			4. 民間活力の活用	(1)公共施設にお ける民間活力の活 用	PFIや指定管理者導入 を推進します。	PFI・指定管理者導入検討事業	企画政策課	一般	—	PFI制度及び指定管理者制度の導入可能な施設について、引き続き検討・協議し導入を推進します。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
						指定管理者選定委員会等開催事業	企画政策課	一般	—	指定管理者制度導入の検討・協議及び導入にかかる指定管理者の選定並びに導入施設のモニタリング結果の検証、評価を行うため、指定管理者選定委員会を適宜開催し、指定管理者制度の適切な運営を図ります。	継続	■	■	■	■	■	■	全域
			4項 男女共 同参画社会 づくり	1. あらゆる分野へ の男女共同参画の 推進	(1)あらゆる分野へ の男女共同参画	人権尊重の視点に立っ た男女平等意識の啓発 に努めます。更に政策・ 方針決定過程への女性 の参画の拡大及び、男 女が多様な生き方への 選択が可能になる環境 整備を推進します。	男女共同参画社会づくり事業	企画政策課	一般	政策	男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、市民や施策を推進していく市職員を対象として男女共同参画に関する各種講座の開催や情報の提供等、啓発事業を実施するとともに事業の推進状況を検証していきます。	継続	■	■	■	■	■	■
第3次男女共同参画プラン策定事業	企画政策課	一般					政策	平成26年度で第2次男女共同参画プランが終了することから、平成25年度から平成26年度の2年間で、第3次男女共同参画プランを策定します。	新規				■			全域		
第4次男女共同参画プラン策定事業	企画政策課	一般					政策	平成27年度で第3次男女共同参画プランが終了することから、平成27年度から平成31年度の2年間で、第4次男女共同参画プランを策定します。	新規						■		全域	

流山市総合計画

後期基本計画（平成22～31年度）

上期実施計画（平成22～24年度）

施策体系・事務事業一覧

発行 平成22年3月
編集 流山市総合政策部企画政策課
発行者 流山市
千葉県流山市平和台1丁目1番地の1
電話04-7158-1111



流山市